

朝鮮動乱特別掃海史

- 1 本史料は、朝鮮動乱勃発から概ね10年を経た時期に海上幕僚監部防衛部において編纂され昭和36年2月1日に発刊された原本から別冊を除き書写したものである。
- 2 原本発刊当時は内容が「秘」とされていたが、近年これが解除され、行政文書(M-M0-M00 保存期間3年 保存期間満了時期 23. 12.31)として情報公開されている。
- 3 書写に当たり、原本中明らかに誤植と思われる箇所を修正するとともに、注釈を要するところ並びに理解を容易にするため、追補として写真、図表等を加えた。

平成21年 1月 5日

掃海OB等の集い

世話人会

目 次

第1節 朝鮮動乱前後の一般情勢	1
別紙第1 朝鮮動乱関連事項一覧表	7
別図第1 国連軍反撃概図	9
第2節 朝鮮掃海の一般経過	10
別紙第2 東京新聞、毎日新聞記事	11
別紙第3 特別掃海隊(95. 66部隊)掃海概況表	12
第3節 朝鮮掃海関連指令、命令(米側および海上保安庁長官)	14
別紙第4 朝鮮水域における機雷の危険に関する情報	16
第4節 特別掃海隊の編成	19
第1項 米国海軍第7艦隊の掃海部隊の編成	19
第2項 特別掃海隊(CTE 95. 66)の編成	19
第3項 特別掃海隊の異動状況	20
第5節 特別掃海隊に関連する諸計画	21
第1項 特別掃海隊進出要領	21
第2項 特別掃海隊船舶の基地	21
第3項 特別掃海隊事務分担表	22
第4項 特別掃海隊掃海要具搭載標準(別紙第5)	22
第5項 特別掃海隊総指揮部の設置	22
第6項 特別掃海隊通信実施要領	29
第7項 元山沖掃海実施計画	30
第8項 掃海実施参考事項	36
第6節 朝鮮掃海の実施経過並びに成果	39
第1項 特別掃海隊進出経過	39
第2項 第1掃海隊(第1次)実施経過	41
第3項 第2掃海隊(第1次)実施経過	45
別紙第6 MS14号触雷報告	46
別図第2 MS14号触雷時の概要図	48
別図第3 MS14号触雷時の乗員配置図	49
別紙第7 MS14号触雷により殉職した中谷事務官の告別式における弔詞	50
別紙第8 元山における日本掃海船三隻の内地帰投について	52

第4項 第3掃海隊実施経過	54
別図第4 第3掃海隊機雷処分図	55
別図第5 元山永興湾の掃海図	56
第5項 第4掃海隊(第1次)実施経過	56
第6項 第1掃海隊(第2次)実施経過	57
別図第6 第1掃海隊(第2次)既掃区域図	57
第7項 第2掃海隊(第2次)実施経過	58
別図第7 第2掃海隊(第2次)行動経過図	61
別図第8 第2掃海隊(第2次)既掃区域図	62
第8項 第5掃海隊実施経過	63
別図第9 第5掃海隊行動経過図(N0. 1)	65
別図第10 第5掃海隊行動経過図(N0. 2)	66
第9項 第4掃海隊(第2次)実施経過	67
別図第11 第4掃海隊(第2次)行動経過図・	69
別図第12 第4掃海隊(第2次)海州掃海図	70
第10項 泰照丸	71
第11項 通信	71
第12項 経理	72
第13項 補給	73
第14項 造修	74
第15項 特別掃海隊関係経費	75
第7節 特別掃海隊に対する表彰並びに訓辞	77
第1項 運輸大臣の表彰	77
第2項 米極東海軍司令官の賞詞	77
第3項 海上保安庁大久保長官の訓示	78
第8節 総合所見	80
(参考) 朝鮮動乱における日本掃海艇の活動に関する説明資料	83
別冊第1 桑栄丸試航	(省略)
別冊第2 東京湾及び佐世保港外の日施掃海	(省略)

第1節 朝鮮動乱前後の一般情勢

太平洋戦争が終結してから5年有半、やっと戦後の対日処理が落ち着こうかというころ米国側にとってまた新しい戦闘に直面しなければならなかった。この新しい戦闘とは、北鮮と中共を敵として朝鮮全土を戦禍に巻き込んだいわゆる朝鮮動乱である。

1950(昭和25)年6月15日、北鮮軍が38度線を突破して南鮮の進入したことが、この動乱の発端とされているが、東京におけるマッカーサー司令部が朝鮮に派遣していた秘密諜者からの報告によって、その前年(昭和24年)6月1日以来、共産主義者たちが朝鮮全土の支配権を確立するために最後の手段として南鮮への武力進入を企画していた事実が次々と判明していた。そして米国政府では朝鮮の事態がいよいよ緊迫しておったことがわかっていたのである。とくに1950(昭和25)年3月には、北鮮軍が同年6月に南鮮に進入するという情報がワシントンに送られていた。それなのに米国政府にとってはこの北鮮軍の38度線突破事件を全く不意討をくったような格好で対処した。

この当時の真相ならびにその経過について元GHQ参謀部第2部長チャールス・A・ウイロビー氏が発表した「東京のマッカーサー」(昭和31年8月11日より東京新聞に連載)の記事には次のように述べている。以下長文ではあるが当時の消息の一端を知ることができるので、その全文を掲げる。

『もともと朝鮮は国務省がマッカーサーの担当地区と分離して、後生大事と直轄していた地域で、マッカーサーとしては、公式には責任を持っていなかった。だから北鮮軍に関するいろいろな情報はいわば“無償”でワシントンに提供したものである。にもかかわらず、侵略が起きた翌1951(昭和26)年会議に喚問されたアチソン国務長官は、北鮮軍の侵略が迫っているという警告がマッカーサー司令部からあったかどうかをブリッジスト上院議員に質問されたときに、冷然として「情報部は、攻撃は起らないと信ずるといった」と答えた。アチソンの答弁は、侵略の起る約4ヶ月前の3月8日付のたった1つの情報部報告のうちからあちこち引き抜いて、さらに用心深く切りつめて答えたものなのである。実際、戦闘のいろいろの段階で、われわれはゆがめられた。そして根も葉もない敗戦主義的な宣伝によって非常な不利をこうむった。こんなことは米国の歴史にとって例のないことであった。

北鮮軍が攻撃をはじめてきたときのマッカーサーの朝鮮に関する任務は「現地米国市民の引揚げ」だけであった。2千名以上の引揚げは1人の死傷なく即座に飛行機でおこなわれた。マッカーサー司令部はこの任務を終えれば、それ以上朝鮮の事態に巻きこまれるなどということは夢想もしていなかった。ところがトルーマン大統領は、マッカーサーに朝鮮の事態に干渉せよと命令してきた。大統領はこれを「警察行動」だといったが、そのことこそトルーマン大統領が敵の兵力の強さと本質を救い難いまでに誤断していた証拠である。ワシントンは米空軍と海軍の威力を誇示しさえすれば、問題は簡単に解決され、朝鮮に平和と統一をとりもどすことができると思っていたにちがいない。ワシントンからの命令に接するや否や、マッカーサーは朝鮮にとんだ。水原飛行場に着いたマッカーサーは直ちに自動車に乗って、敵機の爆弾の中を前線に向かって進んだ。戦に敗れ、ちりぢりになった部隊が引き潮のように南へ南へと下っていった。マッカーサーはその間をぬって、ついに漢江の岸に到着した。京城はすでに敵手におちていた。マッカーサーはここでもまた大敗北の相続人であった。マッカーサーは道ばたの

小高い丘に立ってあたりをながめた。悪臭と悲惨と荒廃に満ちた戦場、マッカーサーはそれらのものを見ながら20分という短時間のうちに決死的な計画を作りあげつつあった。彼は日本に想いをはせた。日本を裸にして、その守備軍を朝鮮に移動させることができるだろうか。敵の日本占領を阻止するのに必要なだけの兵力を日本人の中から急ごしらえに編成できるだろうか。兵力の移駐が本国、政府から許可されたのは6月20日であった。ディーン少将の指揮する第274師団の先頭部隊は7月1日朝鮮に空輸された。マッカーサーはありとあらゆる船、飛行機、汽車、自動車を徴発した。彼は電光のように速やかな処置をとった。これほどものすごいスピードで戦場に軍隊を動員した例は今までにない。しかし、最初戦場からやってくる報告はすべて悪いものだった。ソ連製中型戦車によって韓国歩兵部隊は片端からくわれていった。ソ連製戦車を阻止できる米戦車はパーシングとシャーマン戦車だけだったが、この2種の戦車で日本にきていたのはわずかに92台、しかも全部が使用不能の状態にあった。第24師団がもっていた旧式なM24軽戦車の弾はソ連戦車に当たってもはねかえされた。口径2.36吋のバズーカ砲も歯がたたなかった。

ウォーカー中将は釜山の周辺に薄弱な防衛線を張っていたが、敵は主力をもってここを先途と攻めたててきた。米国の防衛線はついに部分的に突破され、一時は極めて不安な状況におちいった。世界のいたるところで「ダンケルクのアジア版」が起るだろうという予想が気味悪く行なわれた。自由陣営側の威信はゆらぎ、幾億という東洋人の眼はその戦闘の成り行きいかんを見守った。運命の時計が、時を刻むのが聞えるようだった。それなのに、自由世界の政治家たちはだれも手を出そうとしなかった。「侵略を阻止せよ」という国連の熱意も目に見えて冷却していった。米国統合参謀本部の将星どもは「間違った時機に間違った場所で行われている間違った戦争だ」などといいだした。それはあたかも都会の消防署長が貧民街に燃えさかる火災を冷然とながめながら「間違った場所」で起った火災だとぼざいているようなものであった。放っておけば火は商店街、高級住宅地域に燃え移るかも知れないのだ。ウォーカー将軍は海を背にして歯をくいしばって釜山橋頭堡にしがみついていた。日本政府は10万人の警察予備隊を組織したが、それは一つの兵力としてソ連軍の奇襲から日本の安全を保護すべく育成の道をかなり進んでいた。

マッカーサーの海軍力と空軍力は無敵であった。こうした基盤に立ち、マッカーサーは今や遂に最後の偉大な一撃を下す準備を整えた。歴史に名高いナポレオンの戦法によって仁川を突こう—しかしマッカーサーの計画はワシントンの有力な軍事首脳者たちにより反対された。作戦のもっとも重要な部分は大規模な水陸両用作戦にあったが、統合参謀本部長ブラッドレー将軍は「そんな水陸両用作戦はもう古くさい」といった。ワシントンの軍首脳者たちは、第8軍機兵が血みどろな釜山地区に押しこめられているのをじっと見守るだけで満足しているのだろうか。国務長官アチソンは朝鮮や台湾は、米国の防衛圏に入れる要がないと公式に言明した男である。

陸軍参謀総長コリンズ将軍と海軍作戦部長シャーマン提督はマッカーサーを説得するために東京に飛んできた。この東京会談では、重要議題の一として、第1海兵師団を朝鮮に輸送するための十分な船腹を見つけることであった。しかしマッカーサー司令部は米本土西岸、日本およびフィリピン近海を含む太平洋海域の船舶全部を記載した完全なリストを作成していた。これは中央当局の妨害を予期し、それを封ずるために作成したものである。いよいよ8月23日午後5時半、最後の会議が開かれた。

その際マッカーサーは、敵の弱点がその補給線にあることを強調した。北方からする敵の補給路線はすべていったん京城に集って、そこからまた南方に分岐して前線部隊に達していた。マッカーサーの計画は京城を占領し、敵の補給源を全面的に断ち切り、浸入部隊の戦闘力を完全にマヒさせることである。シャーマン提督もコリンズ将軍も釈然としない様子だったが、マッカーサーはガンとして譲歩の色を示さなかった。そして渋々であったがやっと統合参謀本部側の同意を得て、「クロマイド」という作戦名の下にただちに本格的な仁川奇襲上陸作戦の準備が進められ、9月15日 早朝アーモンド陸軍少将の指揮する第10軍団が仁川港地区に上陸をした。そして京城を占領し、北方から第10軍団、南方からは第8軍をもって敵軍をはさみ打ちにした。敵は補給をたたれ、敗走の速度は刻々に激しさを加え、まもなく全面的に崩壊した。共産軍はもはや組織された部隊でなく戦車、大砲、小銃がいたるところに散らばり、兵隊は数千名という単位で投降し、また捕虜になった。かつて仁川上陸に釈然としない態度をとった統合参謀本部もいまや巧みに急変し、称賛した。しかしこのような状況の中にマッカーサーは朝鮮の運命を定めるべき人たちがどんな考えを持っているかについて心配を抱きはじめた。彼はウォーカー将軍にいった。「戦争の目的は、戦場で勝ちとった勝利を政治に有利なような平和の体制に速かに転換することにつきる」すでに軍事的に勝利をおさめた戦争を終結すべき絶好の機会が到来した。これは一方的な意志を敗戦の北鮮軍に押しつけることを意味するものではない。外交当局は米国に野心がないこと、朝鮮に自らの独立を与えるということのほかには他意がないことを中共やソ連に納得させねばならない。ところが米国の外交当局は、この軍事的勝利を朝鮮に平和と統一を回復するための敏速、強力な政治的基盤として活用することには失敗し、このような政治的、外交的無力が共産側に臆病かまたは譲歩とみられて、戦争を終らせるどころか、かえって拡大した。というのは中共が参戦したことであつた。中共の参戦は、北鮮軍が38度線を突破した6月15日以前にすでにその根本方針が決定していたものであり、そのことは当時の諸情報ですでに明らかにされていた。つまり、中共は、必要とあればその軍事的能力のすべてをあげて支援することを北鮮に約束していたことは疑いない。だから、国連軍が38度線を越えようと、その南側にとどまろうと、北鮮軍の敗北から生じた情勢を改善するため、中共がその軍を朝鮮に進めてきたであろうということはきわめて明白であつた。仁川作戦後、本国政府からマッカーサーに対して北鮮軍撃滅の命令が下つた。この命令を実行するために38度線以北の朝鮮領域で水陸両用作戦、パラシュート降下作戦、地上作戦をふくむ行動を指導することを指示したが、状況のいかんによらず朝鮮国境を越えて満州やソ連領に進んではならないことおよび朝鮮人地上部隊のほかはソ連領に接する北東部地区または満州国境に沿う地域に用いない方がよい。またこの作戦を支援するために満州に対してもソ連領に対しても航空作戦や海軍作戦を併用してはならないというようにいろいろと制限があつた。このような指令の下にマッカーサーは進撃を開始し、一方同年10月1日北鮮軍の即時降伏を勧告し、同月7日には国連総会8カ国案承認によって38度線を突破した。同月9日マッカーサーは北鮮へ最後通告を行ない、翌10日には韓国軍が元山を占領した。10月19日には国連軍が平壤を占領したので、この側面から呼応するために同月26日元山に国連軍を上陸せしめた。また同月20日には平壤の北方25哩の肅川、順川にパラシュート部隊を降下せしめた。このころになると鴨緑江のすぐ北方の満州地区に驚くほどの中共軍の集結が行なわれている兆候がマッカーサーおよび前線指揮官に明らかにされた。一方国連軍の北進につれて中共兵がつぎつぎと捕虜となり、これらは中共正規軍の先遣

部隊の一部であるとの兆候を示してきたこと、および進撃中の国連軍に対する敵の抵抗が次第に増大してきたことからいよいよ中共正規軍との交戦を予期してマッカーサーは全軍の配備を慎重に検討した。北鮮軍の残存部隊を撃滅するには十分であった国連軍も、中共軍の優勢な兵力に対してはさすがのマッカーサーもどうすることもできなかった。ワシントンからは大きな兵力の増援は期待できないとの通知がきていた。そこでマッカーサーは蒋介石の国民政府軍からの増援を許可するように願い出たが、米統合参謀本部はつぎのような理由でこれを拒けた。その理由というのは、

「国連内で米国と結んでいる各国の協力態度を破り、米国は孤立に陥る可能性がある。英連邦諸国にとっては、国民政府軍と自分たちの軍隊とが一緒に使われることは容認できないだろう。極東における米国の指導的地位は国連内において極めて深刻な打撃をうけることになる。」

マッカーサーは幕僚や前線指揮官たちの意見をきいた。大体一致した意見は「第8軍を機動の自由を保持しながら、一定限度に進撃させること」が異常な情勢に対処するための最良の方法であるということであった。マッカーサーは本国政府に報告を行なった。もし中共が介入してこないなら、それで戦争は終りになるであろう。反対にもし中共の出方がそうでなかったら、わが軍の行動は「強行威力偵察」の役割を果たすことになるだろう。その偵察の目的は中共政府の仮面をはぎとり、「義勇軍」などという擬装を粉碎し、「中共正規軍」の正体を明らかにすることになるのだ。マッカーサーはウオーカーに対し、もし中共軍が介入してくるようなことがあれば、即時後退することができるよう計画を立てるとともに、その計画を瞬時に実行できるよう準備を整えることを命令した。こうして11月24日、第8軍は用心深く行動を開始した。

マッカーサーは飛行機で第8軍の前線に飛び、旧友の一人と冗談まじりに「2個師団を帰国させ、クリスマスを故国で過させる」ということをいった。この言葉を世界の新聞は「公式の予測」として誤り伝えた。実際のところそれは現実とは何の関係もなく述べられたものであったが心理的、政治的には「国連軍は北鮮をとってしまえば、それより先に進撃するつもりはないのだ」ということを最終的にまた公然と中共側に再確認させる効果をもったものであった。ところが中共政府はこのマッカーサーのことばを無視する態度に出た。

1950(昭和25)年11月26日、中共軍指揮官 林彪将軍は、部下全軍をして鴨緑江を渡河させ戦場に投入した。こうして中共は米国およびその友邦に対し公然たる戦闘状態に入った。この中共軍は二つに分れ、一つは林彪の指揮する第4軍であり、ウオーカーの第8軍に対してホコを向けてきた。もう一つは陳毅のひきいる第3軍でアーモンドが指揮する第10軍団と衝突しつつあった。マッカーサーは第一線指揮官を東京に呼び短時間の会議を開いた。この会議で中共軍の兵力が圧倒的優勢であることを認め、この敵兵力から米軍の最前線まではわずかに50哩という距離であることがわかった。そして5対1または10対1という劣勢で戦わねばならぬことになった。しかもその共産軍の補給基地である満州を攻撃することは差止められているというので指揮官たちは憤りを感じていた。将軍たちは中間的陣地について検討した。その結果平壤―元山を結ぶ線を防禦線として第8軍と第10軍とが合同して、攻勢に転ずることが予定された。そして航空部隊をもって鴨緑江の6つの橋を破壊することであった。しかし鴨緑江の橋の破壊に対するマッカーサーの命令はワシントンからの命令で取消された。マッカーサーは憤りに燃えつぎのように叫んだ。

「わたしは、部下将兵の生命と、軍の安全をはかるためにあらゆる軍事力を発揮したかった。ところがこの願望は現実には拒否された。わたしははじめて気がついた。それは朝鮮の将来を悲劇的なものにする前ぶれであることがはっきりわかる。この気持ちは、わたしには言いようのないショックである」

こうして中共の参戦後、米国はその軍事史上いまだかつてない不利な情勢で戦わねばならない羽目になったのである。

マッカーサーは朝鮮戦況の変化と過去2ヶ月間における経過からみて大きな勝利をつかむ可能性が必ずくるといふ作戦計画をたてた。これは中共の海岸地区および奥地基地に対して攻撃の手をのばすというもので、報復航空爆撃の脅威をもって敵に損害を与えるという構想のものであった。共産軍は4月になると攻撃を開始したが無効に終わった。なお5月にも再び攻撃を試みたが、これが最後の試みとなって共産軍の再起を不能にするほどの損害を蒙った。中共軍の第3軍および第4軍といえば、中共のもつ最優秀部隊であったが、その70ないし80を数える師団がいまや朝鮮戦線にクギづけとなり、文字どおり業火の中に焼きつくされた。中共側も事の重大さを悟り、崩壊一步手前 のところで休戦の必要を認めた。そして国連では、ソ連が実にこうかつにまたうまい時を見はからって口を出し、中共のために休戦を勝ちとってやった。かてて加えてトルーマンはいま一息で勝利を勝ちとれるばかりのところでは彼の最も有能な指揮官マッカーサーを罷免した。マッカーサーこそ、極東において共産側にとって本当に恐るべき人物だったが、トルーマンはまんまと共産側の術中に陥ったのである。米軍の卓抜な戦術によって、共産側の力は2月以来徐々に衰えていたが、ここに米国側としてはまたとない好機をとり逃してしまった。マッカーサーは共産側の弱体化の兆候を見ぬいていた。そして常識に基づいての結論に達した。彼は中国領土に対しても攻撃を加えて軍事的決戦を断行すべきだと主張した。当時中共側は朝鮮における作戦を支持するため、満州や中国本土の施設を積極的に利用していた。中国沿岸諸港は幾多の軍需品輸入に使われていた。マッカーサーは、これら中国内の軍事施設に攻撃を加えること、そして中国沿岸を海軍力で封鎖することを許すように本国政府に進言した。さらに、彼は、台湾の中国国民政府軍を朝鮮にもってきて使うことについても、あらためてワシントンに願い出た。統合参謀本部はこれらの進言を實際上承認したが、それより上層部でこの案は握りつぶされた。

マッカーサーは部下幕僚たちに語った。国連による朝鮮での戦争の行使における最大の欠点は何かといえば、それは勝利を得ようとの意志を欠いているということである。わたしは前から信じていた。つまり、朝鮮問題解決のために米国がどんな行動に訴えたところで、そのこと自体が世界大戦を爆発させるほどの大きな要素とはなり得ない、ということだ。こうしていままた新しい勝利がかちとられようとしているとき、トルーマンは何の前ぶれもなくマッカーサーを罷免したのである。』

以上が元GHQ参謀部第2部長チャールス・A・ウイロビー氏の発表した朝鮮動乱前後の状況である。

一方日本は当時いかなる状況にあったであろうか。

1951(昭和26)年3月31日、草案が発表され、この条約の効力が発生したのは翌27年4月28日であった。

従って朝鮮動乱の勃発した1950(昭和25)年6月頃は、日本はいまだ連合軍の占領下にあつて、連合軍最高司令官マッカーサーの指令の下ですべてが行なわれていた時代である。

1950(昭和25)年6月、いわゆる朝鮮動乱の勃発した月は、海上保安庁に航路啓開本部が設立され、従来の掃海作業に加えて爆発物件処理業務等を掌ることとなって航路啓開業務がますます複雑かつ多岐にわたるものと予想せられるときであった。にもかかわらずGovernment Section では、感応機雷自滅時期である同年8月以降をもって追放該当者である旧海軍将校の縮減を考慮し、同年8月7日附全追放該当者旧海軍将校解任のGS指令を日本側は受領した。田村航路啓開本部長もついに近日中に後継者を選定し現職の退官を決意した。しかしCNFEとしては、あくまで日本掃海隊の健全なる存続を希望すると同時に航路啓開本部長の辞意を極力慰撫し、CNFEジョイ中将およびチャーマン米海軍作戦部長がSCAPと交渉し、日本掃海隊をいままでどおり存続し、朝鮮掃海に協力させるよう進言した。ここにおいて追放該当者解任を同年10月31日まで延期する旨の通知があった。しかし同年10月6日以降朝鮮掃海協力作業を行うことになったので、その後この追放該当者解任の問題も延期となり、ついで日本と連合国との間に平和条約の調印となって、この問題は自然消滅の形となった。

たまたま日本掃海隊の追放該当者の解任問題が上記の朝鮮動乱の重要な戦局と時を同じゅうして生じたことは何らかの関連もあるようにも考えられるが、太平洋戦争の集結と同時に完全に武装解除された日本掃海隊が、占領軍の命令に基づき重大な戦局の進展しつつあった朝鮮海域の掃海に充当されたことは、当時の状況下においてはやむを得なかったとはいえ、わが掃海隊にとってはまことに重大な試練であり、また幾多の問題を含む裏面史でもある。

当部で保管中の貴重な資料の散逸を防止するとともに、冷厳な運命下身命の危険を賭して敢闘された隊員の苦勞を記録するため、当時の資料に基づき当部林囑託の手を煩わしてここに集録する次第である。

【追 補】



講和条約の調印をする吉田茂首席全権
1951年9月8日 米国・サンフランシスコ

朝鮮動乱関連事項一覧表

年	月	日	事 項
25	6	15	北鮮軍38度線突破、朝鮮前線戦闘に突入
		27	国連安保理事会北鮮に対する軍事制裁案可決、「ト」大統領三軍の出動下令
		30	米国、朝鮮全海岸封鎖宣言
	7	6	マッカーサー元帥国連軍司令官となる。
		8	マッカーサー元帥日本の警察力、海上警備力強化指令
		20	大田陥落、ディーン少将行方不明
		25	国連軍司令部を東京に設置
	8	21	コリンズ、シャーマン米陸海軍首脳と「マ」元帥会談（東京）
		31	トルーマン大統領、中共の不介入望むと声明
	9	4	国連機のソ連爆撃機墜落事件発生
		10	北鮮総参謀長戦死発表
		12	米国国防長官更迭、後任はマーシャル元帥
		13	連合軍総司令部、赤迫放に重大示唆、アカハタ、ウィクリー発行停止
		15	国連軍仁川奇襲上陸
		17	金浦飛行場占領、米国第7師団仁川上陸
		21	38度線突破は国連の決定に従うと「ト」大統領声明
		27	北鮮インドを通じ和平4条件提示
		29	京城で首都返還式
	10	1	「マ」元帥北鮮軍の即時降伏勧告
		7	国連総会8カ国案承認事実上38度線突破を認む。
		9	「マ」元帥北鮮へ最後通告
		10	韓国軍元山占領
		11	北鮮降伏勧告拒否
		15	「ト」大統領、「マ」元帥会談（ウェーキ島）
		19	国連軍平壤突入
		20	米国パラシュート部隊肅川、順川降下
		23	李大統領、北鮮統治言明
		26	国連軍元山上陸
		29	米軍利原上陸
	11	2	韓国軍、西部戦線で中共軍と初交戦
		5	「マ」元帥外国共産軍の浸入非難
		6	米国、中共介入の「マ」元帥声明を国連に報告
		8	国連軍新義州猛爆

年	月	日	事 項
25	11	10	日本旧職業軍人へ初の追放解除
		16	「ト」大統領、中国攻撃の意志なしと発表
		21	国連軍朝満国境に達す
		24	「マ」元帥陣頭指揮で、国連軍総攻撃開始
		26	共産軍反撃開始
		30	「ト」大統領、原爆の使用考慮中と言明 国連安保理事会の中共軍撤退決議案にソ連拒否権を行使
	12	4	国連軍平壤放棄
		5	国連加盟のアジア11カ国、38度線で南下中止を中共に申入れ
		9	国連軍元山完全放棄
		16	「ト」大統領、非常事態宣言を発し、中共、北鮮の在外資産凍結発表
		23	ウォーカー第8軍司令官戦死、後任リッジウェイ中将
		25	第10軍団の興南撤退完了発表
26	1	3	韓国政府京城撤退
		4	国連の許可なしに中共領土爆撃せずと言明、国連軍仁川撤退完了
		13	国連政治委、朝鮮停戦5項目可決
	2	10	国連軍仁川占領
		21	国連軍春川占領
	3	31	対日講和草案発表
		7	「マ」元帥書簡問題化、「ト」大統領軍首脳と協議
		11	「ト」大統領、「マ」元帥を解任、後任にリッジウェイ中将 第8軍司令官にヴァン・フリート中将
		16	「マ」元帥離日、帰米
	9	8	連合国と日本国との平和条約調印(桑港)
27	4	28	同条約発効、日本は独立国となる。

【追 補】トルーマン・マッカーサー会談(ウェーキ島)

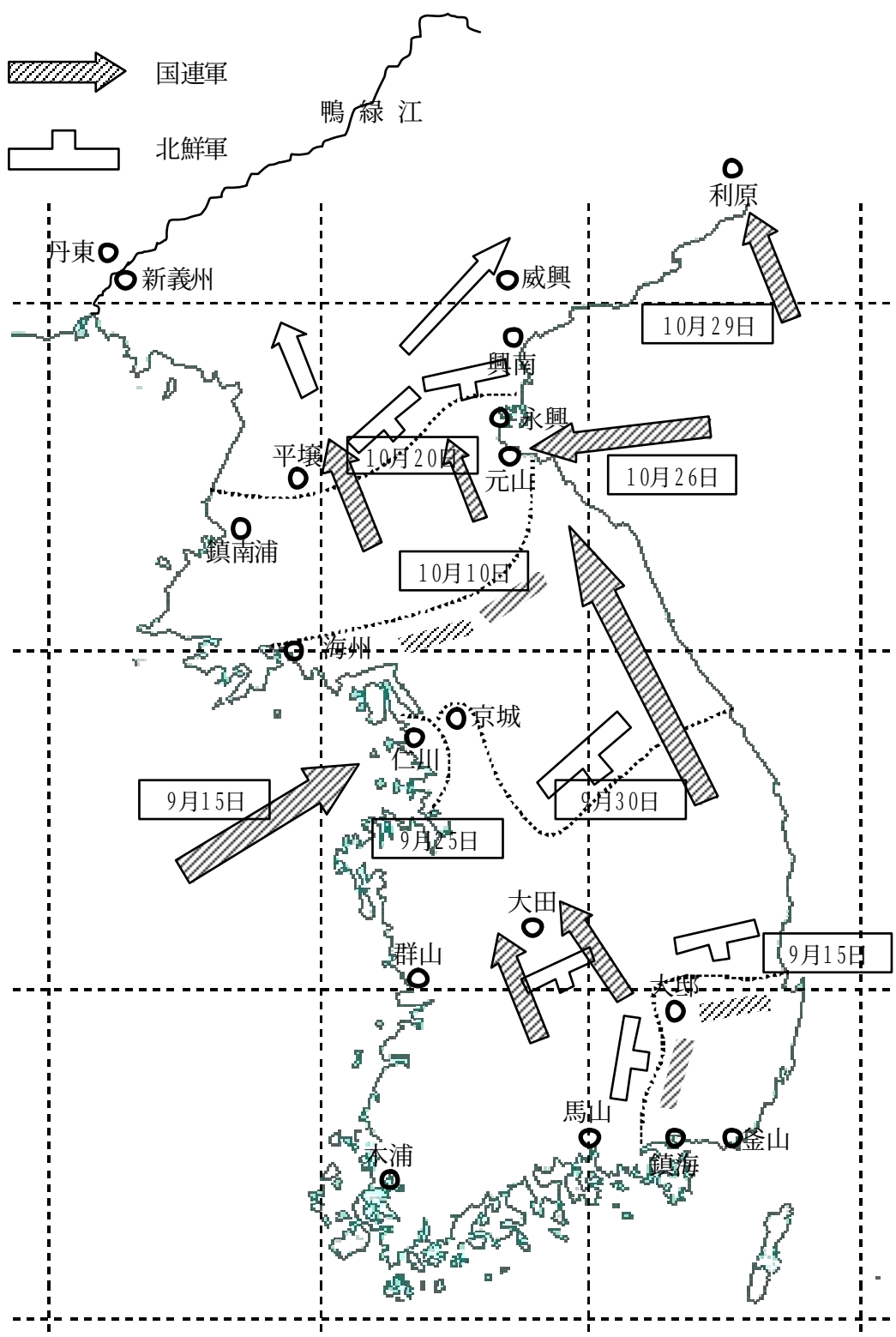
艦上にて(仁川上陸作戦中)



別図第1

国連軍反撃概図

別図第 1



第2節 朝鮮掃海の一般経過

朝鮮動乱が勃発すると北鮮軍は、南鮮軍に協力する国連軍の作戦および海上輸送を阻止する目的をもって、朝鮮の重要港湾にソ連製の各種機雷を多数敷設した。

1950(昭和25)年10月2日、CNFEから朝鮮掃海作業に対する協力を日本側に要請してきた。当時日本としてはいまだ講和条約が調印されない以前であって、国際的にも微妙な立場にあることから、本協力作業を秘密裏におこなうことになったものである。従って本作業に関する事項は一切極秘とされていたのであるが、同年10月9日東京新聞夕刊にまた同年10月22日毎日新聞にそれぞれその行動の一部を発表した。(別紙第2参照)

ともあれ日本政府としては、連合軍による占領下にあったことでもあり、直ちに朝鮮掃海協力の要請に応じ、同年10月6日附をもって試航船1隻、掃海船20隻、巡視船4隻計25隻をもって特別掃海隊を編成し、田村航路啓開本部長を総指揮官として、下関に集結した。そこで日本特別掃海隊は、米国海軍第7艦隊長官ストラブル中将の指揮下の96.66部隊として朝鮮海域の掃海に協力することとなった。

日本特別掃海隊は、4つの掃海隊と試航船と区分され、1950(昭和25)年10月中旬より、同年12月初旬北鮮における戦況の急変によって逐次日本に帰投、同月15日附特別掃海隊の編成を解くまで、約2ヶ月、元山、群山、仁川、海州、鎮南浦の朝鮮の要地の掃海に従事した。

なお試航船桑栄丸は、1951(昭和26)年4月6日から翌27年6月30日まで、仁川、木浦、麗水、馬山、釜山、鎮海の要地の試航を行なった。この間各掃海隊は悪天候と危険を冒し、とくに元山における掃海では敵の敗残兵によって射撃をうけながら、筆舌でつくせぬ困難な作業を克服して、重要任務を完遂したのである。当時の極東海軍司令官ジョイ中将は、米国海軍の賛辞である”Well Done”を日本特別掃海隊におくりその功績をたたえた。しかしながらこの功績の陰には、1隻の掃海船が触雷沈没し、1隻は座礁沈没し殉職者1名負傷者8名を出したことはまことに残念であった。

この掃海によって、327軒の水路と606平方軒にのぼる泊地を啓開し、27個の機雷を処分した。

なお、この掃海に従事した掃海船、巡視船はいずれも戦時中急造された木造の老朽船であって、船体、機関ともに老衰し、整備に多大の労苦があった。この特別掃海に従事した人員は、巡視船乗員が一部参加したほかは航路啓開部所属の事務官が大部分であって、終戦後引き続き5年以上にわたり掃海に従事してきた旧海軍軍人であり、その中堅幹部は追放該当者でとくに留任を許可された旧海軍士官92名がこれに当たった。また巡視船乗員の幹部職員も戦時中海軍に予備士官として従事したものであった。顧みて、日本特別掃海隊がこのような功績を挙げ得たことは、関係者の全力をあげて協力した協同作業の賜であることは勿論であるが、この掃海作業の特殊性から掃海隊の技量が終戦後5年の経験を加えて円熟の域に達し、これに加えて旧海軍伝統の精神が遺憾なく発揮されたことを忘れてはならない。

1 東京新聞 (25. 10. 9夕刊)

日警備艇も掃海へ

(UPトレメイン東京特派員7日記)

信頼すべき筋が7日語ったところによれば、日本の沿岸警備艇12隻が米第7艦隊の指揮下で掃海作業に従事するため朝鮮水域に向け出発した。

米海軍筋はこの報道を確認も否定もしていないが海上保安庁筋では総司令部当局から掃海艇に改装された沿岸警備艇25隻を10月5日までに九州に派遣するよう命令をうけたと語っている。

(共同)

2 毎日新聞 (25. 10. 22朝刊)

日本掃海船の作業中止

(UP特約(東京) 21日)

在京米海軍スポークスマンは、21日国連雇用の日本掃海船は朝鮮水域で作業中であったが、19日その1隻が沈没したため20日から作業を中止することになったと発表した。

【追 補】



日本特別掃海隊〈池田参謀、田村総指揮官、大久保長官〉

掃海船(艇) MS

駆特:駆潜特務艇 130トン



巡視船(艇) PS

哨特:哨戒特務艇 230トン



特別掃海隊 (95.66部隊)
掃海概況表

別紙第3

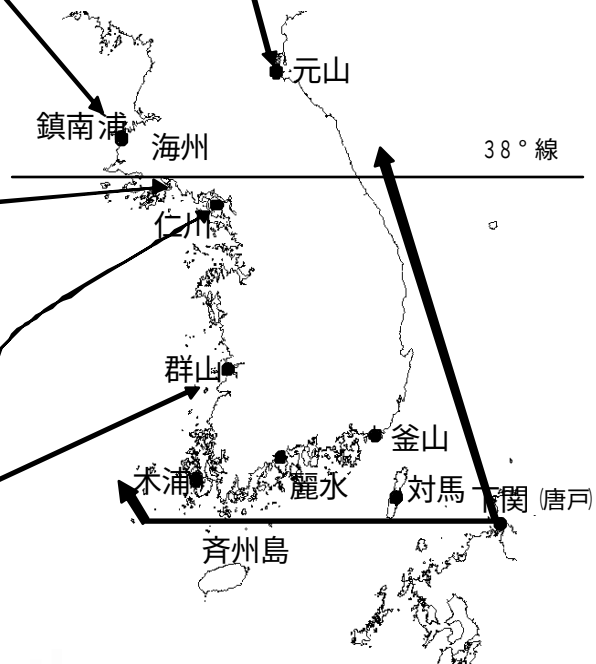
総指揮官 田村久三

掃海部隊名	第2 (第2次)	泰照丸
指揮官	石野自彊	星子直明
船名	MS	62,23,22,57,09,13 15,10,21,03,06,09
	PS	56
参加員	348	58
掃海期間	11/7~12/8(23d)	18/11~30/11(13d)
掃(泊)係	維	36
	地	0
海(区)航	係	90.1
	路	79
処分機雷数	2	0
損失	0	0

掃海部隊名	第2	第3	第1 (第2次)
指揮官	能勢省吾	石飛 缸	花田賢司
船名	MS	62,03,06,14,17	24,19,01,05,16
	PS	02,04,08	48
参加員	207	152	101
掃海期間	10/10~18/10(9d)	18/11~30/11(13d)	22/11~4/12(13d)
掃(泊)係	維	0	67.35
	地	0	24
海(区)航	係	2.4	2.75
	路	1.5	36.4
処分機雷数	3	5	0
損失	MS 14 触雷沈没(7/10)	0	0

掃海部隊名	第1	第4次 (第2次)
指揮官	山上亀三雄	大賀良平
船名	MS	20,02,04,07
	PS	3
参加員	116	121
掃海期間	11/10~30/10(21d)	1/12~6/12(6d)
掃(泊)係	維	139
	地	0
海(区)航	係	82.4
	路	0
処分機雷数	15	0
損失	0	0

掃海部隊名		第4
指 揮 官		萩原晏四
船 名	MS	25,22,30,10,11,12
		57
	PS	0
参 加 員		101
掃海期間		22/11～4/12(13d)
掃(泊)係 海(地)磁 区(航)係 域(路)磁	維	0
	氣	0
	維	1.6
	氣	1.6
処分機雷数		3
損 失		M S30 座礁沈没(27/10)



【追補】総指揮艇 MS 62



[追 補]

27 September–15 October: Planning the Wonsan Landing

Table 11.–Joint Task Force 7 Wonsan
[Expanded version of this table is under construction]

(<http://www.history.navy.mil/books/field/ch8a.htm>)

JOINT TASK FORCE 7.	VICE ADMIRAL A. D. STRUBLE
TASK FORCE 90. ATTACK FORCE.	REAR ADMIRAL J. H. DOYLE.
2 AGC, 2 APD, 4 PF (1 RN, 2 RNZN, 1 French), 1 PCEC, 9 APA, 15 T-AP, 10 AKA, 5 LSD, 1 LSM, 3 LSMR, 48 LST (30 Scajap), 20 LSU, MSTs shipping as assigned.	
TASK FORCE 92, X CORPS.	MAJOR GENERAL E. M. ALMOND, USA.
TASK FORCE 95. ADVANCE FORCE.	REAR ADMIRAL A. E. SMITH.
Task Group 95.2. Covering and Support Group.	Rear Admiral C. C. Hartman.
3 CA, 1 RNCL, 6 DD (1 RN, 1 RAN, 1 RCN).	
Task Group 95.6. Minesweeping Group.	Captain R. T. Spofford.
1 DD, 1 APD, 2 DMS, 3 AM, 7 AMS, 1 ARG, 1 ARS, 8 JMS.	
Task Group 96.2. Patrol and Reconnaissance Group.	Rear Admiral G. R. Henderson.
1AV, 1 AVP; 3 USN, 1 RAF Patrol Squadrons.	
Task Group 96.8. Escort Carrier Group.	Rear Admiral R. W. Ruble..
2CVE, 6 DD	
TASK FORCE 77. FAST CARRIER FORCE.	REAR ADMIRAL E. C. EWEN.
4 CV, 1BB, 1 CL, 16 DD.	
TASK FORCE 79. LOGISTIC SUPPORT FORCE.	CAPTAIN B. L. AUSTIN.

Units assigned from Service Squadron 3 and Service Division 31.

表中 8JMS となっているのは元山掃海に従事した第2掃海隊(能勢省吾指揮官)

VADM A. D. STRUBLE.



RADM A. E. SMITH



CAPT R. T. SPOFFORD



第3節 朝鮮掃海関連指令、命令(米側および海上保安庁長官)

第1. 日本掃海艇を朝鮮掃海に使用に関する指令

CNFE/S81 5451 4 Oct. 1950

From :Commander Naval Force, Far East.

To :Ministry of Transportation, Japanese Government.

Subject :Japanese Minesweepers, use of

1. The Japanese Government is hereby directed to assemble twenty(20) Japanese Minesweepers, one guinea pig and four other Japanese Maritime Safety vessel in Moji as soon as practicable.

These vessels will be prepared for such minesweeping operations as will be designated in future directives.

2. The above twenty Japanese Minesweepers will not include MS No.12,13 and 17 presently sweeping in Tokyo Bay, or MS No.22,25 and 26 currently sweeping in Sasebo.

C. T. JOY

第2. 10月4日正午、奥本部長代理がCNFEでホーナー少佐から上記指令を受領した。その節同少佐にただした点は下記のとおりである。

A. 指令について

1. 指令は門司集合までのことであって、門司発進およびその後のことについてはSCAPより改めて指令される。6日までになるべく発令されるようにつとめるがそれまでに指令のないときは門司で待機のこと。
2. (イ) 一項中のGPとは田村本部長の申入れのあったMS62である。桑栄丸ではない。
(ロ) 二項中の東京および佐世保の作業船艇に指定されているMS12, 13, 17, 22, 25, 26は番号に関係なく3隻という意味である。

B. 指令外のことについて

1. 掲揚旗章は門司発進までに決定する。CNFEでも研究するがMSAでも考えてくれとのこと。
2. 給与その他についてはSCAPの指令に明らかにされるはずである。
3. 派遣隊の名称は現地第7艦隊で決めることであるから決定したら連絡せられたい。

第3. 上記米側指令によって、海上保安庁長官は関係麾下部隊につきのように発令した。

(タナ 32) 25. 10. 2

本文 米側の指令により朝鮮海域の掃海を実施することとなりたるにつき下記により艦艇を至急門司に集結せしめよ。

1. 6日(金曜日) 朝釜山に向け門司出港すべきもの
掃海船 10隻、母船1隻
呉 駆特5隻(内1隻佐世保に派遣中)、哨特1隻、母船1隻
下 関 哨特1隻、大阪 駆特3隻
2. 引き続きなるべくすみやかに門司発釜山に向かうもの
掃海船 10隻 【下記の合計隻数と合わないが原文のまま記述した。】

小 樽 哨特2隻 (現在横須賀に派遣中)
名古屋 駆特2隻 (現在横須賀に派遣中)
呉 駆特2隻 (現在横須賀に派遣中)
哨特1隻 (現在横須賀に派遣中)
駆特1隻
新 潟 駆特1隻

3. 出港前の準備については後電す。

第4. 10月6日、CNFE, S81, 5474によって、米極東海軍司令部より日本政府運輸省あて日本掃海船の使用に関しつぎのように指令した。

1. 連合軍最高司令官は、朝鮮海域において日本掃海船20隻、試航船1隻およびその他4隻の巡視船の使用を認可し指示した。従って正規な海軍経路を通じ極東司令部によって将来出される指令に応ずるため、日本政府は門司に集結しているこれ等の船舶に必要な命令を発することを指令する。

2. 朝鮮海域におけるこれ等の任務に対する船舶の標識は万国信号E旗を掲げること。

3. これ等の船舶に所属する人は本任務中2倍の給与を受ける。朝鮮海域における間の補給 (Logistic Support) は米海軍にて供給する。 C. T. JOY

第5. 朝鮮海域掃海隊編成について10月2日海上保安庁長官はつぎのように発令した。

(タナ 43)

朝鮮海域掃海部隊を下記のように編成する。

1. 総指揮官 航路啓開本部長

首席指揮官付 池田監理課長

指揮官付 島田 (掃海)、星出 (庶務)、松島 (補給)、萩原 (機関)

藤井 (通信)、山口 (補給)

【追 補】 司令部要員の構成は、P24 を参照

2. 掃海船は5隻あて1隊とし、各隊に処分艇として巡視船1隻を配分し、各隊指揮官をつぎのとおり指定する。

(イ) 1番隊 山上7管区航啓部長

(ロ) 2番隊 能勢5管区航啓部長

(ハ) 3番隊 石飛9管区航啓部長

(ニ) 4番隊 萩原2管区航啓部長

第6. 10月7日海上保安庁長官は、朝鮮海域の掃海隊を部内限り特別掃海隊と呼称するよう指令した。

第7. 試航船泰照丸および掃海艇の除籍並びに復帰

1950 (昭和25) 年12月15日、米極東海軍司令部 CNFE A4-3によって海上保安庁あて次のように指令があった。

1. 海上保安庁は試航船泰照丸を同船舞鶴着次第所有者に返還すべし。同船は最早米海軍の要求するところとならない。

泰照丸に積入中の諸器具の処理に関しては別途に指示する。

2. 目下日本水域にある日本掃海艇は日本水域掃海を実施するため、朝鮮における任務以前の固有任務に復帰することとし米海軍の指揮を解く。

3. 米極東海軍司令部は朝鮮水域における機雷掃海に示された日本掃海艇の有効かつ勇氣に満ちた努力に感謝する。
参謀長 A. K. モアハウス

別紙第4

朝鮮水域における機雷の危険に関する情報

米第3掃海隊指揮官R. T. スポッフォード大佐 (Captain Richard T. Spofford) から米第7艦隊司令官あて送った朝鮮水域における機雷の危険に関する情報はつぎのとおりである。

1. 昭和25年9月30日おこなわれた機雷戦に関する会議において、第7艦隊司令官は朝鮮水域における機雷の危険防止に関する戦訓資料となるべき一般情報を麾下各部隊に周知徹底せしめることの必要を提議した。
2. 同封文書(1)はいままでに得た機雷に関する戦訓を参考までに発表せるものである。

「秘」 同封文書(1) 朝鮮水域における機雷障害に関する件

- (1) 問 朝鮮近海のどの地域に機雷の危険があるか。

答 朝鮮全域にわたってである。

(イ) 機雷の危険は陸岸よりかなりの沖合にあり、その機雷は浮遊機雷として流されたものかあるいは係維機雷原から索を切断されて流れたものである。

(ロ) 南鮮の中いまだ敵手にあり、敵が主要目標と考えているすべての地域の沖合にはおそらく触発型係維機雷が敷設されている。

(ハ) 北鮮海岸地区はきわめて多量の機雷が敷設されているものと推定される。

(ニ) 米海軍駆逐艦およびそれ以上の大型艦船が陸上目標に向かって行動する水域の付近はすべて機雷が敷設されているものと考えねばならない。

- (2) 問 浮遊機雷はいかなる危険を与えるか。

答 (イ) 大型艦船に対してはおそらく喫水線に大穴をあけ、隔壁には多量の浸水を与え、爆発は60呎(フィート)以内においては下甲板の乗員は全員死傷する。その程度による損害も異なるがすべての機械器具にはげしい衝撃を与える。爆発から60呎(フィート)ないし150呎(フィート)の範囲においては乗員の一部に軽傷者を出すだけである。

(ロ) 700噸(トン)以下の船艇に対しては、その船体構造に与える損傷が沈没をまねく恐れある外右と同じである。

(ハ) 機雷の爆発より生ずる船内の火災および爆発の可能性がこの損害をさらに増大する。

- (3) 問 係維機雷に遭遇する水域の水深如何。

答 既知の係維機雷では係維索600尋までのものが使用されている。しかし仁川水域において使用されているようなM26型係維機雷は100尋以上の水域ではおそらく見られないであろう。

- (4) 問 潮流の係維機雷に与える影響如何。

答 潮が流れている場合機雷はかなり沈む。潮差が極めて少ないかあるいはない水域においては潮流が増大するので危険は減少する。

朝鮮東海岸の潮差はとるに足らぬから潮流が機雷の深度を支配する。

(5) 問 潮の係維機雷に与える影響如何。

答 潮差と潮流とを総合した影響を考慮せねばならない。機雷が潮差30呎(フィート)程度の朝鮮西海岸において低潮時水面下にある場合、その機雷は最高潮より最低潮までの潮差深度より深くなるであろう。故に最高潮前後の時間が短い時は危険が少ない。

(6) 問 最大喫水下10呎(フィート)以上にあるとわかっている係維機雷の上を航行することは危険であるか。

答 もしその機雷が係維触発機雷であればしかり危険である。なお、うねり、風浪による潮の干満を無視してはならない。もしその機雷が音響あるいは磁気による爆破装置を有する係維感応機雷であれば、その上を航過することは極めて危険である。何故ならばその機雷は船底の弱い部分を爆破するであろうから。ただし係維音響機雷が北鮮で使用されていることは考えられない。

(7) 問 浮遊機雷と係維機雷から生ずる損傷の相違点如何。

答 後者は前者よりも深く、ぜい弱部により大なる損傷を与え弾庫の誘爆を導き浸水および衝撃による損害も大抵の場合により大である。

(8) 問 沈底機雷に遭遇する水域の深度如何。

答 水深40尋以下の水域、なお水深20尋以下の水域において遭遇する公算さらに大なり。

(9) 問 沈底機雷により生ずる危険如何。

答 沈底機雷は駆逐艦あるいはそれ以上の艦船に対し最悪の危険を与える。この機雷は浮力を必要としないので、実際の機雷の大きさがそのまま爆薬の量の限界になっている。水上機によって敷設された機雷は1噸以上の爆薬を有する。

もし爆発が船底において起った船はおそらく真二つに折れるであろう。もし爆発が直接船底において起らなければ沈没は免がれるが損害甚大で修理の見込みはないであろう。

(10) 問 敵はいかなる感応機雷を有するや。

答 ソ連がドイツ機雷の情報を入手して以来敵は既知のあらゆる型の機雷をもっているものと推定せねばならない。なお水圧機雷のような処分のもっとも困難な機雷の在庫量も同盟国へ多量移送することにより涸渇するようなことはないと思われる。

(11) 機雷の危険防止のための一般守則

(イ) できる限り水深の深い水域を航行し、水深を増すために満潮を利用すること。

水深60尋以下は係維機雷に対して危険であり、40尋以下は沈底機雷に対して危険である。

(ロ) 機雷原あるいはその付近の潮流がはげしければ機雷の耐久力および効果は減少する。故に深い海域を選ぶことが大切であり、潮流の早い時刻および場所を航行しなければならないことは係維機雷に適用される。

(ハ) できる限り沈底機雷の敷設されている水域を避けること。

(ニ) 敵の手中にある地域からの監視(電探あるいは肉眼による)距離内において同じ航路をかさねて航行しないこと。敵は反復航行をする貴船を捕捉し機雷原のわなをかけるのにいきわめて機敏である。

(ホ) もし僚船が触雷したら救助にはボートを出すこと。貴船自体を犠牲にしてはならない。

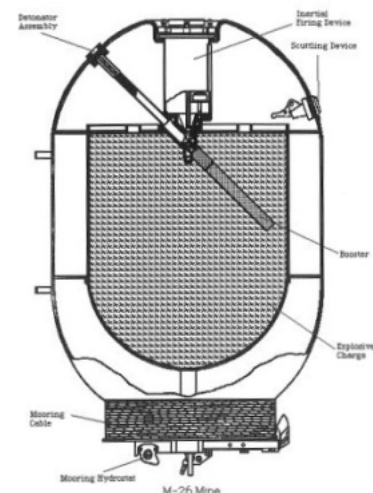
(ヘ) 磁気測定を続行し適当に測定器をセットし機会の許す限りこれをチェックすること。

- (f) 水圧機雷の報告を受け、しかもその機雷原を避けることのできない場合はできる限り微速で航行し潮流とともに行くこと。
- (g) 機雷の敷設されている水域あるいはその付近を航行することは、あたかも危険な岩礁や浅瀬の付近を航行するのと全く同じかあるいはそれ以上危険である。
いかなる不必要な危険もおかしてはならない。
- (h) 係維機雷が船底にくるような水域を航行する場合は音響測深儀を使用すること。
船は微速で航海すること。
- (i) 水面に浮遊している機雷を処分する場合つぎのような危険がある。
- (1) 爆発機雷の破片が乗員に飛んでくる。
 - (2) 船は爆発のとき衝撃を受ける。
最も安全なる守則は次の通りである。
 - (1) 最小150ヤードの距離をとること。
 - (2) 0.30口径自動小銃を使用すること。
 - (3) 処分隊員はカボックの救命身および鉄カブトを着けること。
- (j) 沈底機雷敷設水域にある時、乗員が中甲板あるいはそれより上におれば安全である。
浮遊機雷あるいは係維機雷の敷設海面では、爆発は大抵の場合、第3番目の船の首部あるいはスクリューのところで起こる。【理由不明、感応機雷のことか？】
- (k) 見張員および操舵員の周到なる訓練が船の危急を助ける。船橋の両側に目敏い見張員を配置することが大切である。大型船には船の前端部に見張員および電話員を配備することも必要である。
機敏に報告できるよう見張員を訓練すること。
咄嗟の場合、わずかに転針することにより船首すれすれに機雷をそらすような訓練もすること。機雷が船首の中程まできたら機関をほとんどストップし、機雷が船の転心に近い後部が回転するよう舵を機雷に向かってとる。
なお、その際、他の機雷にぶつからないよう運動に注意すること。

最も大切な守則は全能の神にその加護と導きを祈ることである。

【追 補】 係維触発機雷 M-26

出典: Mine Warfare in the Russo-Soviet Navy
Jwffrey K. Bray Aegeon Park Press 1995



第4節 特別掃海隊の編成

第1. 米国海軍第7艦隊の掃海部隊の編成

米国海軍第7艦隊長官指揮下の掃海部隊は、95. 6部隊と呼称され、つぎのように編成された。このうち日本掃海隊は、95. 66と呼称された。

部隊番号	部隊名	任 務	指 揮 官	乗 船 艇	船 艇
CTG 95.6	第3 掃海戦隊	司令官	スポッフオード大佐	ダイアチェンコ (APD-123)	
CTE 95.60		旗 艦	ウィルソン少佐	ダイアチェンコ (APD-123)	母船1
CTE 95.61	31掃海隊	掃 海	ショウルダー少佐	インクレダイブル(AMS-249)	掃海母船1,掃海船4
CTE 95.62	32掃海隊	掃 海	ハヤット少佐	ピレイト(AMS-275)	掃海母船2,掃海船3
CTE 95.63	第1掃海隊	掃 海	ヒュージ中佐	エンディエット (AMS- 35)	大型掃海艇2
CTE 95.64	修 理 隊	修 理	コンウェル中佐	ルーズベルト (ARG- 16)	修理船1,曳船1
CTE 95.65	第3 潜水作業隊	潜 水	マッキネイ少佐	ダイアチェンコ (APD-123)	母船1
CTE 95.66	日本掃海隊	掃 海	田村航啓本部長	ゆうちどり	掃海船24【母船1】
CTE 95.67	92駆逐隊	護 衛	ノーベル中佐	マドックス (DD-731)	駆逐艦2
計 米海軍 17隻 日本掃海隊 25隻					

第2. 特別掃海隊 (CTE 95. 66) の編成 (昭和25年10月6日)

総指揮官	掃 海 隊	隊 指 揮 官	船 艇	隻 数
田 村 久 三	母 船 (0番隊)	総指揮官直卒	□ MS62	1
	第1掃海隊 (1番隊)	山 上 亀三雄 (7管区航啓部長)	▷ MS20 MS02,04,07 PS03	5
	第2掃海隊 (2番隊)	能 勢 省 吾 (5管区航啓部長)	▷ MS62 (兼) MS03,06,14,17 PS02,04,08	7
	第3掃海隊 (3番隊)	石 飛 矪 (9管区航啓部長)	▷ MS24 MS01,05,16,19	5
	第4掃海隊 (4番隊)	萩 原 旻 四 (2管区航啓部長)	▷ MS25 MS10,11,12,22,30,57	7
合 計				25

【追 補】 USS Diechenko APD 123



USS Maddox DD 731



第3. 特別掃海隊の異動状況 (昭和25年10月17日以降)

期 日			掃 海 隊	隊指揮官	船 艇	異 動 状 況	
25	10	17	第2掃海隊	能勢省吾	MS14	元山にて触雷沈没	
		20			PS02,04,08	第3掃海隊に編入	
		25		石野自彊		隊指揮官交代	
	11	2 17 28	(2番隊)	石野自彊	▷MS62,09,13,15,23	編 制 替	
					MS10,12,22,57	第4掃海隊より編入	
					PS56,MS03,06,08,21	第5掃海隊を編入	
					PS56,MS03,06,08,21	第4掃海隊として分離	
	10	28	第5掃海隊 (5番隊)	大賀良平	▷PS56,MS03,06,08,21	新 編 制	
	11	17			▷PS56,MS03,06,08,21	第2掃海隊に編入	
	28	▷PS56,MS03,06,08,21			第4掃海隊に改編		
	10	20	第3掃海隊 (3番隊)	石飛 缸	PS02,04,08	第1掃海隊より編入	
	11	1			PS43	編 入	
		15			PS02,04,08	除 隊	
		24			MS24,19,05	第1掃海隊に編入	
	10	27	第4掃海隊 (4番隊)	萩原旻四	MS30	座礁沈没	
	11	2			MS10,12,22,57	第2掃海隊に編入	
					PS48,MS25,11	編 制 替	
	11	15 24 29 30	第1掃海隊 (第2次)	花田賢司	01 番隊 ▷PS48,MS02,04,07	新 編 制	
					02 番隊 ▷MS17,11,18,26,PS03		
					MS05,19,24	第3掃海隊より編入	
					02 番隊をMS11,18 に改める。		
		12	24			PS43	第3掃海隊より編入
						MS11 をMS26 に改める。	
						02 番隊 ▷PS03,43,MS18,26	編制を解く
	11	28	第4掃海隊 (第2次)	大賀良平	▷PS56,MS03,06,08,21	改 編	
11	10	試 航 船	星子直明	泰 照 丸	特別掃海隊に編入		

第5節 特別掃海隊に関連する諸計画

第1. 特別掃海隊進出要領

1. 部隊行動要領

隊 名	指 揮 官	行 先	行 動	適 要
第1掃海隊 (第1次回航隊)	山上事務官	仁 川	10月7日1600 下関出港爾後総 指揮官の定むるところによる。	1.第2次 第4次回航 隊の行先はあきらかに されていない。 2.予備艇と待機位置 MS21 横須賀 MS09 下 関 MS23 下 関
第2掃海隊 (第2次回航隊)	田村航啓本部長 (総指揮官) 能勢事務官	東 海 岸	10月8日0400 下関出港	
第4掃海隊 (第3次回航隊)	萩原事務官	郡 山	10月17日0700 佐世保出港	
第3掃海隊 (第4次回航隊)	石飛事務官	第2次回航隊 に合流	10月18日1800 下関出港	

2. 装 備

(イ) 各船艇は機雷処分用として米側より供給の次の武器弾薬を搭載する。

	7.7 ㍉小銃	7.7 ㍉機銃	弾 丸	ヘルメット	ブ イ
掃 海 船	6	2	100発	10	10
巡 視 船	6	2	100発	10	20

(ロ) 掃海要具

各船艇、五式掃海具1組、対艦式大掃海具1組及び小掃海具1組

3. 補 給

燃料、清水、糧食は米側より供給される。

各艇は出港前、燃料、清水を満載、貯糧品半月分、生糧品を適宜搭載する。

4. 通 信

別に定める。

第2. 特別掃海隊船舶の基地

保航監第236号(昭和25年10月6日付)によって、海上保安庁長官は、朝鮮海域における特別掃海に従事する船舶の基地を門司に指定した。

第3. 特別掃海隊事務分担表(25. 10. 27)

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 全 般 | 田 村 本部長 |
| 2. 全般補佐 | 池 田 監理課長 |
| 3. 配船、人事(給与)、通信主務 | 星 出 補佐官 |
| 配 船 | 佐 藤 補佐官 |
| 人 事(給与) | (兼) 諏 訪 補佐官 |
| 人 事(給与) | 越 水 企画係長 |
| 通 信 | 青 山 記録係長 |
| 4. 掃海主務 | 島 田 補佐官 |
| 計 画 | 小 林 補佐官 |
| 計 画 | (兼) 松 島 補佐官 |
| 報 告 | 松 崎 事務官 |
| 5. 補給整備主務 | 池 田 補佐官 |
| 予 算 | 諏 訪 補佐官 |
| 衣糧、燃料、清水、需品 | (兼) 池 田 補佐官 |
| 掃海要具 | 松 島 補佐官 |
| 掃海要具 | 寺 田 処分係長 |
| 掃海要具 | 今 整備係長 |
| 造修・整備 | 木 原 補佐官 |
| 6. 渉外主務 | 坂 本 補佐官 |
| 渉外補佐 | 中 根 渉外係長 |

第4. 特別掃海隊掃海要具搭載標準(25. 11. 25)……別紙第5参照

第5. 特別掃海隊総指揮部の設置(25. 11. 9)

1. 要 旨

朝鮮水域における掃海実施の重要性に鑑み、特別掃海隊総指揮部を強化して掃海作業の完璧をはかるとともにこれにともなう掃海指揮、人事、通信、補給、造修、経理渉外等の諸要務実施の円滑をはかり、もって特別掃海任務の遂行に遺憾なきを期する。

2. 特別掃海隊総指揮部の組織

(イ) 機 構

東京に長官直結の総指揮部を置き、総指揮部の出先機関として、下関唐戸に総指揮部唐戸基地、佐世保市に同佐世保連絡所を置き、それぞれMS船1隻(母船)宛を配備せしむ。

(ロ) 業務分担

業務分担は別表第1のとおりとし、

- a 総指揮部(東京)においては掃海全般の指揮をとるとともに、CNFEとの折衝及び佐世保米総指揮官との連絡、派遣船艇に対する特殊掃海に伴う業務の全般を掌理する。
- b 唐戸基地は東京総指揮部の出先機関として派遣船艇のホームベースとなる。
- c 佐世保連絡所は佐世保米海軍関係機関と連絡並びにこれに付随する業務に当たる。

(ハ) 定 員

別表第2のとおりとし、所員人員は次によりあてる。

- a 東京総指揮部にあっては、特に発令されたるもの（派遣勤務）のほか航路啓開本部職員の内よりこれをあてる。
- b 唐戸基地及び佐世保連絡所所要人員は、第6、第7管区航路啓開部職員をもってあてる。（派遣勤務）

3. 機構図

別紙第3のとおりである。

別表第1－1

唐戸基地機構

唐戸基地は、東京総指揮部の出先機関として、朝鮮水域における特別掃海隊の人事、補給、造修及び経理等に関する業務並びに所属航路啓開部との連絡等の事項を掌るため、次の5班を置く。

庶務班、人事班、補給班、造修班、経理班

1. 庶務班は次の事務を掌る。

- (1) 文書の発受整理に関すること。
- (2) 職員の保健、衛生及び福祉に関すること。
- (3) 諸報告に関すること。
- (4) 他の班に属しないこと。

2. 人事班は次の事務を掌る。

- (1) 職員の配乗に関すること。
- (2) 職員の補充に関すること。

3. 補給班は次の事務を掌る。

- (1) 物品の一時保管に関すること。
- (2) 物品の補給に関すること。

4. 造修班は次の事務を掌る。

- (1) 船艇の船体、機関及びその他の修理に関すること。
- (2) 造修、資材の補給に関すること。

5. 経理班は次の事務を掌る。

- (1) 特殊給与に対する資材の統制並びに調整に関すること。
- (2) 基地に要する前渡資金に関すること。
- (3) 生糧品及び急を要する糧食の調達に関すること。
- (4) 基地に要する旅費及び事務用雑費に関すること。

佐世保連絡所機構

佐世保連絡所は、東京総指揮部の出先機関として、朝鮮水域における特別掃海業務に関して、在佐世保米海軍関係機関と連絡並びに補給等付帯する業務を掌るため、次の3班を置く。

庶務班、連絡班、補給班

1. 庶務班は次の事務を掌る。
 - (1) 文書の発受、整理、諸報告に関すること。
 - (2) 佐世保帰還職員の身上取り扱いに関すること。
 - (3) 職員の保健、衛生及び福祉に関すること。
 - (4) 他の班に属しないこと。
2. 連絡班は次の事務を掌る。
 - (1) 渉外事務に関すること。
 - (2) 米海軍基地との連絡に関すること。
 - (3) 通信連絡要務に関すること。
3. 補給班は次の事務を掌る。
 - (1) 物品の請求、補給に関すること。
 - (2) 造修、資材の補給に関すること。

〔追 補〕 特別掃海隊司令部要員の構成

配置官名級	氏 名	階級	連絡先	備 考
指揮官	田村久三	大佐	東京部	
指揮官	池田法人	大佐	東京部	
指揮官	島田吾典三	大佐	東京部	
指揮官	星出隆臣	大佐	東京部	
指揮官	松島友之	大佐	東京部	
指揮官	萩原行友	大佐	東京部	
指揮官	藤井正希	大佐	東京部	
指揮官	山口藤五郎	大佐	東京部	
指揮官	飯田 亮	大佐	東京部	
指揮官	亀田琢磨	大佐	東京部	
指揮官	一丸 弘	大佐	東京部	
指揮官	中川英二	大佐	東京部	
指揮官	宇都磨己	大佐	東京部	
指揮官	高橋隆雄	大佐	東京部	
指揮官	田尻正司	大佐	東京部	
指揮官	松本栄藏	大佐	東京部	
指揮官	小村富夫	大佐	東京部	
指揮官	時久孝	大佐	東京部	
指揮官	松原弘	大佐	東京部	
指揮官	大原 榮	大佐	東京部	

特別掃海隊員名簿

別表第2

定 員 表

1. 東京総指揮部

	1 級	2 級	3 級	雇 員	計
総指揮官	1				
全 般		1			
庶務班		2 兼1	2	4	8 兼1
掃海班		3 兼1	3	4	10 兼1
補給班		3	1	2	6
造修班		3	1	2	6
経理班		2	2	2	6
渉外班		2	2	2	6
計	1	16 兼2	11	16	44 兼2

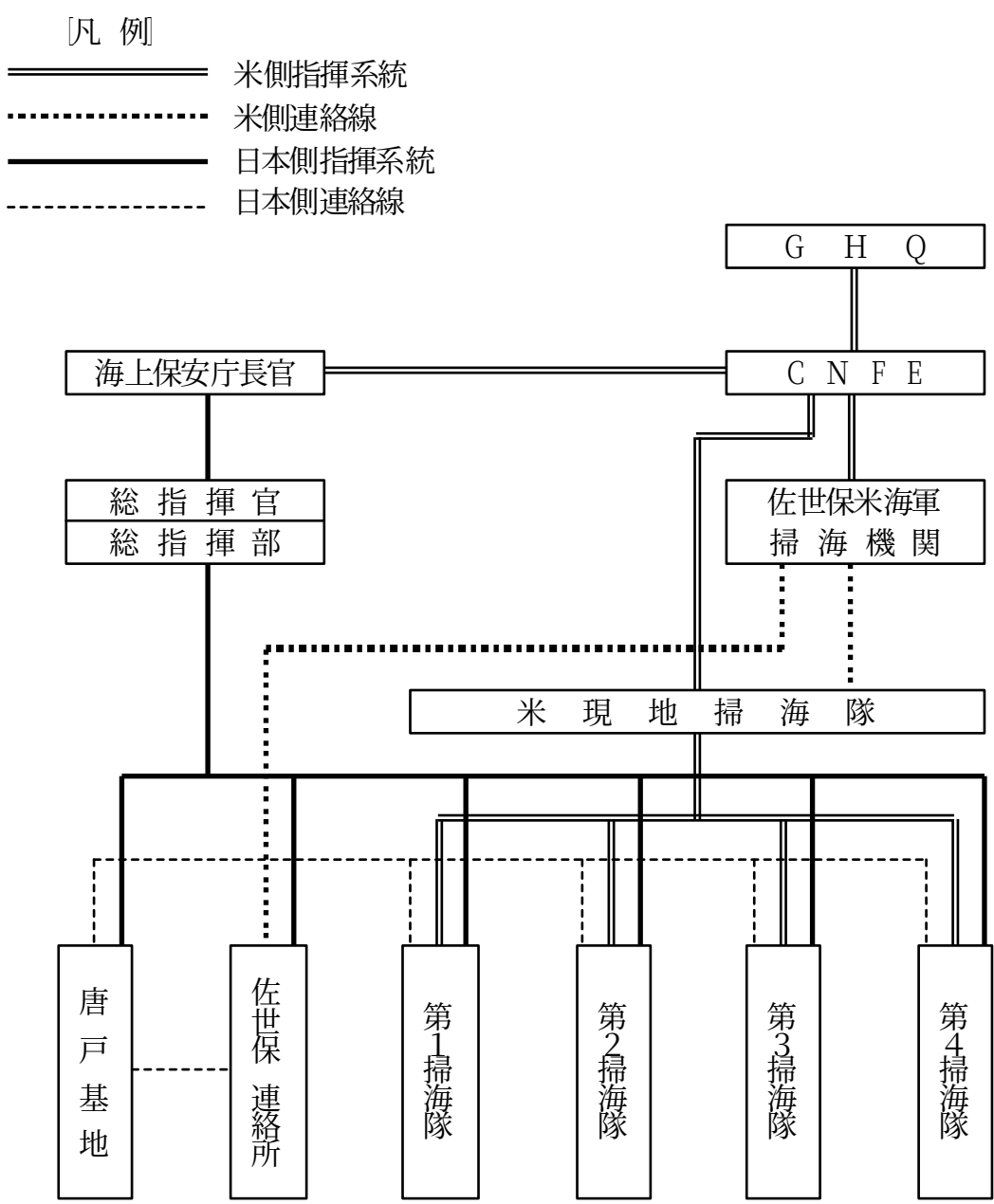
2. 唐戸基地

	1 級	2 級	3 級	雇 員	計
基 地 長		1			1
庶務班		1	1	3	5
補給班		1	2	2	5
造修班		1	2	2	5
経理班		1	2	2	5
計		5	7	9	21

3. 佐世保連絡所

	1 級	2 級	3 級	雇 員	計
所 長		1			1
庶務班		1	1	2	4
補給班		1	1	1	3
連絡班		1	1	1	3
計		4	3	4	11

特別掃海隊機構図



特別掃海隊掃海要具搭載標準

(1/2)

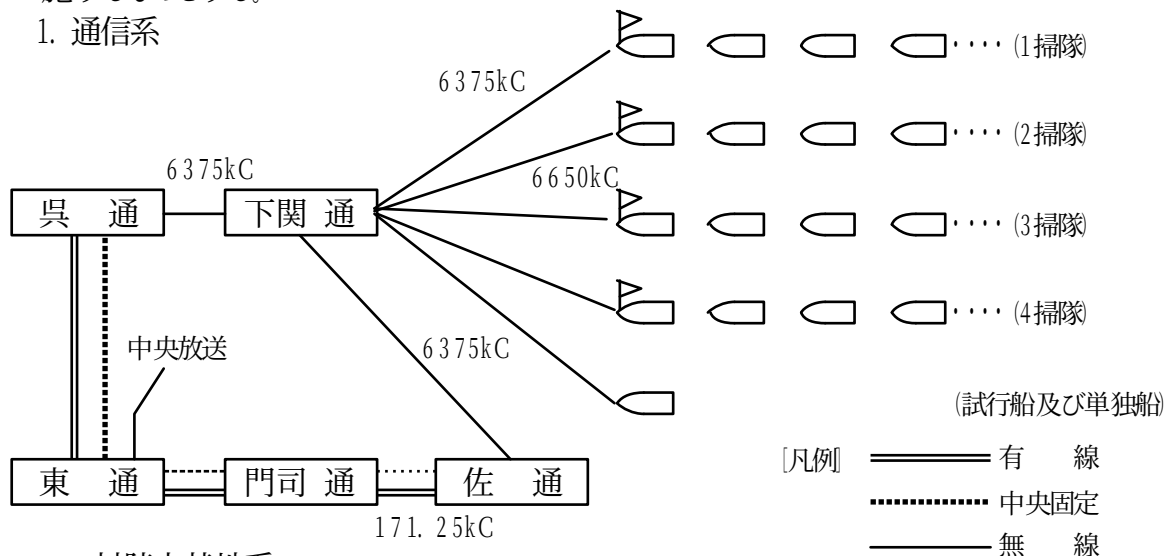
品 名	数称	常備数		記 事
		常用	補品	
5式掃海具	組	1		
掃海電纜	条	1	45	キャップタヤ 410m のもの
補強索	条	4		8～10 mm鋼索曳航電線用 1 条、掃海電線用 3 条
深度索	条	45		4～ 6 mm 20m,10m,5m 各 30 条
浮 標	個	15		浮標翼付浮量 60k 11 個、100k 4 個
転換付鉄架(大)	個	2		ループの両側端尾索取り付部
転換付鉄架(小)	個	15		浮標取り付部
鉄 架(大)	個	14		尾索及び補強索接続用
鉄 架(小)	個	90		索接続用
把握具	個	12		索取り付部
曳 索	条	6		10 mm鋼索 100m 2 条、50m 4 条
対艦式大掃海具 3型	組	1		1組は索長 1000m とする
掃海索	条	20		12 mm鋼線索 50m(10 mm鋼線索 100m を代用することあり) 甲乙各 10 条
転換付鉄架	個	21		内 13 個は接続具付
60 kg浮標	個	13		
浮標索	条	39		6～ 8 mm 20m,10m,5m 各 1 条
23 kg浮標	個	1		
浮標索	条	1		投棄用経 10～12 mmマニラ索又は 6～8 mmのワヤ-を充当する
張力計	個	1		
滑 鏈	個	1		眼環鉄架共
鉄 架(小)	個	52		浮標索接続用
小掃海具	組	1		
掃海索	条	8	2	5 mm鋼索 50m 甲乙各 4 条
尾 索	条	2		6 mm鋼索 5m
浮標索	条	15		3 mm鋼索 10m 5 条、5m 10 条
浮 標	個	5		浮量 10 kg～25 kg
転換付鉄架(大)	個	9		掃海索用
転換付鉄架(小)	個	5		浮標用
鉄 架(大)	個	18		掃海索用
鉄 架(小)	個	20		浮標索用

品 名		数称	常備数		記 事
			常用	補品	
設 標		組	5		
竹 竿 旗 竿(竹竿用) 沈 錘 深度索 鉄 架 浮 標 マニラ 索	個	5			
	枚	5			
	個	5			10 kg～15 kg
	個	10			50 kg
	m	500			6～8 mm鋼索 50m のもの 10 条
	個	30			深度索及び錘量接続用
	個	5			30 kg～60 kg
	条	1			5～6 mm 200m のもの(スパヌヤーンを充当することあり)
3式掃海具		組	1		特令により搭載
海底掃海具		組	1		特令により搭載
水中電探具		組	1		特令により搭載
小 銃		個			出港前所要数搭載せしむ
自動小銃		個			
弾 薬		発			
鉄 兜		個			
救命筏		個	4		差当り2個搭載、2個は…製のものの充当
測 距 儀		個	1		66 cm
10 cm信号灯		個	1		
7 倍稜鏡双眼鏡		個	3		
8 cm双眼望遠鏡		個	2		6 cm又は 12 cmを充当することを得
携帯信号灯		個	1		
救 命 身		個			最大乗員数を搭載のこと
水面硝子鏡		個	1		
六分儀		個	2		
甲板時計		個	1		鉄道時計を充当することを得
ストーブ		個	2		石炭用
電気暖房器		個	4		1 kW
ガス溶接器		個	1		母船用
ガソリンポンプ		個	1		1～3 消防ビルヂポンプ設置しある船艇は除く。
移動ポンプ		個	1		
海 図		枚			特に指示されたる所要数搭載のこと
水路図誌		部			

第6. 特別掃海隊通信実施要領 (保航監第231号. 25. 11. 15)

朝鮮水域における特別掃海隊の通信は、海上保安庁通信実施要領によるほか次により実施するものとする。

1. 通信系



(1) 対陸上基地系

(イ) 陸上は下関通信所を中枢通信所並びに通信統制担任所とする。下関通信所通信不能の場合の代行を佐世保通信所、呉通信所の順に実施のこととする。

(ロ) 船艇は各隊の指揮官艇 (又は各隊指揮官の定める船艇) を無線代表艇とする外試航船及び単独艇とする。

(2) 指揮官艇通信系

各指揮官艇 (又は無線代表艇) 相互間及びこれらと試航船との通信とし、隊陸上基地系により中枢通信所を経由して行うを原則とし、状況により隊内通信系により行うものとする。

(3) 隊内通信系

各隊指揮官艇 (又は無線代表艇) とその隊内各艇との通信とし、特別の場合、隊内各艇との通信とし、特別の場合、隊各艇相互間または他隊の艇と直接通信し得るものとする。

(4) 巡視艇通信系

指揮官艇 (無線代表艇) と所属船艇との通信に 6650kC 発射不可能な船艇との通信とする。

(5) 対USN船艇通信系

必要に応じ船艇と米軍船艇との通信とする。

(6) 放送通信系

下関通信所より特別掃海隊宛電報の放送とする。

2. 通信電波

- (1) 対陸上基地系 : 陸上 6375 kC 船艇 6650kC
- (2) 隊内通信系及び指揮官艇通信系: 6650 kC
- (3) 巡視艇通信系 : 468 kC
- (4) 対USN船艇通信系: 6650 kC
- (5) 放送通信系 : 6375 kC
- (6) 気象放送 : 昼間 7402.5kC 夜間 4095kC

3. 通信時間

- (1) 対陸上基地系 : 第1法 毎奇数時、下関通信所放送終了より 59 分まで
(但し 0130,0730,1330,1930 は気象受信のため除く)
第2法 第1法中 2000 より翌朝 0500 の間の時間を除く
- (2) 指揮官艇通信系 : 対基地通信時間に中枢通信所を経由して行うものとし、
直接通信を必要とする時は、隊内通信時間の末尾とする。
- (3) 隊内通信系 : 第1法 毎偶数時間の始めより 59 分まで
(但し対USN通信中を除く)(但し 1200 より 1300 の間を除く)
第2法 第1法中 2000 より翌朝 0500 の間の時間を除く
- (4) 巡視艇通信系 : 第1法 毎偶数時、短波による隊内通信終了後又は無線代表艇の指示する時間
第2法 第1法中 2000 より翌朝 0500 の間の時間を除く
- (5) 対USN船艇通信系: 毎偶数時の 40 分より 20 分間 (連絡を必要とするときのみ)
- (6) 放送通信系 : 毎奇数時の始めより放送終了まで (概ね 30 分間)
- (7) 気象放送 (JMC) : 0120,0720,1320,1920,0220,0820,1420,2020 より開始
奇数時実況、偶数時概況
- (8) 通信時間は特令がなければ第2法とし、最終連絡は当日の電報の完結を持って終了とする。

4. 通信要領

- (1) 通信順序は各通信系共緊急を要する電報ある場合のほか隊番号順序、船艇番号順序及び単独艇の順とし、当該通信時間中に通信し得なかったものは、次の時間に先 順位とする。
- (2) この通信に使用する電報は総て暗号とする。ただし非常の場合は、暗号とする違(いとま)のないものは普通文とすることができる。
- (3) 視覚通信その他の方法で連絡確実なる場合は所定の連絡を省略することができる
- (4) 500kC の聴守は、指揮艇 (又は無線代表艇) が待受けるを立前とする。
- (5) 中央放送及び下関通信所の放送は指揮艇 (又は無線代表艇) 及び試航船が受信し関係電報は隊内に中継するを立前としてできれば各船艇は直接受信に努めるものとする
- (6) 隊内通信においては、各艇他隊の通信を極力傍受し、関連電報を直接受信するものとする。
- (7) 通信時間は総て(対USN通信系を含む)中央標準時によるものとする。
- (8) 中枢通信所は通信時間に拘わらず 6650kC を常時聴守するものとする。
- [付] 昭和25年10月5日付掃海船特別任務作業通信実施要領はこれを廃止する。

第7. 元山沖掃海実施計画 (25. 10. 9)

1. 10月9日0930米掃海隊指揮官より下記の指令を受けた。
- (1) 掃海隊は元山沖の係維機雷の掃海を行う。
- (2) 日出より日没まで下記のA、B点を結ぶ線より南方へ掃海を実施し、夜間は既掃海面に仮泊す。
- A 点 39°—18. 0' N 128°—03. 5' E
B 点 39°—14. 5' N 127°—53. 5' E

2. 上記指令に基づき、別冊掃海実施計画どおりMS4隻は、対艦にて編隊掃海を行い、PS02は処分艇となる。

3. その他

(1)無線封止:連絡は視覚信号を使用する。

(2)灯火管制:夜間は灯火をもらさぬよう厳に注意のこと。

(3)泊 地

泊地は既掃海面でおおむね水深50m以上であるから当分漂泊することを立前とする。
ただし米艦に横付けすることとなるべし。

本日のニュースによれば国連軍が元山に突入したので、同方面が国連軍の手に入った場合は湾内に仮泊する。母船MS62は、感応機雷を考慮し、水深80m以上のみ行動する。

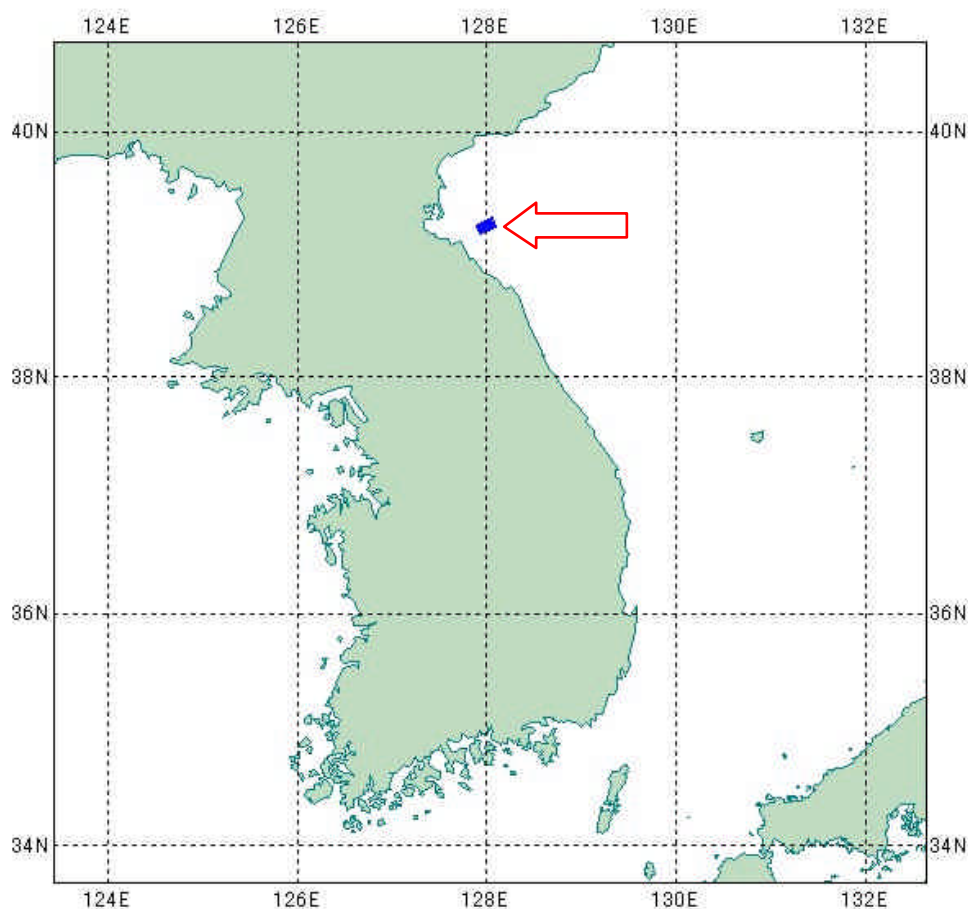
(4)補 給

第1日掃海作業終了後、米海軍補給船ルーズベルトより全艦艇の燃料、真水の補給を行う。

(5)浮流機雷に対し厳重に警戒のこと。

(6) 第1日掃海終了後、米掃海隊指揮官と日本側総指揮官と米艦において打ち合わせを行う。その際、当日の掃海経過を報告し、翌日の掃海計画の指示がある。その後、毎日同一要領によって打ち合わせを行う。

【追 補】 元山沖掃海海面



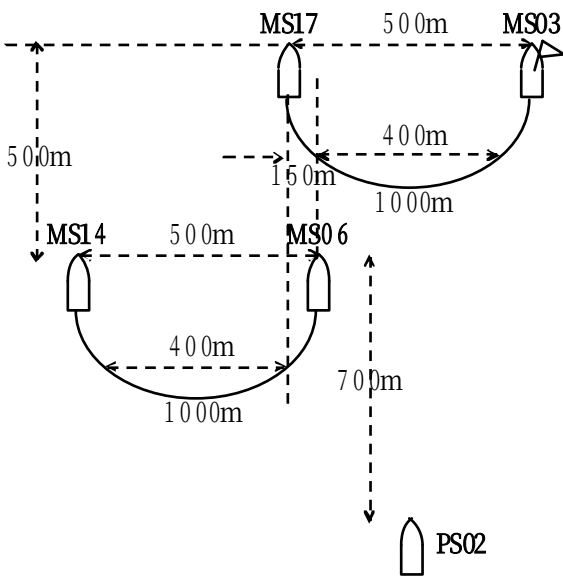
掃 海 実 施 計 画

1 掃海隊編制

		隊 名	掃 海 船		任 務
			甲艇	乙艇	
総指揮官	二番隊指揮官	母 船	MS62		設標 処分
		一小隊	MS03	MS17	掃海 設標
		二小隊	MS06	MS14	同上
		処分艇	PS02		設標 処分

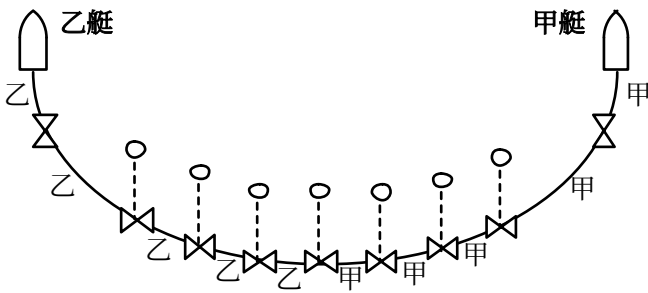
2 掃海隊形並びに掃海諸元

(イ) 掃海隊形 (二対艇編隊掃海を行うを立前とする)

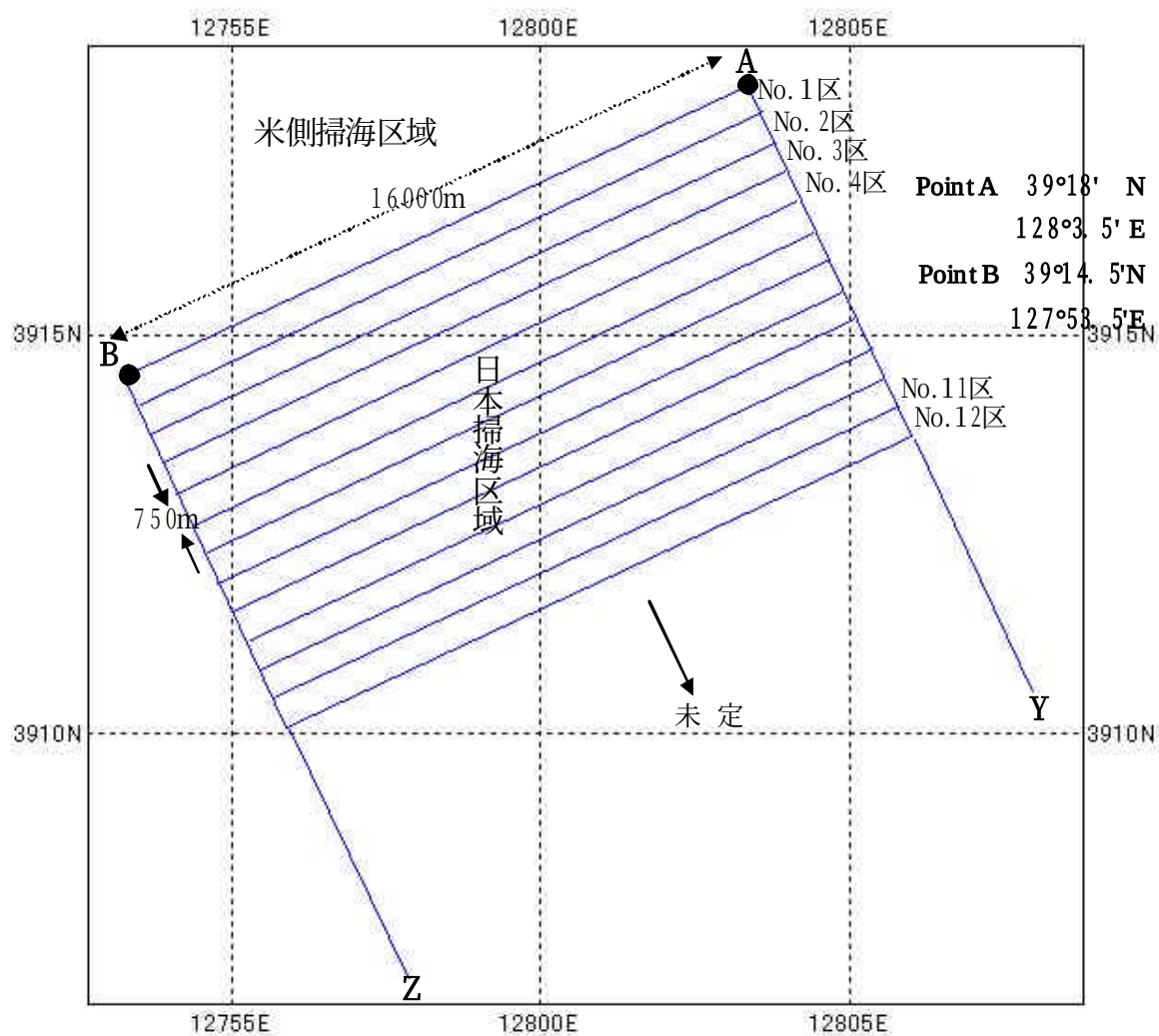


(ロ) 掃海諸元

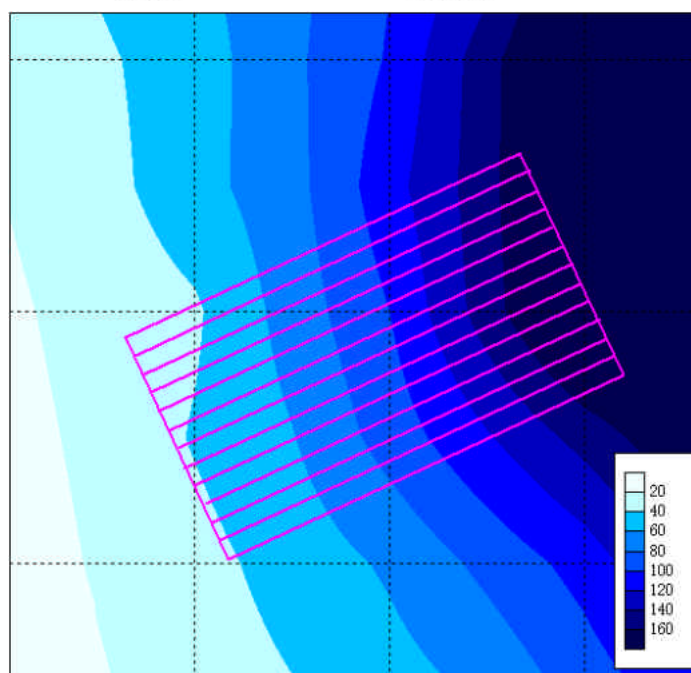
使用掃海具 3型
掃海索長 1000m (差当たり) 掃海深度 30m
対 距 500m (差当たり) 有効掃海幅 400m
掃海速力 8節 重複量 50m
実 速 5節
掃海具構成



3 掃海区域



【追 補】 掃海海面の水深

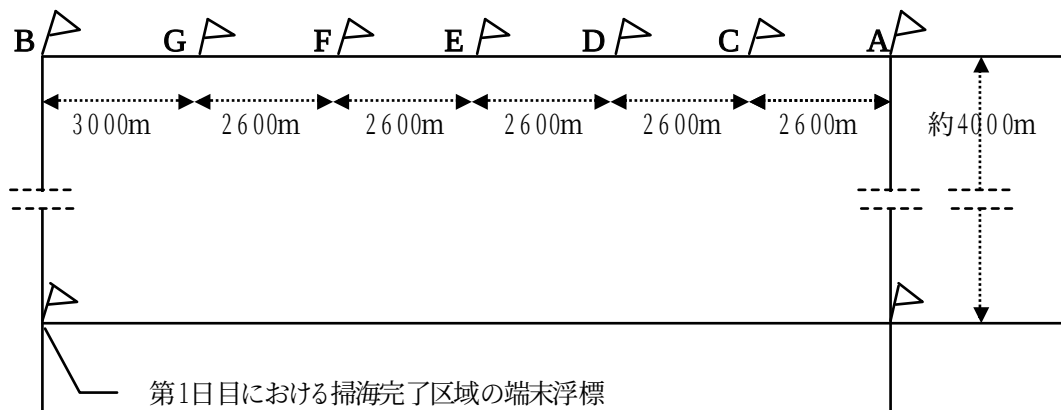


4 設標要領

(イ) 基準設標

A 点 $39^{\circ} - 18.0' N$ $128^{\circ} - 03.5' E$

B 点 $39^{\circ} - 14.5' N$ $127^{\circ} - 53.5' E$ (A 点の 245° 16000m)



(ロ) 設標構成

設標名	色 分	構 成	
A		米側にて設置す	
B		米側にて設置す	
C	青	深度索長 150m 浮標60Kg 2個	PS02 にて設置する。
D	白	深度索長 130m 浮標60Kg 2個	
E	赤	深度索長 80m 浮標60Kg 1個	
F	黒	深度索長 80m 浮標60Kg 1個	
G	赤白	深度索長 70m 浮標60Kg 1個	

【注】深度索長不足の時は予備掃海索を使用すること。

旗布は鮮明なるようなるべく大きくすること。

(ハ) 端末浮標

1日の掃海完了区域には端末設標を設置する。

(1日の掃海終了時外側艇が設置するものとする。)

(ニ) 設標要領

PS02 は A 設標を基準とし 245° に、航進時間速力によって行う。この場合陸測可能な場合は測角法を併用して利用するものとする。

5 掃海実施要領

- (イ) 掃海の目的は係維機雷の探掃であって機雷堰を発見した場合はこれが掃海は米側が実施することになっているので、直ちに最寄りの米艦および総指揮官に視覚通信にて報告すること。
- (ロ) 2対艇編隊掃海を行うを立前とする。
- (ハ) 掃海区域進入は No.1 区東方よりとし、BC 線西方海域にて反転し、No.2 区は西方より進入し以下順次繰り返す。(進入距離は2000m以上とする)
- (ニ) 掃海実施時間は日出より日没までとする。
- (ホ) 係維機雷を拘束した場合は直ちに最寄りの米艦及び指揮官に報告するとともに拘束地点の水深より浅い海面に曳航浮出せしめ銃撃処分をする。
この場合陸岸より距岸10深付近までは機雷敷設海面であることは概ね確実であることから浅海面への近接は慎重を要する。
- (ヘ) 未掃面を生じた場合は補填掃海を行う。
- (ト) 艦位測定は基準設標によるものとし、陸上物標測角可能の場合は測角法を併用する。
- (チ) 掃海実施中は浅深度機雷に対し、見張りを厳重にすること。

6 報 告

第2番隊指揮官は毎日掃海終了後直ちに既掃面図を総指揮官に提出する。
総指揮官は直ちに米側に報告する。

【追 補】 米海軍補給船ルーズベルト
USS Kermit Roosevelt ARG 16



第8. 掃海実施参考事項

昭和25年11月1日、特別掃海隊総指揮官より部下一般に示した「朝鮮水域掃海参考資料」は下記のとおりであった。

1 駆特哨特型船で対艦式大掃海3型を使用して普通掃海を実施する場合の適良な諸元は次のとおりである。

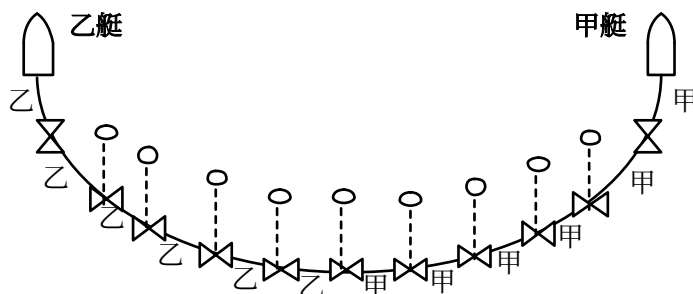
(イ) 掃海索長標準掃海諸元

掃海海面	掃海索長
広闊海面又は長い水道	1400m
比較的狭い湾内	1000m
狭小海面	800m

(ロ) 掃海諸元

対 距	掃海索長の半分
掃海速力	7節 (駆特型330回転)
掃海実速	4.5節
有効掃海中	対距の8割
深度索長	調定深度に5mを加えた長さ
編隊重複量	100m
航過重複量	100m

(ハ) 掃海具構成



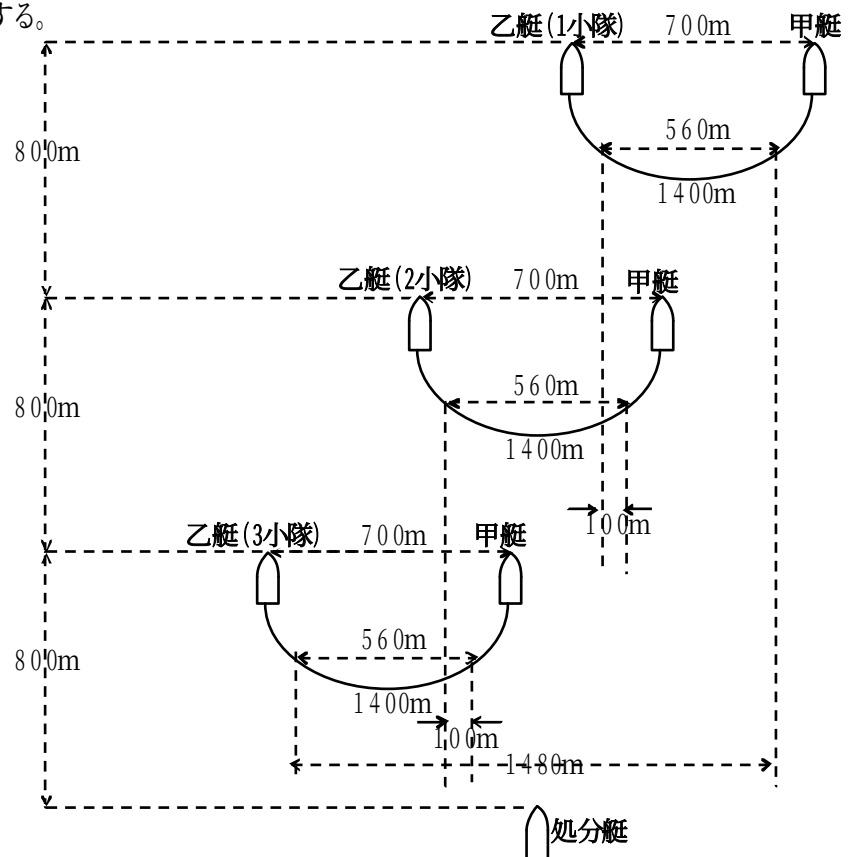
(ニ) 掃海隊形

編隊掃海を行うを可とする。

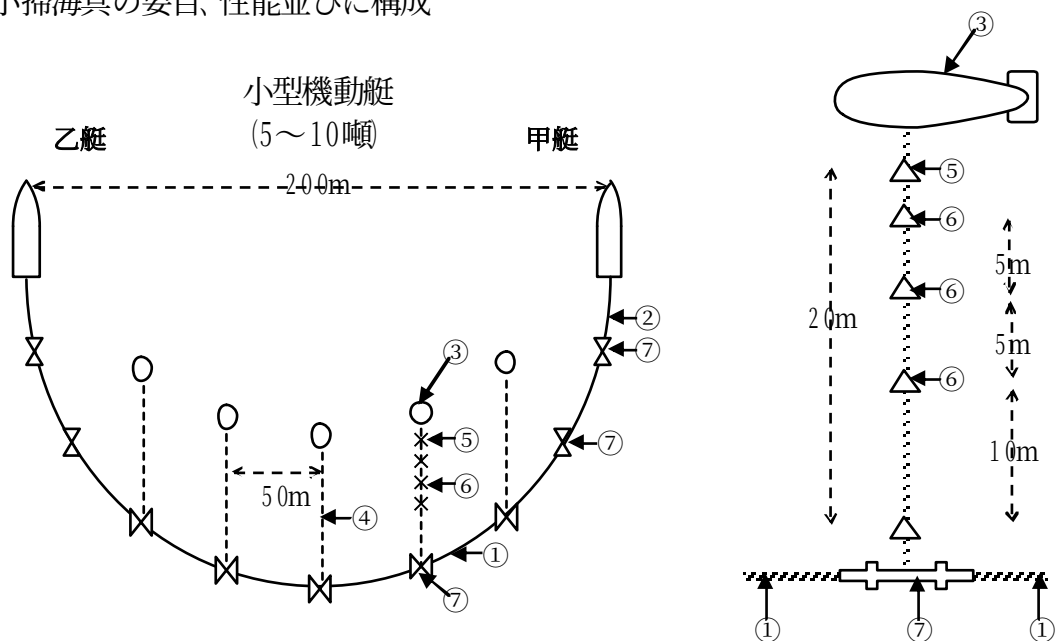
掃海索長1400m

3対艇の場合の隊形

の一例つぎのとおり。



2 小掃海具の要目、性能並びに構成



要 目

記号	名称	No.	記事
①	掃海索	8	直径5耗 長さ50m
②	曳 索	2	直径6耗 長さ 5m
③	浮 標	5	25Kg×5
④	浮標索	15	直径3耗 短5m×10、長10m×5
⑤	浮標シャックル	5	
⑥	シャックル (小)	20	
⑦	転換鉄架	9	

性 能

速 力	実 速	5	3.5	2.4
	回転速力	7	5	3
調定深度		7	10	13
掃海索長		400m		
対艇距離		200m		
有効掃海中		150m		

3 朝鮮水域敷設感應機雷のうち永興湾に敷設された磁気機雷性能並びにこれが掃海法について

(イ) 磁気機雷性能

性 能		備 考
感 度	3mG	米式 M ₁ 機雷に同じ
シッpsカウント	12回	カバレッジ縦横各6回、回転起爆数最大6回
爆発点よりの危険区域	80yard	
最大敷設震度	80m	

(ロ) 磁気掃海法

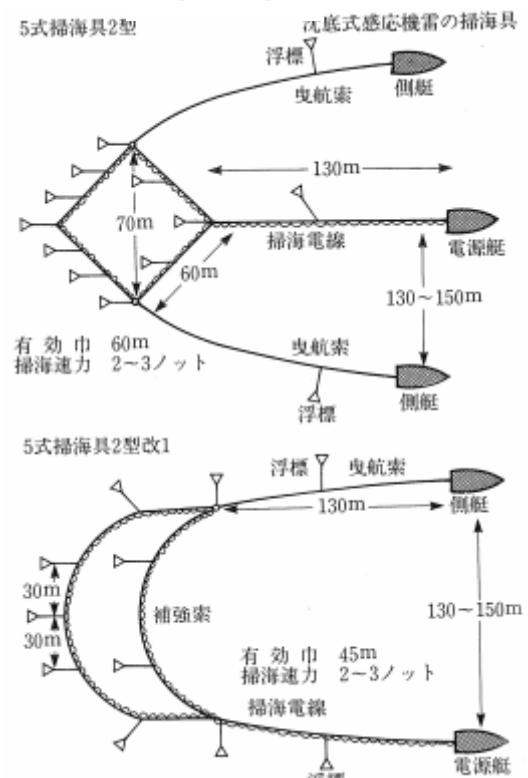
(1) 五式掃海諸元

使用掃海具 5式4型改1
 掃海実速 3節
 切換秒時 10秒間 (+) 方向、次の10秒間 (-) 方向に切換える
 有効掃海幅 82m
 カバレッジ 一方向にのみ3掃面 (但し3掃面は米側の作戦の要求上急速掃海の必要ある場合であってカバレッジに関してはその都度米側現地指揮官の指示をうけること)

(2) 海底掃海諸元

対艇距離 200m
 有効掃海中 80m
 掃海実速 2～3節
 掃海深度 最大50m (海底摺動)

【追 補】



4 掃海実施時の危険防止対策

(イ) 朝鮮全域にわたって係維機雷及び感應機雷が敷設されているからいかなる区域といえども行動並びに掃海作業には十分な注意が必要である。

- (1) 南鮮のうちいまだ北鮮軍の手中にあり北鮮軍が重要目標と考えている地域の沖合には係維機雷のほか少数の感應機雷が敷設されている。
- (2) 北鮮地域にはきわめて多量の機雷が敷設されている公算である。
- (3) 米海軍艦艇が陸上目標攻撃のため行動する水域付近は1200mまでは機雷が敷設されていると考えねばならぬ。

これは既知の係維機雷は係維索1200mまでのものが使用されているからである。

(ロ) 危険区域行動中並びに掃海作業中は必ず遠隔操縦装置を使用し総員救命疹を着用し上甲板以上にあつて浅深度機雷を見張ることが肝要である。

(ハ) 係維機雷の深度は潮の干満、潮流「ウネリ」により増減するから浅深度機雷敷設海面ではこれらの海象の適当な時機を選ぶこと。

第6節 朝鮮掃海の実施経過並びに成果

第1項 特別掃海隊進出経過

1 一般

月	日	時	主 要 事 項
10	2	1951	特別掃海隊編成下令 (海上保安庁タナ43)
		2000	特別掃海隊編入船艇下関終結下令 (海上保安庁タナ31)
	5	1600	田村航路啓開本部長佐世保で米掃海隊指揮官と打合せ
	6	1100	田村航路啓開本部長門司管区本部で海上保安庁長官と打合せ
		1230	田村航路啓開本部長下関で MS62 に乗船
		1300	処分用小銃、機銃および同弾薬受領
		1400	指揮官、船長および通信士打合せ (第1、2次回航隊)
			CNFE より日本政府運輸省宛日本 MS の使用に関する件発令
		1600	運輸大臣より海上保安庁長官宛特別掃海隊朝鮮水域へ派遣下令 (海上保安庁タナ29)
			海上保安庁長官より発動下令 (海上保安庁タナ30)
			特別掃海隊内編成発令 (特別掃海隊タナ29)
		1830	米第3掃海隊指揮官より第1、第2掃海隊行動指令
	7	0900	米駆逐艦下関入港同艦長より第1掃海隊行動指令を受く
		1200	第1掃海隊 (指揮官 山上7航啓部長) MS20, 02, 04, 07及び PS 03下関発 (MS22 及び11機械故障のためそれぞれ MS20, 07と交替)
	8	0400	田村総指揮官 (MS62) 及び第2掃海隊 (指揮官 能勢5航啓部長) MS03, 06, 14, 17及び PS 02, 04, 08下関発
	9	1700	第2次回航隊会合点着
	10	1700	第1掃海隊会合点着
		1730	海上保安庁長官より MS13 と MS19 交代の件下令
	12	1700	CNFE より MS18 と佐世保掃海隊の1隻との交代の件指令
		2358	米第3掃海隊より第3次回航隊は速やかに佐世保に進出すべき旨下令
	13	1330	第3次回航隊 (指揮官 萩原2航啓部長) MS24,10,11,12,30,57 佐世保に向け下関発
	14	0800	同上 佐世保着
	15	0745	第4次回航隊 (指揮官 石飛9航啓部長) MS24,01,05,16,19 下関終結完了
	16	2200	米嚮導艦下関着
	17	0030	第4次回航隊作業地に向け発
		1200	荒天のため MS24 舵故障 MS09 浸水につき全船返転唐戸着
		1800	故障復旧作業地に向け唐戸発

2 船艇の下関終結及び出動

出港 回次	船 名	所 属		下 関 着	下 関 発	記 事
		管 区	地 名	期 日	日 時	
1	MS20	8	舞 鶴	10－5	7－1200	▷ 山上7航啓部長
	MS02	6	呉	10－4		
	MS04	6				
	MS07	6				
	PS03	7	下 関	10－6		
2	MS62	6	呉	10－5	8－0400	□ 田村航啓本部長 ▷ 能勢5航啓部長
	MS06	6		10－4		
	MS03	5	大 湊	10－5		
	MS17	5				
	MS14	6	呉	10－6		
	PS04	7	下 関			
	PS02	7				
	PS08	7				
3	MS22	7	下 関	10－4	13－1330	機械故障のため第3次へ 発電機故障のため第3次へ ▷ 萩原2航啓部長 MS18(1航啓)の代船
	MS11	8	舞 鶴	10－5		
	MS30	1	小 浜	10－13		
	MS10	9	新 潟	10－9		
	MS12	4	名古屋	10－11		
	MS57	4		10－12		
	MS25	7	下 関	佐世保にて合同		
4	MS24	6	呉	10－13	16－	▷ 石飛5航啓部長
	MS01	6				
	MS05	5	大 湊	呉		
	MS19	6	10－15			
	MS16	6	10－14			

【追 補】 掃海船艇の集結



第2項 第1掃海隊(第1次)実施経過

(指揮官 山上事務官の朝鮮水域特殊任務中の偶感より摘録)

1 全 般

第1掃海隊は10月4日急遽舞鶴 呉、厳原より下関唐戸に終結、10月7日特別掃海隊の先頭を切って悲壮なる決意のもと関門港を出動した。この間船体機関の充分なる整備は全然実施せず混成編制で事務の打合せ等は何もせず、それ行けやれ行けというわけで、現地に進出、連続3昼夜の航海後直ちに補給即刻作業開始という極めて無理な、また困難な状況のもとに約1か月間行動し、海州航路50余詣の掃海と機雷原を略掃して、ソ連係維機雷15個を処分し全船無事故に任務を完遂して、11月4日唐戸に帰投したものである。本任務に対し、米極東海軍司令官ジョイ中將及び日本政府より賞詞をいただく光栄に浴した。この間並々ならぬ涙ぐましい労苦とまた喜びをその場その場で偶感したのである。

10月8日朝鮮海峡通過、「マライン」突破し、10日仁川湾外予定会合地点着、英、米、仏等の各国艦艇と連絡した。

10月11日以降英フリゲート ホワイ ト・サンドバーとともに英の指揮下で連続行動掃海任務に従事した。連合軍側の要望で急速航路啓開の作業の必要上、当隊は内地より回航航海3昼夜後1日の整備休養なく船体機関人力に不安を感じた。連日不眠不休の機関員は、夜掃海終了後波にゆられて徹夜して翌日の行動に対し機関の整備を行い、また甲板員も同じ状況であった。



10月20日ソ連係維機雷3個を拘束切断処分した。

10月21日2100第2掃海隊(元山)MS14号の触雷沈没の悲報を入手した。

10月22日、仁川より海州沖に来着の日本商船第三丸外機帆船8隻及び上陸用舟艇1隻計10隻を護送警戒して海州港入港即日夜錨地に帰投任務についた。英フリゲート、韓国海軍哨戒船等情報交換任務を打合せ、乗員の補給休養をおこなった。特に韓国海軍は当隊の任務に心から敬意を表していた。

10月28日、MS30(郡山部隊)の事故入電に対し、この船が元下関掃海部付にあって小樽に回航したものであっただけに感慨無量であった。

10月31日機雷処分合計15個、これで予定掃海全部を完了、11月1日1600下関唐戸に向けて海州沖を出港した。

11月2日0400第4掃海隊(郡山部隊)M22と合同、MS20と乗員を入れ替えした。11月3日夜半(0100)第2掃海隊と合同、MS62に横付け連絡した。内地帰投後5日間の急速整備の後再び現地に向かう電報を受けて再度出陣に張り切っていたが、5日間では休暇も船の整備も完全ではない。反転した方がまだと思った位であった。第2掃海隊(MS06, 17, 03)の元山事件を唐戸に帰り耳にして私感、級友能勢指揮官を追想した。

以上が山上指揮官の回想であるが、この作業での主要事項を総合すると次のとおりである。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 使用船艇及び作業員 | 5隻 (MS20,02,04,07,PS03) 116名 |
| (2) 作業期間 | 自10月11日 至10月31日 21日間 |
| (3) 掃海種別 | 係維式機雷掃海 |
| (4) 使用掃海具 | 大掃海具2型及び3型並びに英式掃海具
(掃海索長1000, 680, 600, 640m 掃海深度20～30m
掃海速力4.5節) |
| (5) 泊地掃海面積 | 139平方km |
| (6) 航路掃海面積 | 82.4平方km |
| (7) 処分機雷 | 15個 |

2 海州航路啓開終了に際し所感 (25. 11. 1)

我々の能力以上のことを無理してやることは極めて危険である。終戦以来5年間長足に進歩せる技術に対し、旧態依然たる、否それ以下の貧弱なる技術と施設をもった船艇でしかも乗員の技量練度は磁気掃海に対しては内地の平穏なる海域では充分であるが、朝鮮海域のような戦禍生々しき土地においては極めて困難なる状況であり、かつ外洋海面行動の多いことなお相手は我々が平素行っていない係維機雷でそれもソ連製の何も分からぬものを相手としてやるにおいておや。故に我々の協力には限度があることを充分考慮願いたい。この点に関しては、田村総指揮官は充分なる体験と認識をされたことと思考するものである。

国際連合の一員でもない日本がたとえ連合軍最高司令官の要望といえども充分限度と能力並びに各船艇乗員の気持ち、即ち安心感というものを慎重に考慮し、決して軽々しく請け合って無理をしてはかえってまずい結果になるので、この際充分慎重に考慮願いたい。

この際当隊指揮官以下各船長乗員一同総員の総意要点をご参考までに上申するならば次のとおりである。

- (1) 船艇の修理整備を徹底的に行う必要がある。
- (2) 今次現地における約1か月の任務実施の体験に鑑み必要最小限度の施設、特に信号、見張、掃海用具等の改善を実施すること。
- (3) 船体の強度に対し、出来得る限りの補強等を施工するとともに救命筏、人命救助に対する方策を充分講ずること。
- (4) 以上の3件を充分施行したるあと次期任務に就くことが絶対的に不可欠の要件である。
- (5) なお冬季厳寒の候、北鮮方面外洋行動を勘案する時、この老朽 MS にては到底その任に堪えられんことは火を見るより明らかである。従って11月一杯をもって各掃海隊は現地の協力、作業を打ち切って一応内地に帰投せしめ、来春早々(概ね3月上旬)準備の万全を期したる後再出発するのが最も賢明なる策と思考する。それまでの期間は連合軍海軍特に韓国海軍が米英海軍指導の下に実施するのが当然と思う。
- (6) 我々の能力があまりにも高く評価されていることは自縄自縛で、この際あっさりフランクに事故を認識して正直にありのままを米極東海軍に申入れ善処されんことを切望する次第で

ある。しからざれば今後第2、第3の MS14,MS30 の惨事の絶無を誰が保証しうるであろうか。

以上6件誠に僣越ながら敢えて意見いたす次第である。何卒意のあるところ御賢察の上長官に進言され、日本政府として関係の向きに申入れをなし善処あらんことを切望するものである。

科学的に数理的にしかも技術的にあらゆる角度より考究した上、具体的に施設された人命に対する安心感及び航海保安各種通信施設の完備こそ各員がその責任を完遂する最も偉大なる原動力であることを今次英海軍の士官乗員等と親しく作業を共にして痛感せる次第である。我々の作業振りは、まことに暴虎馮河というか足下薄氷を渡るの感を深くせるものである。まことに不安頼りなきことこの上もない。幸いに当隊何等事故なきを得たことは、ただまぐれ当たり過ぎない僥倖であることを痛感するものである。当方面の大なる潮高差を最も有効に活用し、これが掃海に対する被害防止の唯一の武器として天の利、地の利を全幅活用し得たことが無事故に任務を完遂し得たる次第である。なお最も大切な人の和においては急速編成の隊であったが幸いに MS 各船は往時の下掃精神を喚起し完全に気分の一致を見、また PS これに同調してその共同作業は実に完璧の域に達し、英駆逐艦、韓国海軍艦艇との連携行動において国際場面に直面し、日本人たるの意識（たとえ日の丸揚げざるも）と日本政府の代表たるの自覚に発奮と互助の美德を遺憾なく発揮し、ピッタリとした気持の合致によって人の和は完全に達成し得たるは、本任務完遂に対し最大要因であったことを認める次第である。

しかしながら「いかなる堅艦、快艇も人の力云々」といわれるが、今次1か月の短期間の体験ではあったが、文明の機械のいかに正確かつ人力の無駄を省き作業能率を有効効果的に発揮することに偉大なるものがあるかということをもざまざと見せつけられた次第である。

- (イ) レーダー利用による掃海既掃面即時作成
- (ロ) レーダー利用による掃海基準艇の誘導
- (ハ) 視界不良時に対する掃海実施
- (ニ) 強潮流時に対する各対艇間の連係運動、意志疎通に対する通信連絡の速達
- (ホ) レーダー利用による無設標掃海
- (ヘ) 機雷切断、浮遊機雷発見に対する処分艇、その他一般通信連絡、更に計画準備の万全は、その事業成功の大半であることを痛感した。

今次任務に対しては何の計画、何の準備もなくただ突然と掃海作業ということで、場所も対象機雷も、その他皆目不明でそれ行けそれ行けでめくらめっぽうに飛び出してきた。

そして現地では直ちに作業開始という極めて当然で面喰った次第で、ために作業に対しても何の自主性もなく最初は引き摺り回されていた感があり、作業能率極めて不良で、しどろもどろの感があった。その上通訳なきため意志疎通不良も一大原因をなしたようである。

最後に本作業中日・英・韓3か国の各艦船が集まった関係上極めて和やかな3か国親善の機会を得た。特に韓国民は当隊の掃海作業に対し心から感謝していた。

つぎに来春3月以後協力実施を行う場合は、今次の如く兵力分散方式をとらず、試航艦桑栄丸を総指揮艦兼補給母艦として、MS 全船艇各特掃隊が一团に集結して行動し、緩急順に一地区毎に順次実施することが次の理由で最も効果的である。どうしてもこれができない時は、少なくとも東海岸、西海岸の2集団とすること。

【追 補】 試航船 桑栄丸

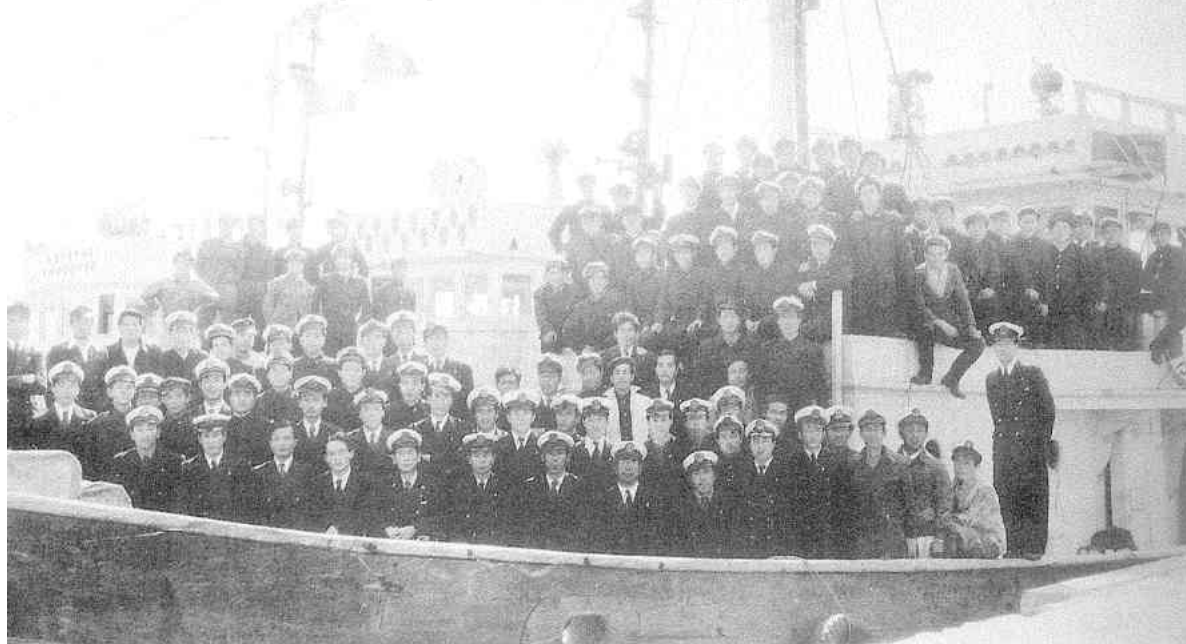


【理 由】

- (1) 全船艇が同一地区で行動するため非常に安心感と心強さを感じる。
- (2) 桑栄丸は補給、休養、その他全ての点において母艦任務最適で、英米の世話になることが今までより不必要であり、いらないところに気を使わなくてもよい。
- (3) 補給、休養等は、やはり同一人種の気心のピタリとしたことが第1要件である。
- (4) 大勢力をもって短時日に一気に作業を完了することができる。
- (5) 指揮系統が極めて円滑である。

なお、事故のその他応急処置対策が極めて迅速容易に実施することが可能である。
最後に出来得ることならば、保安庁長官または次長が現地国連と連絡かたがた一度現場を
巡視され、士気作りに当たられれば、その効果は期して待つべきものあることと考えられる。

【追 補】 第1掃海隊(第1次) 山上隊



第3項 第2掃海隊(第1次)実施経過

第掃海隊(指揮官 能勢事務官 MS03,06,14,17,PS02,04,08)は、第2次回航隊として、田村総指揮官(MS62)の指揮の下に10月8日0400下関唐戸を出港した。10月10日0800元山港外に到着し、即日より同月18日まで9日間元山港に通ずる航路の掃海に従事した。掃海具は係維式機雷用の大掃海具3型及び磁気機雷用の5式掃海具を使用した。

大掃海具3型については、掃海索長1000m、掃海深度30m、掃海速力は4.5節であった。

207名の作業員をもって、掃海船7隻を使用し、この9日間に係維式掃海2.4平方km、磁気式掃海1.5平方kmの航路を掃海した。この間機雷3個を処分したが、不幸にも10月17日MS14が触雷沈没し、1名の尊い犠牲者と18名の重軽傷者をだした。

MS14の触雷沈没に関する事項については、10月30日第6管区航啓部長より海上保安庁長官に提出した「MS14号触雷報告」を別紙第6に示しているので参照されたい。

なお、このMS14の触雷沈没事故に引き続き、日本掃海隊として国連軍協力上まことに遺憾な事件が起こった。

この事件は、能勢指揮官以下MS03,06,17の掃海船3隻が、元山沖の掃海を中止して、10月20日1400下関に帰投したことであるが、この事件の経緯については、指揮官能勢事務官が海上保安庁において海上保安庁長官に報告した状況を別紙第8に示しているので参照されたい。この事件後直ちに第2掃海隊は再編成された。

【追 補】 USS *Pirate* (AM 275)の触雷 1950. 10. 12

Photo # 80-G-423625 South Korean minesweeper hits a mine off Wonsan, October 1950

引き続き僚艇 USS *Pledge* (AM 277)も
触雷沈没した。MS14触雷の5日前で
あった。



MS14 号触雷報告

1 触雷日時 昭和 25 年 10 月 17 日 1521

2 触雷場所 北緯 39 ° 12 ' 34 "
東経 127 ° 35 ' 37 " 永興湾麗島灯台の 244 ° 4050m

3 触雷時の状況

当日1430永興湾への主航路南側拡張掃海の指令を受け係維機雷掃海開始(隊形別図第1のとおり、対艦式3型掃海具使用)、開始後直ちに遠隔操縦に切りかえ全員を上甲板以上に配し、さらに補助機、15キロ発電機及び60キロ圧縮ポンプの運転を中止し、機関員も手空き総員上甲板にて見張りに従事するよう命じた。1510頃 E 浮標東側より S39—40度で進入進行中1521 (MS62 号の記録による) 右舷船底(後部兵員室付近、船尾より5～6m前方)に触雷、瞬時にして船体粉碎、沈没、搭載物件は船と共に全部亡失した。触雷時の状況より係維機雷と推定し、水面下3～4mの触角機雷と思われ日本機雷よりも小であると判断する。

(触雷時の乗員配置状況別図2のとおり)

4 被害状況

- (1) 人 員 図第2のとおり
- (2) 船体機関 大破沈没

瞬時にして後部に海水充満、船橋は右に傾斜、前部は概ね破壊を免れていたが船橋は、約5分、前部は約20分にて全没した。なお触雷直後定位置の通船は行方不明であったが、附近は上縁、通船ビット附近の5～6mは破壊を免れ、また船橋の探照灯、信号灯のあったことは確認している。

5 収容時の状況

当時波浪が高まったにもかかわらず、いち早く MS06 及び米駆逐艦の内火艇並びに大発が現場に到着、7名は MS06 通船に、5名は内火艇に、残余の者は大発に救助されとともに米曳船に移乗した。PS02 は通船をおろし救助に出ようとしたが波浪高く転覆するのやむなきにいたった。遭難者救助に際しては MS06 から防寒用毛布の準備のあったのは機宜を得た処置で同船長の日頃からの心構えを如実に現したものであって行方不明の中谷以外は全部救助された。

6 収容後の状況

収容後治療を要するものは施療され、その他の者は入浴肌着を借用(ただし全員にはなし)した。米艦長以下各員が親切に世話をしてくれ、特に寝台など不足のため曳船乗員の寝台を我々に充当され、また元気な者に対しては映画を見学せしめるなど全員が心からなる看護を受けた。

18日1100米軍駆逐艦(DD731)に移乗重傷以外は港外まで上甲板に急速1300より後部兵員室通路で休息、2000頃以降食堂で一夜を送った毛布もなく重傷2名以外には寝台もなく、4名の士官には寝台を充当された。19日1100佐世保着大発にて全員米軍病院に入院したが寝台がないため日本共済病院に入院することとなった。

船長としては共済病院では薬品その他の材料不足と考え米軍病院を希望したが必要な薬品及び材料は米軍より支給すると約束され、1430頃佐世保共済病院で治療を受け、内7名は入院した。行方不明者1名、重傷2名、中傷4名、軽傷9名でその他7名も外傷はないが触雷の衝撃により打撲傷を受け引き続き治療中である。

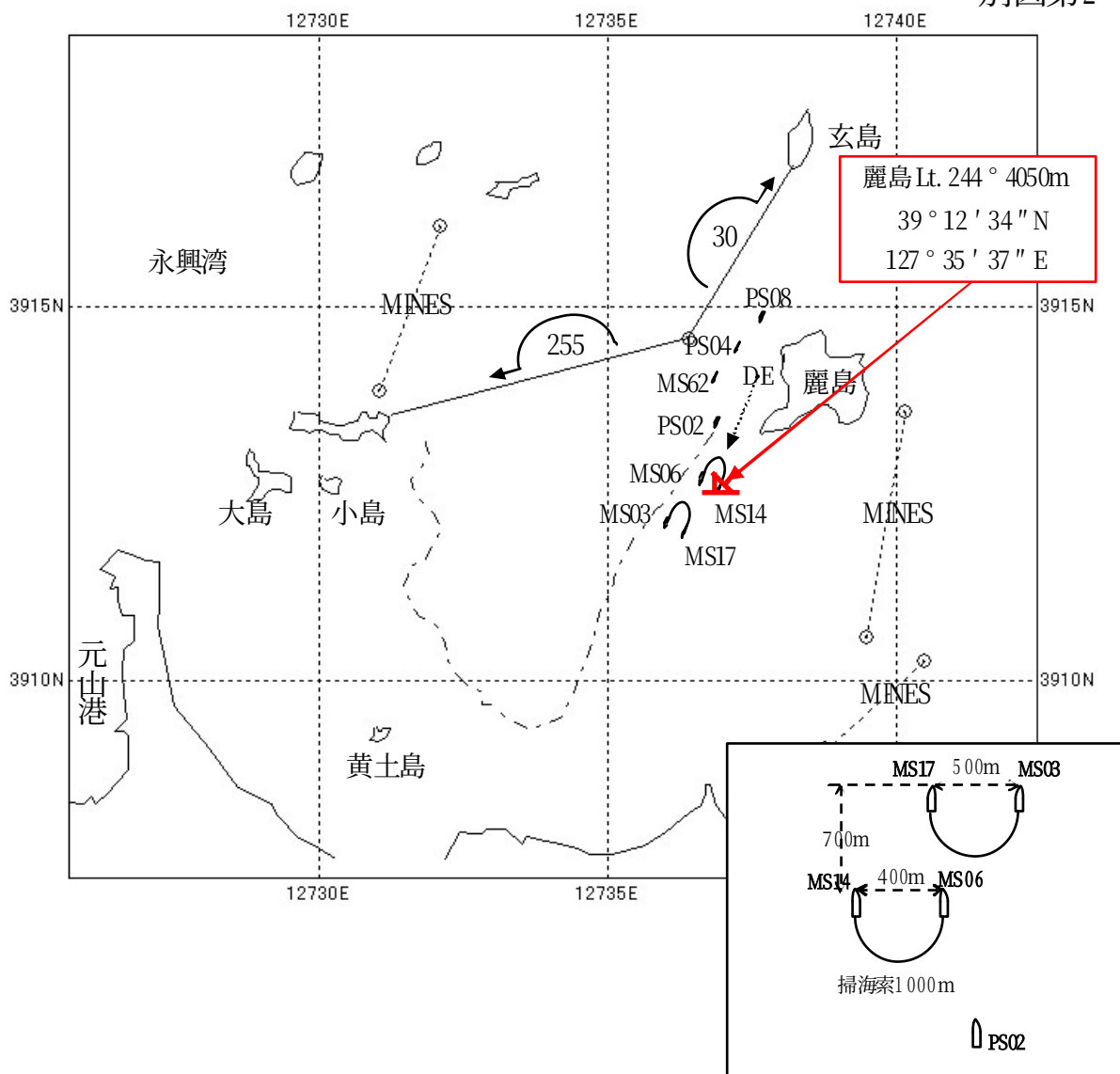
7 所 見

- (1) 未掃海面をはじめて掃海するには、最も喫水の浅いカッター又は大発を使用し、小掃海具にて掃海船の前路を一応掃海する必要がある。特に駆、哨特型は船が小さいのに後部喫水が相当に深いので未掃海面をいきなり駆、哨特をもって掃海することはきわめて危険である。
- (2) ヘリコプターの搜索を全幅信用するのは危険である。搜索範囲もヘリコプターであます所なく見極めることは困難であり、搜索し得た機雷の位置も多少の誤差があるものと見なければならぬと考える。
- (3) 救命艇は前述のように駆、哨特の通船ではその用に適しない。緊急事態の救助にはもう少しその処置間髪を入れざるよう常にその腹案をもって臨機の処置をとらねばならない。
- (4) 掃海中は救命筏を曳航しおけば救助に便利であったと思われる。
ただし救命筏の構成自体に研究の余地があると思う。
- (5) 本船触雷時は総員甲板上におったためその被害を最小限度にとどめ得たであろうと考えられる。なお機械室におった者が助かったところをみて爆発は船体の後部附近と考えられ、敷設深度は約3m位であろう。そうすれば前部待機所は比較的安全と考えられるのでこれを大いに活用すべきであると痛感する。
- (6) 危険海面進入後は後部居住室、後部糧食庫及び後部付近に人員を絶対に立ち入らぬよう注意しておく必要がある。そのため食事もなるべく前部待機所で行うことを立前とし、簡単な戦闘食事で満足しなければならない。
- (7) 遠隔操縦装置はいま一度改良の余地あり。30分毎に注油のため機械室に降りなければならぬようではその効果はほとんど半減されると考えられる。
- (8) 機関の操縦は絶対的に遠隔操縦によるを要する。
- (9) 危険海面掃海中(遠隔操縦中)やむを得ない場合のほか主機関のほかは止動しておくこと。
- (10) 救命筏は早急に搭載のこと。(待機所天蓋)
- (11) 重油の浮いた海面では手で顔面をあまりさわらぬこと。さわるとかえって目の中にしみこみ痛むことが多い。
- (12) 木船においては、沈没時急速な下降はないからあまりあわてぬ方がよいと思う。十分余裕がある。
- (13) 総員前甲板以上にあることと及び何か手で固定物をつかんでおることが肝要である。爆発に対しては効果がある。

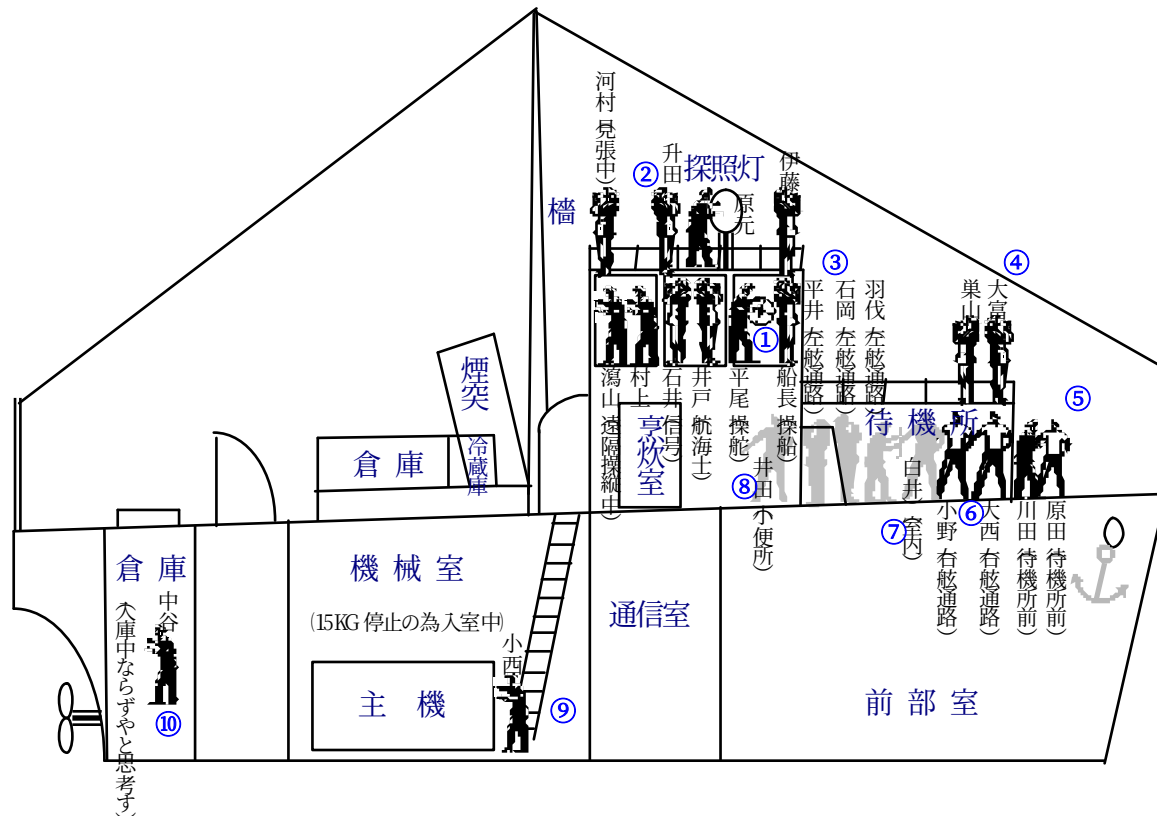
- (14) 危険海面掃海中の昼食は総員前部において行い。絶対に後部に近寄らぬこと。夕食は掃海終了後にすること。
- (15) 烹炊員も掃海作業にかかる前に、当日所用の材料を倉庫から出しておき、絶対に掃海作業中は倉庫に入らぬことが肝要である。
- (16) 救命浮標は船橋上もしくは待機所上にならべておき沈没しても浮くようにしておくこと。
- (17) 掃海中は通船に水を入れることは禁物である。いつでも救助できるよう準備しておかねばならない。
- (18) 母船には内火艇をいつも待機させ救助できるようにしておく必要がある。
- (19) 現在駆特の通信室は下にあり、掃海中は非常に不安である。今までのように磁気掃海ならばそのようなことはないが、係維機雷では電信室によっては触雷の際助からぬ。爆発によって梯子などは飛んでしまうであろうし、上甲板にでるところは一つしかない状態である。掃海作業中は発光・手旗で連絡する法がよい。できる限り電信室を上におくようにして頂きたい。幸い無線封止で信号操舵当直に入っていたのでよかったと思われる。

MS14号触雷時の概要図

別図第2



MS14号触雷時の乗員配置状況



① 船橋内	瀧山 (胸強打) 以外健在	中傷1、軽傷3、健2	内 訳
② 天 蓋	伊藤、増田重傷以外打撲	重傷2、軽傷2	
③ 左舷通路甲板上	平井、石岡 (打撲傷)	軽傷2、健1	死 亡
④ 待機所上	巢山、大富 (打撲)	中傷2	傷 2名
⑤ 揚錨機待機所間	川田 (右腕折) 外打撲	中傷1、軽傷1	重 傷
⑥ 右舷通路甲板上		軽傷1、健1	5名
⑦ 待機所内	白井 (打撲)	中傷1	軽 傷
⑧ 小便所		軽傷1	11名
⑨ 機関室	小西 (打撲傷)	軽傷1	健 計
⑩ 米麦庫		死亡1	23名

MS14 号触雷により殉職した中谷事務官の告別式における弔詞 (10 月 27 日)

1 運輸大臣 山崎 猛

運輸事務官中谷坂太郎君の慰霊祭に列してつつしんで弔詞を呈します。

君は終戦直後より機雷排除の作業に従事し、幾多の危険もかえりみずしかも風浪寒波とよく闘い日本近海の航路啓開業務に挺身し日本経済再建に貢献しその功績はまことに大なるものがありました。しかるに昭和 25 年 10 月 17 日米極東海軍司令部の命により特別掃海隊任務に従事中、はからずも MS14 号は触雷により沈没し、君は朝鮮東岸麗島付近において日本海の露と消えたのであります。御遺族の悲しみは察するにあまりあり、我々の痛恨またこれにすぐるものはありません。しかし君の海上保安にうちたてた偉業はさんとして輝き、海上保安庁のきかんとして永遠にその名をとどめるのであります。我々君に続くもの掃海業務を通じ海上保安庁の使命に向かって邁進いたし、君の御遺志を無にせざるよう君の霊前に誓う次第であります。

君安らかに眠られよ。ここに謹んで弔意を表します。

2 海上保安官 大久保 武雄

運輸事務官中谷坂太郎君の慰霊祭に列して恭しく弔詞を呈します。

君は終戦直後より機雷の除去という困難な作業に従事し風浪を冒し、また寒暑と闘い幾多の航路港湾を啓開し、海運再建の先駆者として日本経済再建に貢献しその功まことに大なるものがありました。しかるに MS14 号掃海艇乗組員として米極東海軍司令部の命により、重要な特別掃海任務に従事中機雷に触れその職に殉じられたことはまことに悲しみにたえません。君はいまだ春秋に富み、我々はむしろ君の今後に期待するところ非常に大なるものがありましたのに、中道において君を尊い犠牲として失ったことはまことに哀悼の念を禁じ得ないところでありますが、君の打ち立てた偉業はさんとして輝き我々の行く手を照らしているのでありまして我々としては誓って君の意志を継承し、いよいよ掃海作業を通じて海上保安庁の使命に向かって邁進いたしたいと存じます。

これ君の霊を慰め、その功績に酬ゆる所以のあるものであると信じ、ここに謹んで弔意を表します。

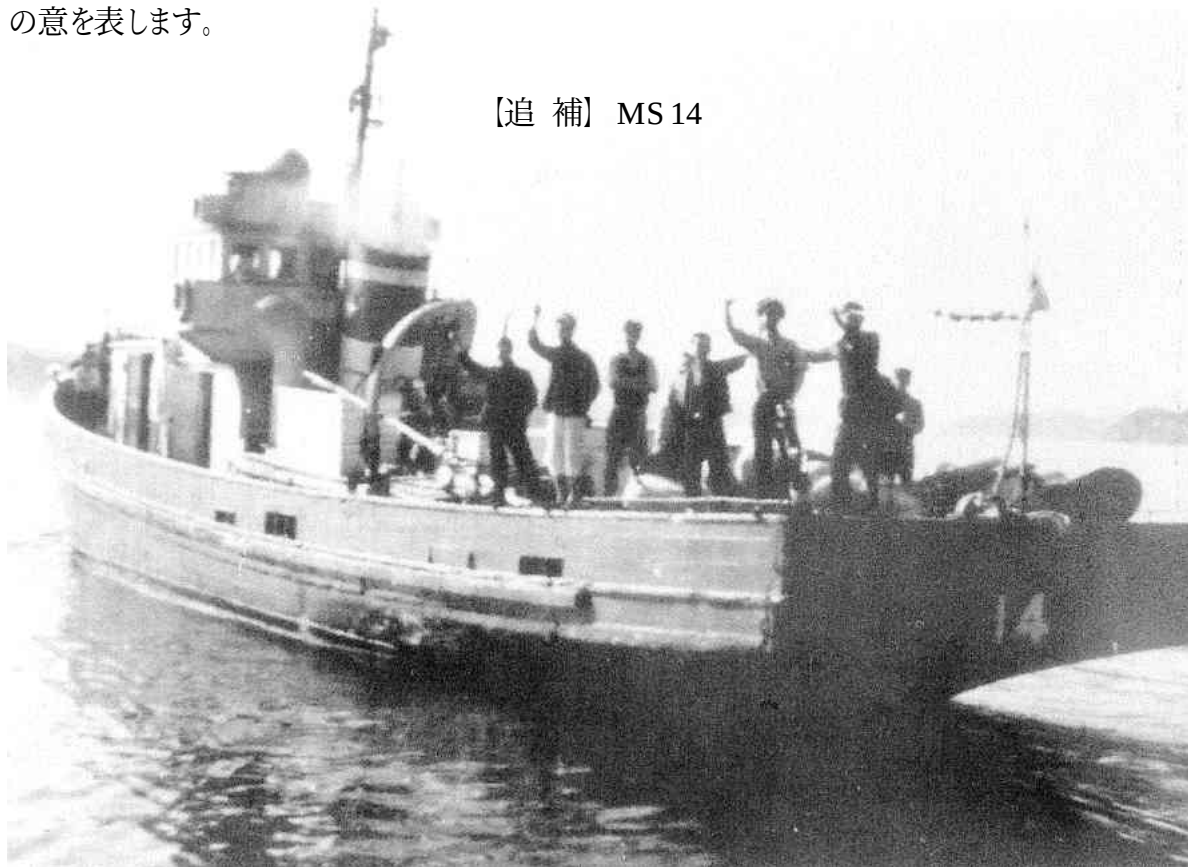
3 海上保安庁航路啓開本部長 田村 久三

昭和 25 年 10 月 27 日、うやうやしく運輸事務官中谷坂太郎君の霊に弔詞を捧げます。

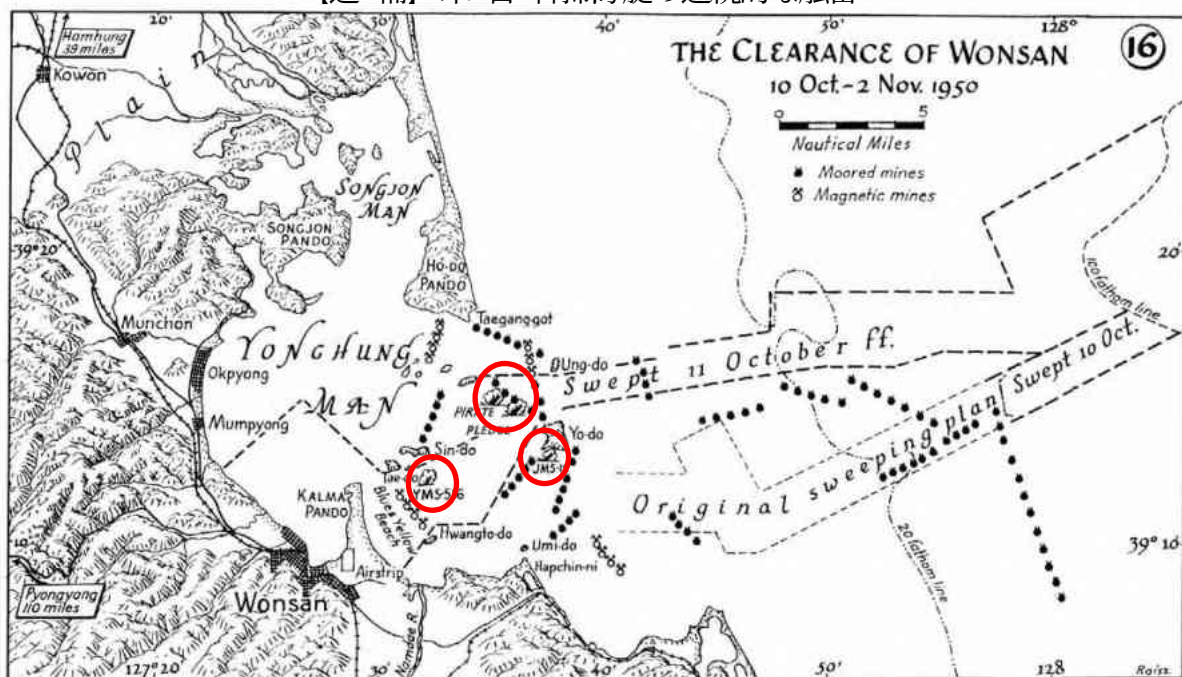
君と私とは戦塵いまださめやらぬ昭和 20 年 9 月日本近海に敷設された機雷の掃海を開始してよりこの 5 年有余、幾多の困難と闘い障害を克服して、ひたすら掃海作業に尽瘁し日本海運再建のために着々その成果を収めてきたのであります。これがため、日本近海の安全水路を啓開し米極東海軍司令部及び我が官民各位から賞詞・感謝状を受けたことは枚挙にいとまないほどでありました。しかるに去る 17 日米極東海軍司令部の指令により、特別掃海隊を編成し日本政府としても特に重要視された掃海任務に従事中、誠に悲しく痛ましい MS14 号掃海艇の触雷によって君を失ったことは終戦以来君と同じ掃海の途を歩んだ私として痛恨これにすぐ

るものではありません。嗚呼一朝幽冥境をことにしてまた相まみゆることあたわず悼惜の情胸に迫って言わんと欲するところを尽くすことができません。私達掃海関係員は中道にして斃れた君の意を継承して、さらに一層奮励努力し以て掃海の任務を完了し、君の霊を慰めんことを誓う次第であります。ここに海上保安庁に職を奉ずる掃海関係員一同を代表して恭しく君の霊に哀悼の意を表します。

〔追 補〕 MS 14



〔追 補〕 米・日・韓掃海艇の連続的な触雷



元山における日本掃海船三隻の内地帰投について

首題掃海船 MS03,06,17 3隻が10月20日1400元山沖から下関に帰投した経緯について、その指揮官能勢省吾事務官より海上保安庁において聴取した状況は、次のとおり。

1 元山における日本側掃海の状況

- (1) 日本掃海船 MS62,MS4 隻 PS3 隻は、10月10日元山沖に到着、翌11日より17日午前まで永興湾外現地米海軍指揮官指定の区域の掃海に従事した。
- (2) その間12日午後米海軍部隊とともに元山港に進入中永興湾口で10数個の機雷を発見処分にかかったとき先頭にいた米掃海艇が触雷沈没するや島の敵から砲撃を受けたので、砲撃の射程外に引き返した。その砲撃中米掃海艇が更に1隻触雷沈没したが日本掃海船は幸い被害がなかった。日本掃海船はこの戦闘に遭遇して戦闘がなお継続中の区域で掃海を実施せねばならぬことを初めて知った。
- (3) 10月8日門司を出港して米側掃海隊と朝鮮海峡で合同するまでは朝鮮のいずれの方面へ行くかは不明の状況にあったが、乗員一同は38度線以南の既に戦闘の終わった港湾の掃海のみと想像していた。
- (4) 10月17日午後米掃海艇と共に上陸泊地の掃海を命ぜられた日本掃海艇は米海軍掃海の拡大掃海(20m水深より浅い海面)を命ぜられ、MS4隻が係維機雷の掃海に、またPS3隻は処分艇として行動した。作業開始後間もなく1530MS14は係維機雷に触雷、瞬時に沈没した。乗員はほとんど殉職したかと思ったが米海軍の救援により行方不明1名のみで残り全員22名(重傷3名)を救助したのは嬉しかった。
- (5) 僚船が直接触雷する実況を目前に見て、喫水3mを超える日本掃海船でこのまま普通掃海を行うことは触雷を免れぬ不安を惹起した。
- (6) MS14の救助を終わって米側指揮官の指示に従い掃海を中止し、麗島泊地についた。8日門司を出港してから11日目はじめての投錨であった。

元山までは夜航海を続け元山沖の作業中も泊地は水深80乃至100mで日本掃海船は投錨不可能で漂泊せざるを得なかった。漂泊中は波浪にもまれ風潮に1時間6哩も押し流されるので、機関を休める暇もなかった。乗員はへとへとに疲れ、機関はがたがたの状況であった。

2 送還されるに至った事由

- (1) 10月17日泊地についてから田村総指揮官は、各船船長を集合せしめて午後の掃海について協議した。その際MS3隻の船長はいずれもこのままの状態ですばらばらに掃海を続行すれば必ずや触雷する恐れがあるので米側より大発(交通艇)を借りて小掃海を実施し、その後を掃海船でさらに掃海する計画を田村総指揮官を通じ米側指揮官に申入れるよう決議し、18日朝田村総指揮官から米掃海指揮官に申し入れてもらった。
- (2) 米掃海指揮官は大いに同情せられたようであったが、小掃海のため大発2隻しか出ないという状況で、田村総指揮官は米側と折衝中米側高級指揮官の招きをうけ「予定の如く日本掃海船で掃海を実施せよ」と命ぜられた。

- (3) 田村総指揮官から米側高級指揮官の命を伝えられた掃海船長は合議の上「小掃海をやるか、小掃海を頭に冠ってやるか、または米掃海艇の後に磁気掃海をやるかさせてほしい。日本掃海船でそのまま予定通り普通掃海に入ることは触雷必至であるから許されたい。」と田村総指揮官に申し入れた。
- (4) 田村総指揮官が右申し入れを米側高級指揮官に伝えたところ「日本掃海船 3 隻は 15 分以内に出港して内地に帰れ、然らざれば 15 分以内に出港して掃海にかれ、内地に帰る場合は清水、燃料を補給船より受けよ。」とのことであった。
- (5) 田村総指揮官は掃海船長を集め命令のいずれをとるべきかをはかったところ全員小掃海による実施を許されぬなら内地へ帰投したい旨を田村総指揮官に申入れ正式に帰投の認可を得、当時機関整備のため分解の状況にあった MS17 の機関の発動間に合わず、MS03 がこれを横抱きにしながら出港し、航行中機関の整備を実施しつつ帰投した。

【追 補】 LCVP (大発) による係維機雷掃海

Photo # NH 97140 Minesweeping boats off Chinnampo, North Korea, 1950



10月17日日本特別掃海隊が米側に提案し拒否された LCVP による掃海が、鎮南浦沖では実施されていた。

第4項 第3掃海隊実施経過

第3掃海隊（指揮官 石飛事務官 MS24,01,05,19,16）は、第4次回航隊として 10 月 17 日0030米駆逐艦 Wallace L. Lind (DD 703) 嚮導の下に下関を出港した。ところが同日0730荒天のため反転、その上 MS24, 19の両船が舵故障した。同日1800修理完了したので下関を出港、19 日0600北緯 38 度線を通り、10 月 20 日0900元山に到着した。そこで MS62（田村総指揮官）と合同し、また第2掃海隊で元山に残留していた PS04,02,08 を合わせ指揮することになった。



【追 補】 USS Wallace L. Lind

掃海は、10 月 20 日より 11 月 26 日まで 38 日間実施し、第1掃海隊（第2次）と交代して MS01, 16、PS43 は 11 月 26 日1200元山発、11 月 28 日1030下関に帰投した。MS24,19,09 は残留し、11 月 24 日第1掃海隊に編入された。MS62（田村総指揮官）は 10 月 23 日元山を出港し、同月 25 日下関に帰投、その後田村総指揮官は日本内地で特別掃海隊の指揮をとった。

以下第3掃海隊の元山における掃海状況及びその他について述べることにする。

1 掃海実施

(1) 磁気掃海

10 月 21 日より 11 月 3 日まで5式掃海具4型及び同改1を使用して、元山内外港を掃海した。（別図第5参照）

(2) 試 航

米軍で200吨曳船を応急試航船に改造してくれたので、MS がこれを曳航して、10 月 31 日より 11 月 1 日まで元山港泊地の試航を行った。（別図第5参照）

(3) 係維機雷掃海

対艦式大掃海具3型（索長1000m、対艦距離500m、掃海深度15m、掃海速力4節）を使用して、MS2 組編隊、1隻処分艇とし、11 月 7 日より同月 26 日まで麗島東北掃海水路の確認日施掃海を行った。

2 掃海成果（別図第4参照）

10 月 21 日 2 個、同月 25 日 2 個、11 月 28 日1個、計 5 個の機雷を拘束、PS でいずれも銃撃処分した。なお掃海した区域は磁気掃海で泊地 24 平方 Km、航路36. 4平方 Km、係維機雷掃海で泊地67. 35平方 Km、航路2. 75平方 Km であった。

3 船体・機関

MS,PS 各船とも大きな故障はなく、おおむね応急修理を行い使用に耐えた。

しかし各船とも老朽で船体・機関の整備の暇はほとんどなく、常に不具合な箇所があった。

4 作業員

本掃海に従事した作業員は 152 名であったが、風邪ひきで約10%が治療を受けていた。

5 補 給

燃料、清水 5 日毎、糧食1週間毎にルーズベルトで補給した。

6 その他

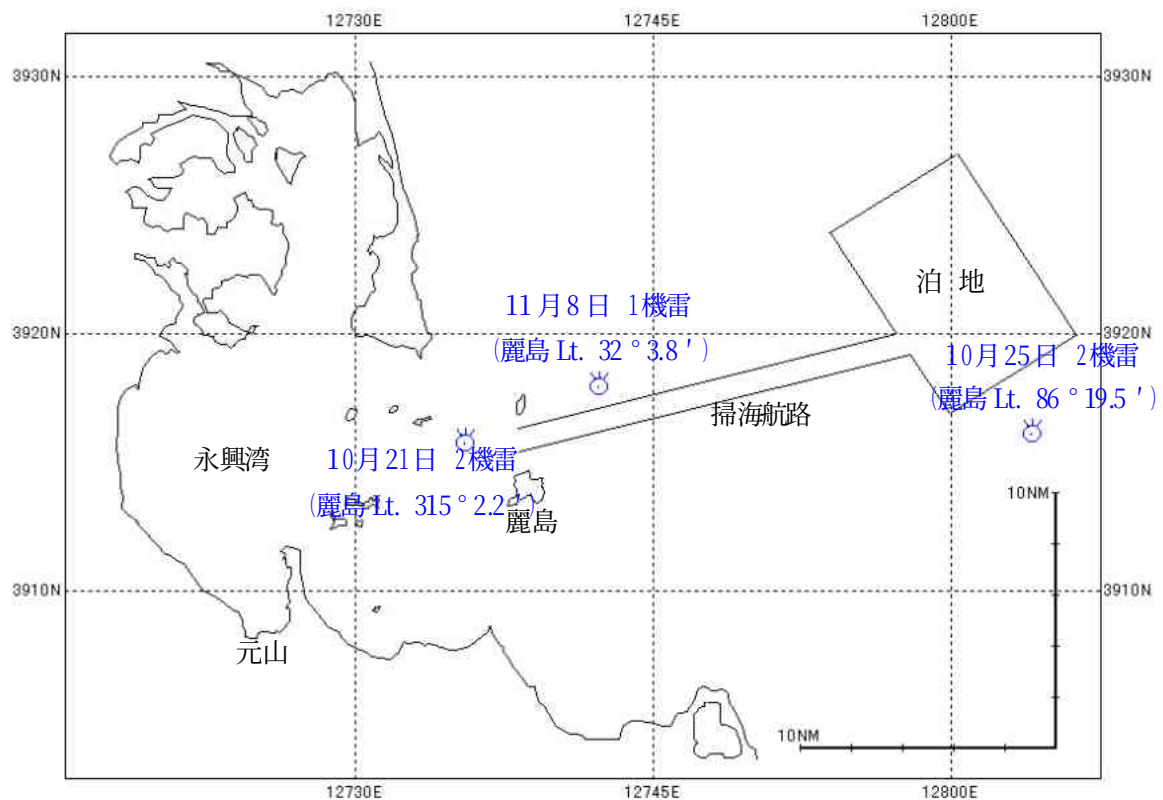
MS14 号殉職者中谷坂太郎の死体搜索を計画したが、当隊の潜水用具では実施不可能であった。米軍に依頼して米軍で搜索したが死体は発見できなかった。

7 船艇の異動

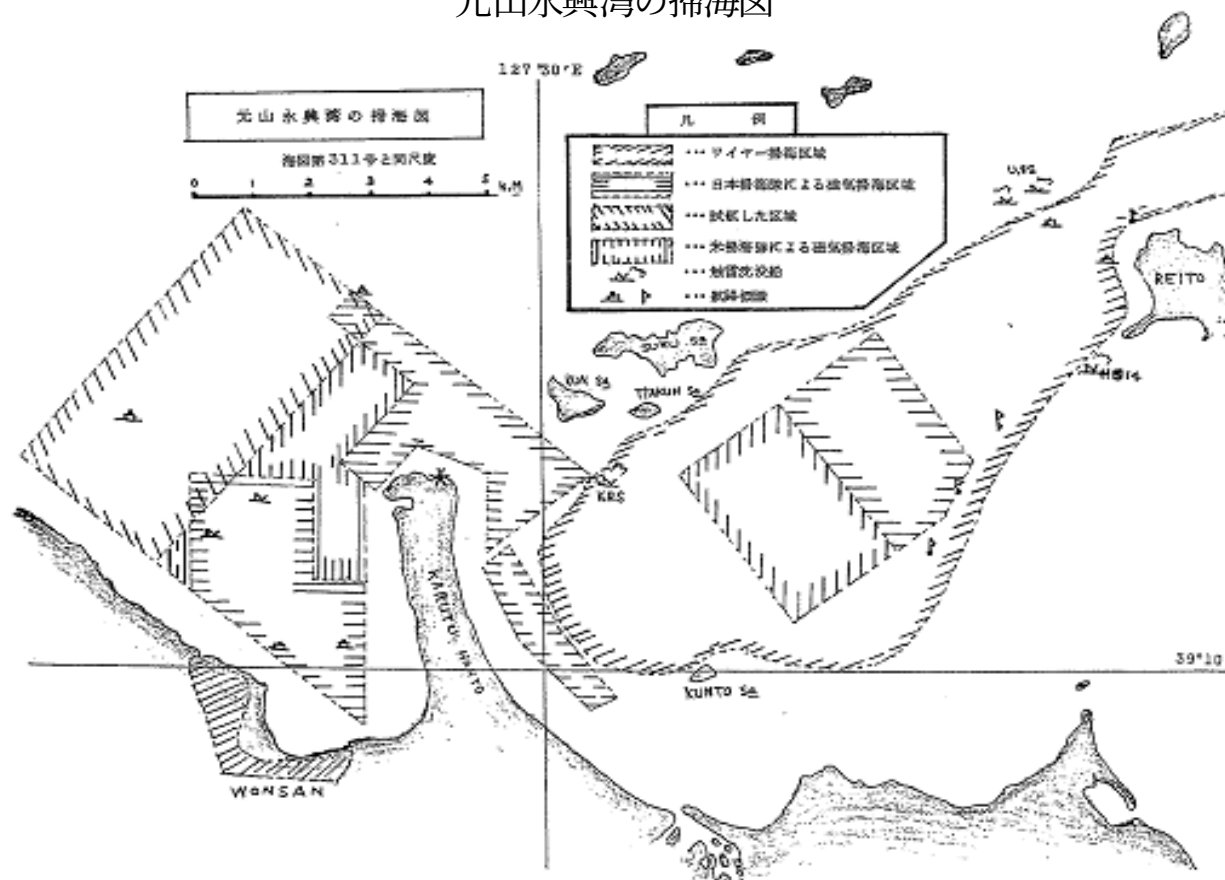
- (1) 11 月 1 日 PS43 を第3掃海隊に編入され、同船は 11 月 4 日 0900 下関発、11 月 12 日 2000 元山着
- (2) 11 月 15 日 PS02,04,08 は第3掃海隊より除かれ、この3隻は 11 月 13 日 0630 元山発、11 月 15 日 0845 下関着
- (3) 11 月 24 日 MS24,19,05 を第1掃海隊に編入され、12 月 4 日元山発、12 月 6 日下関着

別図第4

第3掃海隊機雷処分図



元山永興湾の掃海図



第5項 第4掃海隊(第1次)実施経過

第4掃海隊(指揮官 萩原事務官 MS22,11,30,10,12,57,25)は、第3次回航隊として10月17日0700下関を出港、同月20日群山に到着した。即日、群山港に至る航路に対し、係維式機雷及び磁気機雷の掃海に従事した。途中10月27日MS30が座礁沈没するという事件があったがその他異常なく、11月4日まで16日間の掃海を完了して、11月9日1730下関に帰投した。この間MS10, 12, 22, 57の4隻は11月2日第2掃海隊に編入され、11月4日群山発、11月7日鎮南浦に到着し、同地の掃海に従事した。群山における掃海状況は次のとおりである。

- | | | |
|---------|----------------------|--------------------|
| 1 使用掃海具 | (1) 対艦式大掃海具3型(対係維機雷) | (2) 5式掃海具4型(対磁気機雷) |
| | イ 索 長 400m | イ 掃海速力 2.5節 |
| | ロ 対艦距離 200m | ロ 対艦距離 150m |
| | ハ 掃海深度 7m, 10m | |
| | ニ 掃海速力 4節 | |
| 2 既掃海区域 | (1) 対係維機雷 1.6平方Km | (2) 対磁気機雷 1.6平方Km |
| 3 処分機雷数 | 3個 | |
| 4 作業員数 | 172名 | |

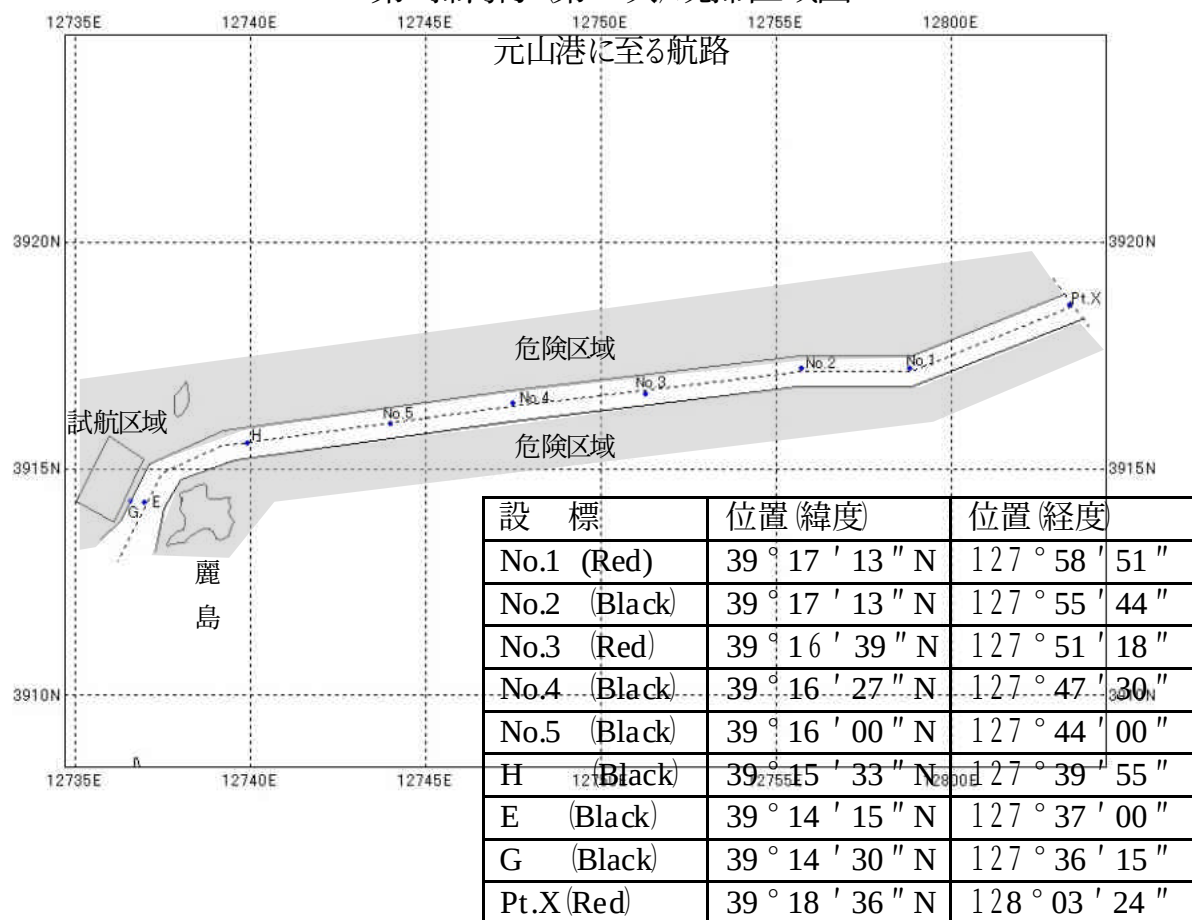
第6項 第1掃海隊(第2次)実施経過

第1掃海隊(第2次)は、11月15日新編成され、新指揮官 花田賢司事務官は、PS48 母船、MS02, 04, 07の4隻を率い、11月20日1500 元山に向け下関唐戸を出港した。11月22日1530 元山に到着、直ちに石飛第3掃海隊指揮官と打合せを行い、23日は米掃海隊指揮官と掃海打合せを行った。11月24日、第3掃海隊のMS24, 19, 05が元山で第1掃海隊に編入されたので同日から航路南側の日施掃海、G浮標北方海面の試航を開始した。12月3日までに航路南側及び北側の清掃を完了して、同月4日0600 元山を出港、PS48 母船、MS02, 04, 05, 07, 19, 24の7隻は12月6日下関唐戸に無事帰投した。

下関、元山間の回航往返とも相当巨大なうねりがあったが、概ね船尾より受けたため平均速力約8節で順調な航海であった。現地の天候は所謂三寒四温かつ乾燥季であるため快晴に恵まれたが、しかし氷点下の極寒と連日湾外作業のため巨大なうねりを受け作業は極めて困難であった。現地の作業はMS14の触雷事故等に原因すると推定されるが既掃面の日施掃海或いは試航掃海等安全海面の掃海であって、かつ自主性を付与されていたため現地米軍との折衝は極めて順調に経過した。冬季の作業としては天候に恵まれたとはいえ巨大な風浪或いは極寒を克服し、回航及び現地作業を充分完遂し得たのは指揮官及び各船長の卓越せる統帥と乗員の一致団結した真摯な努力によるものであった。使用掃海具は、対艦式大掃海具3型(索長900m、対艦距離450m、掃海深度15m、掃海速力4.5節)で、航路25.2平方Kmの清掃を完了、処分機雷はなかった。

第1掃海隊(第2次)既掃区域図

別図第6



第7項 第2掃海隊(第2次)実施経過

1 編成及び行動

10月25日第2掃海隊(第2次)は、石野自彊事務官を指揮官とし、母船MS62、MS09、13、15、23の5隻をもって新たに編成された。11月2日には第4掃海隊より4隻(MS10、12、22、57)を第2掃海隊(第2次)に編入されたので、つぎのように隊内の編成をおこなった。

指揮官 石野事務官

指揮官付 中川、穂積、岩石、藤本、西尾事務官

母 艇 MS62

第1小隊 MS23、09、13、15

第2小隊 MS22、10、12、57

11月3日1500下関唐戸を出港鎮南浦に向い、7日1345同地に到着した。現地指揮官アーチャー中佐と打合せをおこない、翌8日より掃海作業を開始した。11月9日1500下関を出港して同月15日1200鎮南浦に到着した第5掃海隊(指揮官 大賀良平事務官、MS03、06、08、21、PS 56)は11月17日第2掃海隊に編入された。そこで第2掃海隊(第2次)の編制をつぎのように改めた。

母 艇 MS62、PS 56

第1小隊 MS23、09、13、15

第2小隊 MS22、10、12、57

第3小隊 MS03、06、08、21

さらに17日にはMS62の嚮導で泰昭丸【試航艦】が作業地へ到着した。11月26日第2掃海隊(第2次)はUSS Carmick (DMS 33: *Highspeed Minesweeper*)艦長の指揮



下に入って掃海を実施することとなった。11月28日第5掃海隊(指揮官 大賀事務官 MS03、06、08、21、PS 56)は、第4掃海隊(第2次)と改編され、第2掃海隊(第2次)より分離して、11月30日1200鎮南浦を出港し海州に向った。

11月30日第2掃海隊(第2次)はUSS Thompson (DMS 38)艦長の指揮下に入った。泰昭丸は同日0730鎮南浦を出港佐世保に帰投した。

11月30日アーチャー中佐より海州にて第4掃振隊(第2次)と合同の上、英国駆逐艦HMS Morecambe Bay 護衛の下に門司に帰投すべき命をうけ同日1630鎮南浦を出港したが、荒天のため第4掃海隊と合同できずそのまま下関唐戸に向かい、12月7日1100無事同地に帰投した。第2掃海隊(第2次)の鎮南浦と下関との往復の行動は別図第7に示すとおりである。今回のように、冬季における長期外洋航海は駆特をもってしては燃料、真水等の補給の関係から、また船体構造の見地から極めて困難であって、特に荒天時には多大の不安があった。しかし予想外に天候に恵まれたこと、各船乗員が協力一致して努力したことで船体・機関の故障が全くなかったことによって、鎮南浦への往返行動は概ね順調であった。会合点に到着して後米艦に嚮導されたが途中でその誘導を解かれた。その後指示された針路で航進中船位が不確実となって不安のため投錨した。後でわかったのであるが、もし投錨しないでそのまま航進していたならば強潮流に流され危険な機雷堰の中に入っていたかもしれなかった。

2 掃海実施

(1) 開始前の打合せ事項

11月7日鎮南浦着後 USS Forrest Royal DD 872 にて現地指揮官と作業実施について次のように打合わせた。

- (イ) 現地指揮官は鎮南浦掃海に:関するすべての情報を提供すること。
- (ロ) 翌日の作業は前日通知すること。
- (ハ) 燃料、糧食その他日本掃海隊の必要事項に関してはすべて援助すること。
- (ニ) 毎日掃海終了後既掃海面図を持参せば翌日の作業予定を通知する。

(2) 鎮南浦機雷敷設状況並びに掃海水道は別図第8のとおりである。

(3) 掃海期間 11月8日～12月2日 23日間

(4) 使用掃海具

- (イ) 対艦式大掃海具3型
(索長 400m、対艦距離 200m、
掃海深度 10m、掃海速力 4 節)
- (ロ) 5 式掃海具 4 型改1“
(掃海速力 2.5 節)

(5) 掃海面積

泊 地 36平方 Km
航 路 90.1 平方 Km

(6) 処分機雷

- (イ) 11月10日 38°42.9' N、125°08.6' E で係維機雷 (M26) 1個を浅海面にて拘束曳航米軍ヘリコプターで銃撃爆破した。
- (ロ) 11月21日 38°40.1' N、125°59.9' E で機雷敷設線を掃海中係維機雷 (M26) 1個の係維索を切断、機雷缶を銃撃爆破した。

本掃海は米軍 LCVP (大発) による小掃海終了後掃海を実施したので5m余りの干満差を利用し安全に掃海をすることができた。なお駆特、哨特をもって対艦式大掃海具を使用し掃海することは鎮南浦のような潮流の強い海面では特に困難かつ危険であり、掃海具の改良(カットワイヤー等)を必要と考える。鎮南浦での掃海は、短時日に広大な海面を啓開しなければならなかったもので、出港は日出1時間前から掃海を開始し、入港は遅くなった。

乗員の休養の面からまた荒天時の出港の見地から駆特の揚錨装置は電動式を必要とする。潜水器は各隊とも搭載の要がある。強潮流の海面では時々掃海索を推進器にひっかけて困却することが多い。今回は幸い MS23 に潜水器を搭載していたので MS13 が掃海索を推進器に絡ませたときも簡単に離脱することができた。



【追 補】 USS Forrest Royal DD 872

3 通 信

通信連絡は特別掃海隊通信実施要領によってきわめて円滑に実施することができた。下通における迅速な電報処理及び空間状況不良の場合の責任ある通信連絡はきわめて適切に行なわれた。下通との連絡不良の時、佐通の積極的な中継連絡はまことに効果的であった。下通で放送電報に SM C を附し放送したことは電報処理上甚だ効果的であった。第5掃海隊が鎮

南浦回航時荒天のため電信室浸水無線機絶縁不良となって通信に支障を生じた。電信室の水線下設置に最大の原因があり、電信室は水線上に設置しなければならない。

今回の行動中指揮艇の通信士 3 名で昼(0800～2000)は2名、夜間(2000～0800)1名の常時当直し、状況によっては総員執務したこともしばしばあり、肉体的、精神上的の疲労ははなはだしいものがあり、指揮艇には最小限 5 名を必要とする。

4 補 給

(1) 燃料、真水

各船それぞれ満載状態で下関を出港した。現地での補給は米艦より実施したが多数の MS 船に対しては真水の補給は終始不足勝ちであり、特に波浪により横付け補給は困難であった。

(2) 糧 食

第4掃海隊より転属した 4 隻以外は貯糧品 12 月分まで、生糧品は 14 日分を搭載して下関を出港し、現地では米艦より約 10 日毎の補給を受けた。その品種は缶詰、乾物、コーヒ等で、長期にわたっては生糧品の欠乏をきたした。その後生野菜、果物等の託送をうけたので生気をとりもどした。

(3) 酒保物品、日用品類

現地軍の好意で若干の補給はうけたが掃海船全部では非常に多いので充分でなく日本より託送をうけた。



〔追補〕USS Catamount (LSD-17)

5 整 備

母船にガス熔接器 1 組、応急用木材、鉄板等若干、機関部相当量を搭載して下関を出港した。また軟式潜水具は 1 組 MS23 に搭載してあった。現地在泊の USS Catamount (LSD-17) は LCVP の母船であり、予想に反し MS 艦の入渠は吃水及びその設備の関係上 不可能であったが、老朽した各部にもかかわらず乗員の航海、作業に対する細心の留意と絶間ない整備により船体、機関共入渠修理を要する等大なる故障はなく、任務を完了することができた。部分的熔接は母艦で行い、また部品等は必要の都度母船及び相互に融通使用し機械工作及び技術的熔接修理はそのつど LSD -17 で行なったので掃海作業に支障はなかった。日本より熔接用酸素とともに若干の機関部品の托送をうけたが、今回の行動を通じとくに必要を感じた部品、材料は次のとおりであった。

各種発電機、クランク裏金、主機及び発電機、燃料ポンプ関係部品、噴油弁、ノズル、主機械シリンダー蓋、銅パッキン、5 馬力空気圧縮ポンプ部品、同高圧管、船体修理用鉄釘、特に多い破損部分は海水管の腐蝕破損であった。そこで母船についてであるが、今回の ARB では母船としては小型に過ぎ適当とは認められない。特に次の点を充実する必要がある。

- (1) 予備掃海具、ドラム缶、石炭、資材等の搭載が可能であること。
- (2) 簡単な造修能力を持っていること。
- (3) 12 節以上の速力を持ち荒天時に曳航が可能であること。
- (4) 航海、通信、信号の充分な設備及び能力を有すること。

6 医務・衛生

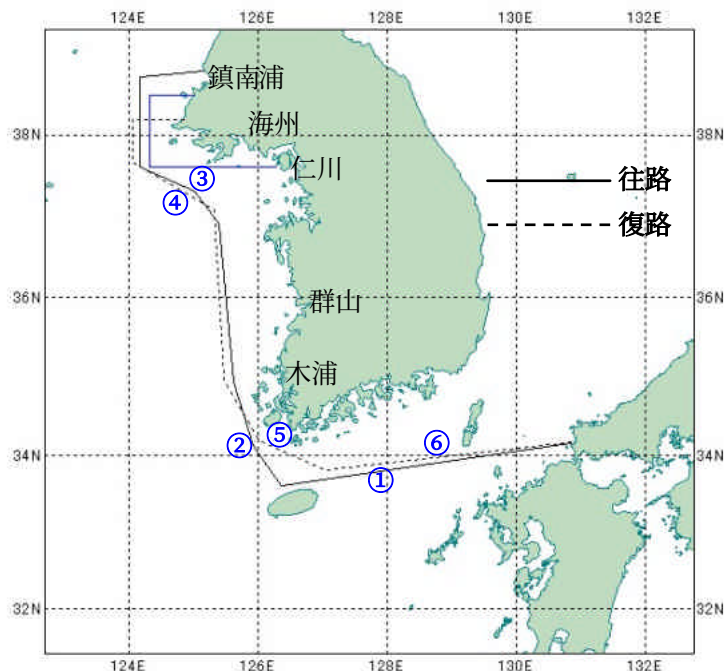
約1ヶ月分の治療品を搭載して下関を出港したが看護員が母艦に1名にすぎなかった。患者は胃腸疾患、感冒胸部疾患が大部分でほとんど母船で治療を行なった。ただ盲腸患者、歯痛各1名は米艦で手術手当を行なった。長期間入浴もほとんど不可能な狭隘な船内生活と寒風下の労働のため健康状態は漸次低下し、総員343名に対し1名ないし2名の看護員では全く不足といわざるを得ない状況であった。少なくとも医師1名は是非必要である。なお生糧品の不足に対してはビタミン補給のためビタミン錠及び注射液を多量に用意する必要がある。無味乾燥な船内生活であり碁将棋の外にせめて蓄音器等の設備が望ましい。

7 一般

- (1) 今回の掃海作業が迅速また安全に実施できたのは、一に現地指揮官の理解ある適切な指令並びに補給造修に対する好意的努力と隊員一同がよく協力一致平素の実力を十二分に発揮した賜である。現有掃海隊での行動能力は作業期間1ヶ月が限度であると考えられる。
- (2) 船及び使用具がいかに科学化されてもやはりウエイトの高いのは人であり、精神力、熟練した技倆およびその和がなくては宝のもち腐れに等しいものである。当隊が老朽艦をもってよくこの任務を完了することができたのも船を補うのに人をもってしたからである。
- (3) 米軍の人命尊重の精神は協力作業を通じ随所にみられ深い感銘をうけた。
- (4) 海上保安庁職員は毎上員(現物)と陸上員(管理)を融通できる組織としてよくお互いの仕事を知悉理解することに努力する必要がある。
- (5) すみやかなる日本の独立とこれからの日本の指導理念の確立高揚の必要をこの作業を通じて痛感し、被占領下の自主性のない仕事はやむを得ないとして報酬としての物質面のみでは精神的にきわめて不満であって、安んじて作業ができるものではない。

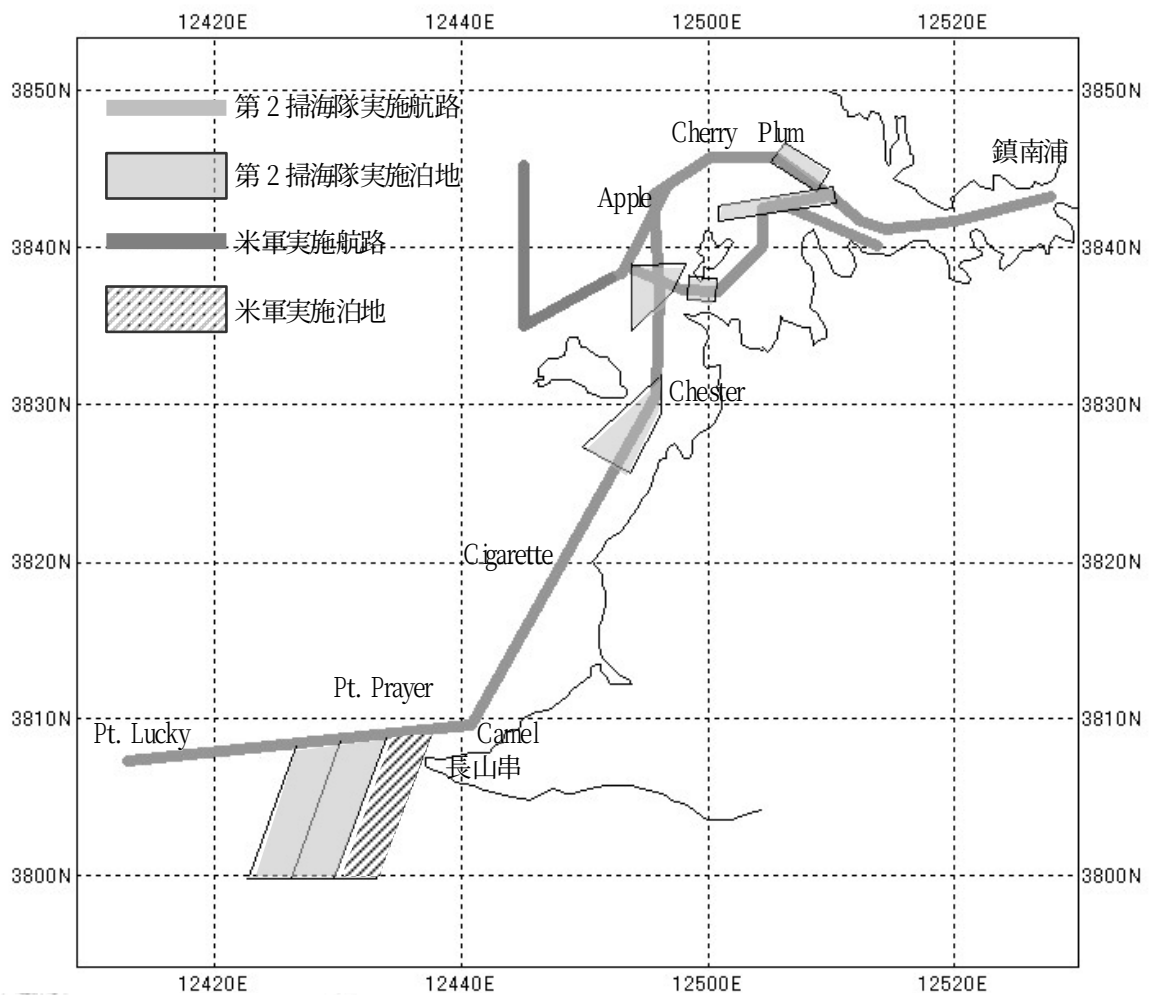
第2掃海隊(第2次)行動経過図

別図第7



①	N/11-4
②	N/11-5
③	N/11-6
④	N/12-4
⑤	N/12-5
⑥	N/12-6

第2掃海隊(第2次)既掃図



【追 補】第2掃海隊(第2次)石野隊



第8項 第5 掃海隊実施経過

第5掃海隊は運輸大臣翰文第74号及び特別掃海隊指令第1号(10月29日)により新しく編成され、大賀良平事務官を指揮官とし、母船 PS56, MS03, 06, 21, 08の5隻であった。これらの船艇のうち、MS03は下関在泊中であり、PS56は11月4日より新潟より、MS06, 21, 08は11月5日、呉、横須賀よりそれぞれ下関に集結した。行先は鎮南浦と定められたので、航海通信、その他所要の計画を立案、各船との打合せを行うとともに、第1掃海隊より仁川、海州、第4掃海隊より群山、木浦の掃海状況並びに第1掃海隊より機雷情報を聴取収集して、万端の準備を完了し11月7日1500下関唐戸を鎮南浦に向け出港した。この回航前とくに行動上必要なる新設及び改修工事を次のように実施した。

(1) 浴槽(PS56)

掃海艇乗員の入浴用として上甲板後部に1回で4人程度入浴可能なる浴槽を新設した。

(2) 生粗品貯蔵所(PS56)

上甲板電信後部に乗員2週間分の生糧品格納可能なる貯蔵庫を新設した。

(3) ストープ設置(PS56)

7航啓より重油ストープ3個受入れ、煙突及び据付台を新設した。

(4) 救命筏(各船)

幅1間、長さ1.5間の木製筏を1個新製搭載した。

(5) 真水ポンプ(PS56)

上甲板1番タンク用真水ポンプが破損したので新品を換装した。

(6) 応急用空気送気管

空気圧縮ポンプ故障時各船間に送気ができるように約30mの高圧空気を新製搭載した。

回航中の行動図は別図第9、第10のとおり。ただこの回航において、11月12日、MS21が機械故障し、PS56でこれを曳航中曳索が切断、PS56は漂泊、他の船艇を先行させたことがあった。また11月13日にはPS56が舵故障し、翌14日は吹雪の中でMS06を見失う事件があり、悪天候の中にいろいろと困難なる行動を続けたが、幸運にも同日吹雪の晴間の中に英巡洋艦を認め、つづいて米駆逐艦が近接して誘導してくれた。同日2100、投錨の指令によってT点で漂泊した。15日1230、MS62に嚮導されてPS56を除き各船席島錨地についた。本回航の総航走時間135時間、総航程816浬であった。ここでMS06を見失った前後の状況について参考までに記しておく。

11月13日夕刻より風浪高く、各艇低速にて辛うじて保針する現状にて駆特の船体には不安を感じる状況であったが、14日0300頃までは各艇を確認していた。14日0500 PS56より各艦の灯火3個しか認めず、無線の配員を下令したがMS21の外は連絡がなかった。そこで、MS21に各船の視認状況を問合せたところ、PS56の外3個認めるとの回答があったがどうしてもPS56からは1個不足している。不安となりさらに0321にMS21に問合せたところ同じように3個認めると返電してきた。0700ごろマストらしきものを認め、0800全船無事であることがわかった。MS06は発電機が故障し、航海灯は二次電池を使用したので減光し、確認困難であったことがわかった。

通信連絡については、主として下通經由、6,650KCで交信したが、1900から0700ごろまでは感度が非常に不良で翌日まで連絡を延ばすことがあった。短波で連絡不能の場合は、468

で佐世保を利用することにつとめ有効だった。PS56 は充電能力不足のためしばしば連絡を失うことがあった。14日は寒冷のため空申線碍子が凍結して電波勢力が充分空間に出ない実情であった。

11月15日MS62とT点で合同、第2掃海隊(第2次)の指揮下に入ったのであるが、同隊指揮官と協議の上、指揮系統を統一するために第5掃海隊の編制をとり、この隊の掃海艇は第2掃海隊(第2次)の第3小隊にPS56は駆特の真水燃料の補給船に、第5掃海隊指官及び指揮官附は、第2掃海隊指揮官附に合併することが必要であると特別掃海隊総指揮官に見具申をした。11月18日第5掃海隊は編成をとかれ、意見具申の通りとなった。

本回航において痛感した事項は次の通りである。

- (1) 季節風期に入りかつ気象不明な海域に向って約700浬におよぶ航海を何等の避泊地ももたず、駆特のように老朽小船艇で一挙に突破を試みたのは慎重を欠いた無謀な行動といわなければならない。
- (2) シベリア満蒙の優勢な高気圧の吹出しと、当時九州一帯は台風の余波をうけ低圧部であったため、30mを越え吹雪を伴う荒天となった。

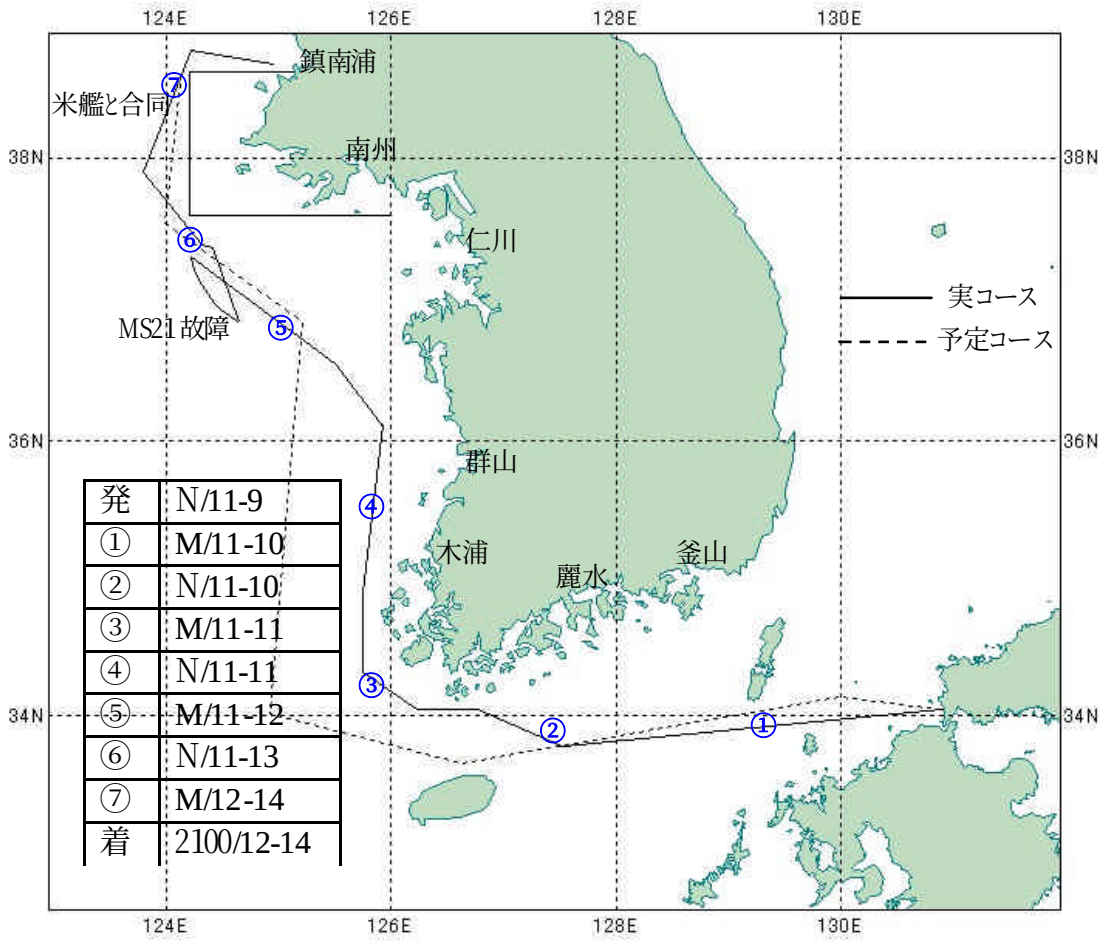
鎮南浦在留部隊の気象要素が唯一の天気図の判定資料に過ぎなかった。当日の日本放送の気象要素は、単に大陸高気圧の存在のみを示し、船内の気圧計は1032を示す状況であった。

帰途の状況にも鑑み、対島以東の海面にならなければ内地の気象の放送は信用できない。低気圧不連続線は九州に近づいてはじめて確認されている実情である。

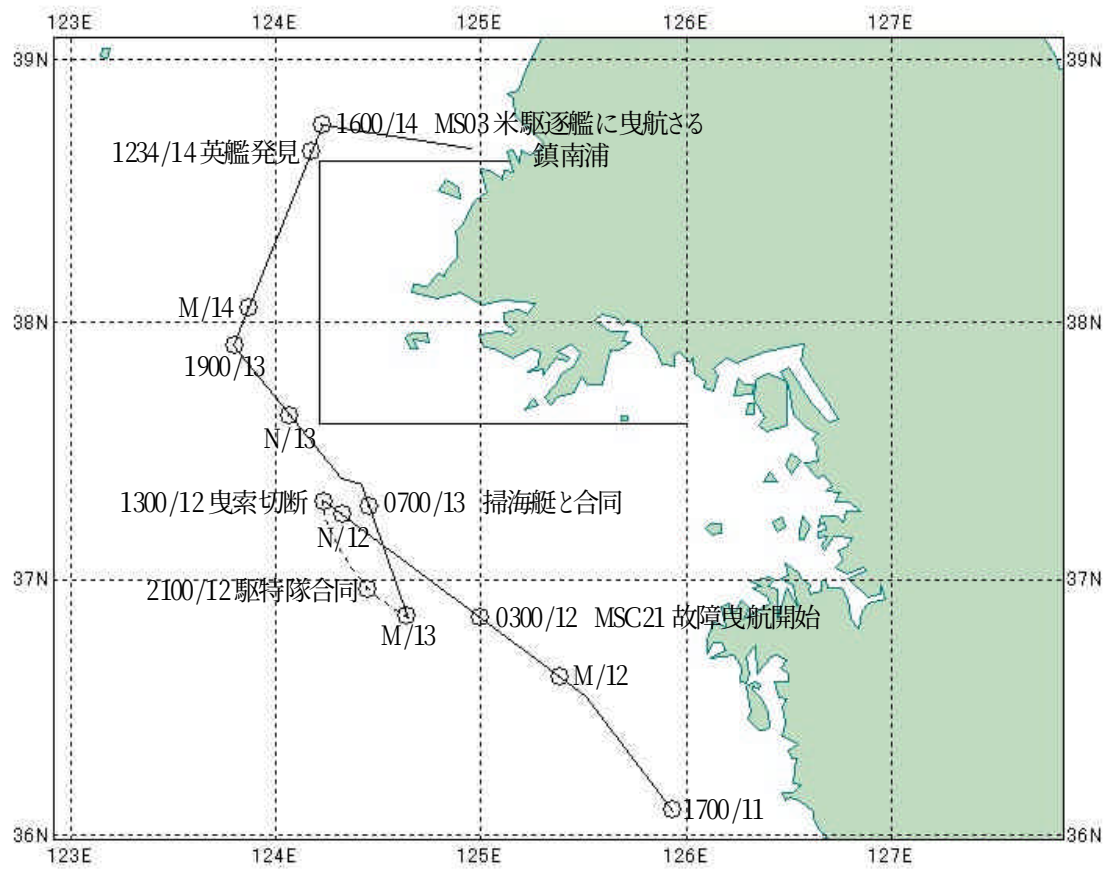
黄海、朝鮮を行動する場合は華北、揚子江上流に発生した移動性高気圧を利用するのが安全である。

- (3) 常に航海技倆の向上に努めるとともに、新しい航海兵器の恩恵を利用する着眼が必要であるが、現在の掃海艇乗員の能力では陸測航法の限度をでていない。11日夕刻於青島を視認してから鎮南浦まで陸測不能の実情であった。甲板時計の装備は是非必要であり、推測航法上測程儀の装備があれば便利であるとともに、実速の判定と風圧の影響を研究しておくことが必要である。また、当時鎮南浦での連合軍艦艇による無線方位測定が可能であれば、東に向けての変針も可能であったと思う。長距離の洋上航海で陸測不能な地点に到達するのは現在の船艇の能力では至難ではなからうか。
- (4) 船内応急処置に関しては、平素より充分研究しておく必要がある。MS03の危険をよく救ったのは前部の完全な防水隔壁と手動ポンプとであった。なお、駆特には是非電動ビルジポンプの新設が必要である。
- (5) 荒天航行中は浸水および船艇ビルジによる機器の絶縁が低下し連絡が充分ゆかなかった。
- (6) 日本出港後連日の荒天と寒気のため、乗員の能力はあきらかに減退を示したが主機械は唯一の生命である。充分なる注意を払い、事故を未然防止にあたると共に備品以外でも今までしばしば起した故障部品は準備しておくことが必要である。
- (7) 補給で最も困却したのは補給装置である。各船に簡単なる電動ポンプ及び母船には重油移載装置の装備を必要とする。
- (8) 幾多の困難に遭遇したがこれをよく克服したのは各部の御支援と指揮官はじめ各船長の適切なる処置と乗員の必死の努力によるものである。

第5掃海隊行動経過図(No.1)



第5掃海隊行動経過図 (No.2)



第9項 第4掃海隊(第2次)実施経過

第5掃海隊(指揮官、大賀事務官、MS03、06、08、21、PS56)は第2掃海隊(第2次)の指揮下に入り編成をとかれたまま鎮南浦の掃海に従事していたが、11月28日、もとの第5掃海隊を第4掃海隊(第2次)に改編され、第2掃海隊(第2次)と分離した。11月30日1200 鎮南浦(Shelter 泊地)を出港、英艦嚮導の下に海州に向かった。12月1日0800 海州掃海水道口A点に到着0900より編隊掃海を開始した。12月6日1500A点にて掃海具を揚収、門司に向け海州を出港した。回航の際MS06曳航に多大の苦労をしながら、途中壱岐に仮泊12月11日1030 下関唐戸に到着した。行動経過概要については別図第11を参照されたい。

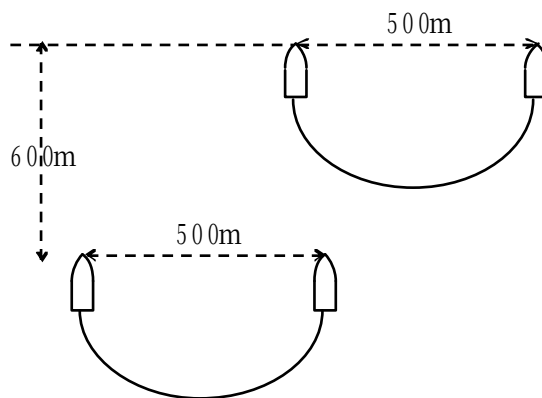
1 掃海(別図第12参照)

(1) 海州掃海水道の確認掃海を実施した。

(2) 掃海諸元

掃海速力 4 節以上、対艦距離 500m、索長 1000m、深度索 12m、有効掃海中は対距の7割。ただしD点以上は対距 300m、索長 600m、深度索 7mとした。

(3) 編隊掃海隊形



(4) 毎日掃海終了後英艦で資料を提出検討、翌日の作業指令をうける。

(5) MS06 故障のため4日よりPS56で掃海を実施したが回頭がやや困難であった。

(6) 掃海中しばしば掃海索が切断したのは新しい12耗掃海索のアイ入れが不充分のためで

(7) 掃海に関し痛感したことは第2掃海隊(第2次)で述べたとおりである。

2 整備補給

現地における修理は主としてLSD17に委託修理するとともにMS62の熔接器を極力活用し、おおむね要求に応ずることができたが、泊地風浪のためLSD横付け困難と交通艇がないため修理が時間的に常に制約されて充分でなかった。今回のように、長期とくに外地行動の場合はある程度の自力修理可能な工作設備を搭載する必要を痛感した。なおMS62に搭載の熔接器は非常に有効であった。各船乗員一同のたえまない整備と努力で故障を最小限に止めたことが修理にもまして任務完遂上の一大要素であった。

機関部品は出港時7航啓より一括搭載していたが、7航啓でも在庫が少ないため最小限度に制約されて不足品が相当あったので常に不安を感じていた。しかし、第2掃海隊(第2次)と合同してから、同隊より供給をうけ、どうやら船の要求に応ぜられた。特にMS21の故障などで

老朽した船体機関を考慮して重要な部品はどの船かに必ず 1 個は常備しておくことが必要であると痛感した。

補給に関しては、とくに本隊母船 PS56 を燃料、潤滑油、真水の補給船として使用し作業面は非常に能率的であった。

3 その他

(1) 医務衛生

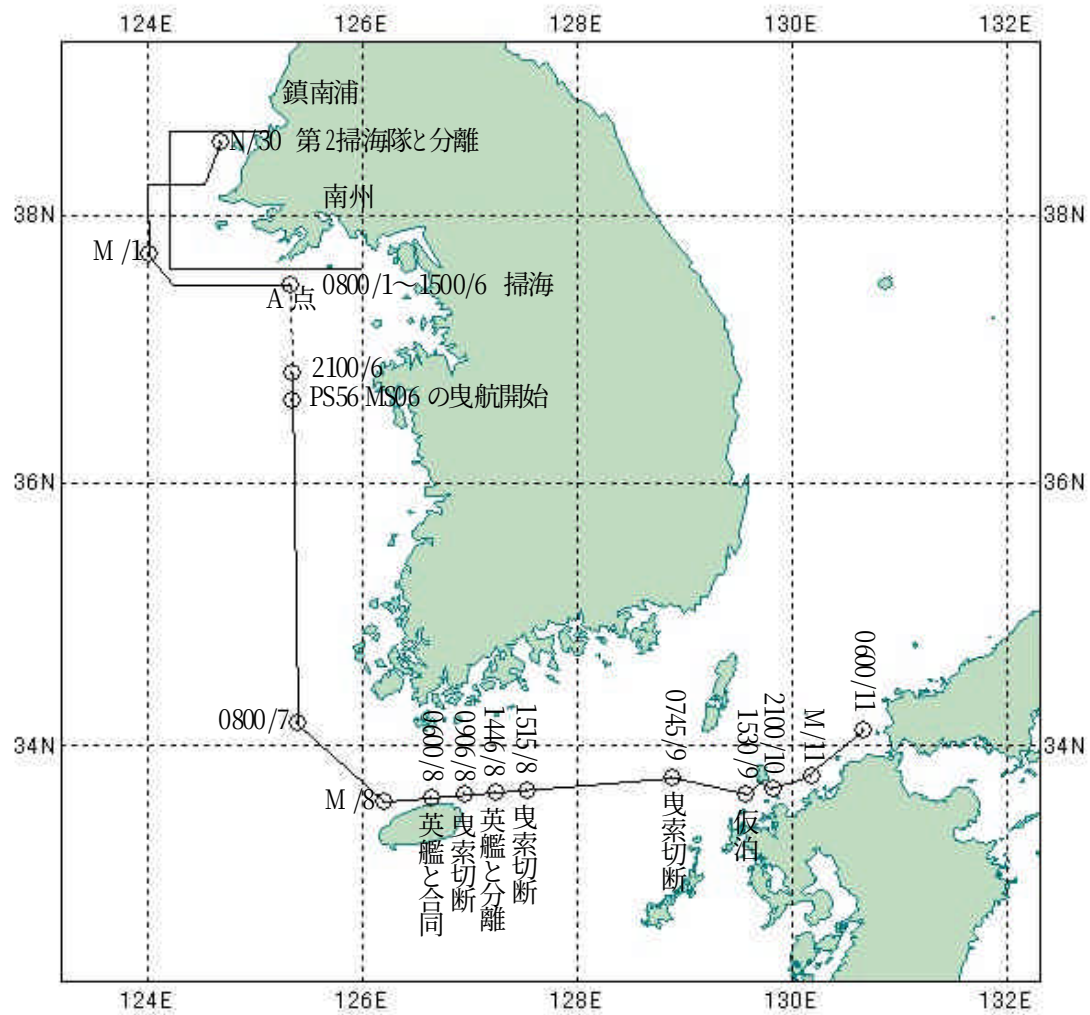
約1ヶ月分の治療品を搭載して日本を出港、現地で MS62 号看護員と協力医務衛生に当たったが、発生患者の大部分は内科(胃傷疾患、感冒、胸部疾患等)であった。別に重病という患者はなかったが内科患者は続出した。狭隘な船内で換気も充分でなく、入浴も満足にできない状態、その上寒気が激しいため健康状態は次第に悪化する傾向があり、看護員のみでは不十分なところもあり、少なくとも医師 1 名は必要である。生糧品の不足に対しては、ブドウ糖注射液、ビタミン錠、または栄養剤などを充分用意する必要がある。なお、伝染病の予防注射を行なう必要がある。

(2) 通信実施に関して第 5 掃海隊の項でのべたとおりである。

4 本行動において感じた事項

- (1) 曳航の準備は新たにしすぎることではない。一寸した油断が洋上でいかに困難なことになるかがよくわかる。
- (2) 応急救難は不屈の努力と根気とが必要である。
- (3) 第 1 回曳索の切断の原因は専らねじれによる錨鎖の切断と推定されるが、強力な転換器の準備が必要と考えられる。
- (4) 荒天中は目的地に遠ざかるとも風下に向首する決断が保安では第 1 と考える。済州島より壱峽までは追風潮で 230 の回転で曳航実速 7 節であった。
- (5) 今回のように長期にわたる行動のときは航海長、航海士を充当するとともに、通信士 2 名以上の配員を要する。一般に船長の負荷がきわめて大きい。
- (6) 今回の行動で当隊ばかりでなく全般的に心身を労したのは実に回航中であつた。荒天中 500 浬におよぶ曳航並びに多少とも被害を受けた老朽艦で幾多の困難を克服し乗員一同無事帰投したことを最大の喜びとする。

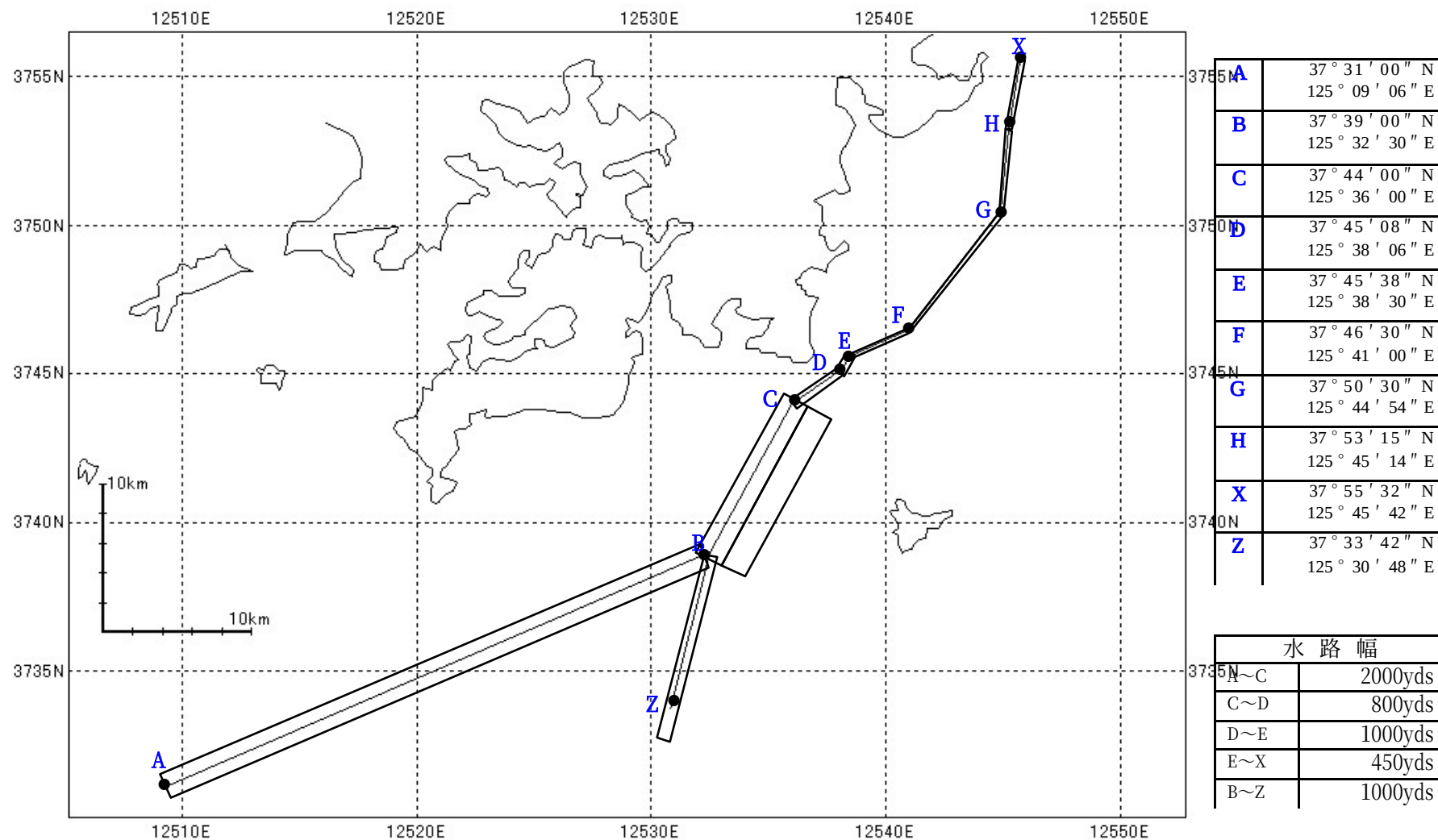
第4掃海隊 (第2次) 行動経過図



第4掃海隊 (第2次) 海州掃海図

別図第12

(既掃面積…泊地 40 平方 Km、航路 63 平方 Km)



第10項 泰昭丸

泰昭丸(指揮官 星子直明事務官)は11月1日掃海船籍に編入、同月10日特別掃海隊の試航船として参加した。

11月10日1130舞鶴を出港して同月17日1715第2掃海隊(第2次)のMS62の嚮導で鎮南浦作業地に到着した。その後第2掃海隊(第2次)と緊密に連絡を保持しながら、同月18日より第2掃海隊の掃海した鎮南浦航路の試航(確認)を行ない、11月30日0730任務を完了して鎮南浦を出港、12月3日1045佐世保に帰投した。12月15日特別掃海隊より除かれ、同月18日掃海船籍より除かれた。

同船が鎮南浦航路に対し実施した試航区域は79平方Kmで処分機雷はなく、特に異常なかった。

第11項 通信

本項は昭和25年12月13日、警備救難部長より航路啓開本部長に送られたものであり、特別掃海隊の通信がいかに関実施されたか全般的にうかがい得るものである。以下その全文を示す。

現在、わが国における無線局は、陸上、船艇を問わずすべて国際電気通信条約並びに国内電波関係法規によって制約されている実情に監み、今次のような特殊任務の遂行に当っては、これら法規より除外し通信機、使用電波、通信士の資格、送信勢力等通信に関する限り自由を確保されねばならぬ。

今次特掃通信は以上制約の下に暗号文を使用し、通信要員の不足、通信機の不備等あらゆる困難を克服し、一面通信運用の合理化に努め、概ね順当に経過したが、現地と内地間の電報の遅延は免れ得なかった。

1 通信要員

通信量の激増と暗号電報の使用による通信費消時を短縮するためつぎのように最小限増強を認める。

下関通信所	+	6名
門司通信所	+	3名
佐世保通信所	+	3名
中央通信所	+	6名
船艇通信所	各艇2名に、指揮官艇各艇3名に	
	合計 約40名	

2 通信施設

通信施設を甲板上にK移設

無線電信は船艇の生命であ、非常の場合は最後の瞬間まで使用しうるものでなければならぬ。掃海艇の現状は、通信室の過半数は甲板下にあり、掃海実施中は危険のため使用を中止し、僚艇、指揮艇はもちろん、基地との通信は不可能である。また、今次渡航の際一部隊が全般海水浸入のため電波発射不能となり、救助手配、動静の把握に不都合を生じた。

船艇に無線電話の設備

編隊航行中の隊内連絡及び掃海作業中僚船及び指揮官艇との連絡に各船艇に微勢力無線電話機の装備を要する。荒天時視界不良の場合、とくにその必要を痛感された。現地軍の好意により派遣の一部隊は小型無線電話機の貸与をうけこれを使用し、きわめて便利であり、作業能率増進に資するところ大であった。

使用電波

中央並びに基地(下関)よりの通信は、放送により昼夜間を通じ、概ね良好に行なわれたが、現地船艇よりの通信(6650 Kc)は毎日 1900 ごろより翌朝 0500 ごろまで混信甚大とともに感度低下し、ほとんど受信不能に陥った経験に鑑み、夜間波として 4000Kc 帯を要望される。

指揮官艇(母船)無線施設

指揮官艇および母船は掃海各船艇の通信施設弱体を補うため、無線代表艇として任務遂行できる設備を有するものを選定するか、事前に相当設備を行うを要す。

3 通信の運用

限られた電波と人員をもってする通信を速達せしめるには通信量の制限によるところ極めて大であり、暗号を使用する場合はとくに然り。

指揮官はこの点に充分留意し、着信者の限定、電文の簡素化に努め、不急、不要の電報は避け、とくに船艇指揮官は通信の疎通状況を把握し、機に臨み、迅速に動静報告に遺憾のないようにされたい。

緒言

要するに特掃通信は船艇および陸上通信所とも通信要員のきわめて不足したにも拘わらず、加うるに通信量は平常の 6～7 倍に激増し、暗号事務は加重し、著しく繁忙を加えたが、おおむね所期の目的を達成し得たことは、単独船艇は通信士 1 名、下関連信所のごときは二直交代制を実施する等、いずれも疲労はその極に達したるも各員の旺盛なる責任観念をもって任務に邁進した結果のしからしめるところでまことに感謝にたえない。

しかしながらただ感謝するに止まらず、この尊い体験を生かし、通信要員の充実、設備の改善に運用合理化に大いに努力しなければならない。

第 12 項 経理

朝鮮特別掃海に要する経費の処理については、朝鮮特別掃海業務が占領軍の指令であり、しかもそれに要する予算が財政上の予算として成立する以前に国の債務負担となる掃海業務を実施したことに経理上の異常の困難がともなったのである。

つぎに、これが経理上の所見につき財政法を朝鮮特別掃海計画経理実行、経理および結論について記述する。

1 財政法と朝鮮特別掃海

朝鮮特別掃海に要する経費は、第 9 臨時国会に補正予算として提出されたのである。しかし、特別掃海の業務は当該補正予算の成立前に着手された。従って当該補正予算の成立までの特別掃海にともなう国の債務負担行為について海上保安庁は予算の計上なくして国の

負担となる債務行為を取って行なったことになり、財政法の原則である予算目的に適合する債務負担行為準則に反した財政上の行為をなしたことになる。

朝鮮特別掃海のように予見し難い業務のため必要な経費は予備費により内閣の責任において支出すべきが妥当であるとする。

2 計画経理

朝鮮特別掃海は占領軍の指令であり、しかもこれが急速実施の必要性等の点から予算執行上からは財政法に抵触する点はできる限りこれを排除し、朝鮮特別掃海に要する補正予算 382,380,000 円の成立を裏付けとして昭和 25 年予算の掃海業務運営に要する既定予算中第 3/4 半期および第 4/4 半期に計画された予算を可能の範囲において差し繰り使用することに立案し、大蔵省に対し予算の計画変更の承認を会計検査院にしてはこれが予算執行の諒解を求め経理上より当該業務実施に支障を生ぜしめないように計画した。

3 実行経理

掃海業務運営に要する経理は中央において一括経理運営されているので朝鮮特別掃海の実施が指令され、その必要な経費は前号の計画により直ちに実施され、所要の給与、補給、修理等の経理は迅速に実行された。

しかしこれが所要経費は指令者側の負担であるという条件は今後これが決済の実施にあたり、関係各庁の最大の協力と理解を必要とするのである。

4 結 論

前述のとおり指令を忠実に履行せんとする努力と、関係各庁の協力によ経理上の措置は急速に実施された。しかし、これが経理上支障なく急速に実施されたのは当該指令が年度途中であり、また経費の裏付けである補正予算を審議すべき第 9 臨時国会の開始が間近だったことおよび掃海業務の予算が中央に一括計理されていた事等による。もしこの指令が年度末であった場合、あるいはこれに要する経費の審議が通常国会時に持ち越されるようになった場合は期間的にみて既定予算の差し繰りが困難であり、従って現地に派遣された船舶の乗員の給与、負傷者、死没者の災害補償、糧食、被服、需品等の購買、補給、派遣船舶の修理等も急速に実施困難であったであろう。望むことはかかる予算外の業務に即応するためには、予備費の計上により内閣の責任において即刻支出できるような方法を講ずることである。

第 13 項 補 給

1 突発的な特殊任務発動に際し、これが補給に関し指揮系統の不明確化および予算上の措置を速やかに講じ得なかったため、補給物品の調達は極めて困難かつ不十分であったが、一応在庫の廃品を補修充当し、おおむね初期の目的を達することができた。

2 今次特殊任務の補給実施経過に鑑み、補給物品は常に全船舶行動用 2～3 ヶ月分の在庫を確保しておき、これが実施に当たっては補給組織、補給要領並びに補給物品の整理要領等に関しとくに下記諸項を考慮する必要がある。

(1) 補給主務庁の特設

特殊任務に対する補給上の諸要請に即応せしめ、これが会計整理を簡潔にすることを目的として任務実施の最寄基地に「補給実施担任庁」並びに「補給物品整理担当庁」「特別物品会計官吏」を定め現地実施部隊への連絡を統合し、迅速、適確なる物品の補給、整理を実施する。

(2) 補給船

保安庁所属の船舶中搭載容積および居住性等考慮にいれ生糧品その他の物品の補給、真水の供給、酒保物品の補給、簡易なる工作の実施等を目途として補給船を特設、基地、現地間の連絡に当たらせる。

(3) 物品整理要領の制定

今回の任務のように、行動海面が遠洋に展開する場合は不測の事故発生も予想せられ、かつ物品の補給も円滑を欠くおそれがあるので、これが物品の整理については現国内法を超えて特殊な整理要領を制定、補給上の諸要請に即応せしめることが必要である。

3 今次特殊作業遂行に当たり、特に次の難点があった。

- (1) 乗員に対する食糧は相当長期にわたって作戦行動したため、特に嗜好食品(味噌、醤油、漬物等)、生糧品に不足をきたし、さらに酒保物品(衛生酒、煙草、甘味品、日用品)の支給が不充分であったため士気に影響するところが大であった。現在当庁では酒保物品取得に対する予算がないため特に補給に関し困難を感じた。
- (2) 防寒、被服類は現に特定の各本部及び航路啓開部所属職員用に充当するものの外準備していなかったため、出動全員に対し速急に調達、支給の必要に迫られ、予算編成の遅延のため特に困難を感じた。
- (3) 現在庫の需品類は、予算その他の関係上、概して沿岸任務を遂行可能の程度しか準備されておらず、かつ航海計器等はほとんど旧海軍の老朽品を使用している現状であり、今回の任務のように領海外の特殊作業に従事する場合は、従来使用品の交換、増設等編隊航行に対する諸器具の完備等に迫られ、在庫の充実の必要が痛切に感ぜられた。また使用掃海具が現在使用中のものと変更された。これが急速準備調達に困難を感じた。

4 以上の諸項を考慮の上関係各部の協力の下に適切なる手段を講ぜざる限り突発的非常作業に随時即応することは全く不可能であろう。

第14項 造 修

1 木造掃海船は船令すでに10年に垂んとする戦時急造の旧海軍哨戒特務艇または駆潜特務艇であるので、朝鮮海域に出動して掃海任務を完全に遂行するためには出動前充分船体機関の整備をなす必要がある。

- (1) 船体入渠の上各部調査をなし、要すれば船体上甲板の総填隙および外板包板の補修
- (2) 不要物件の陸揚げ
- (3) 重心査定試験自差修正
- (4) 不良錨鎖の取替え
- (5) 灯火管制設備の完備

- (6) ビルジポンプ(駆特型)の電動化
- (7) 揚錨機の電動化(駆特型)
- (8) 機関は中間検査程度の整備
- (9) 機関予備品の充実
- (10) 航海諸計器の搭載整備

とくに冬期北鮮海域において行動するためには、内地における場合よりも防寒設備について嚴重に準備する等特別工事も考慮する必要がある。事前にこれらの工事を充分しておいたならば、今回のような予想外のぼう大な修理費はある程度節減し得たものと認められる。

2 今回随行した母船は、旧海軍飛行機救難艇で工作設備を装備していないので、修理についてはほとんど寄与するところが多かった。母船としては応急工作設備(万能旋盤 1、ガス熔接機一式、鍛冶用具一式、電気錐、その他簡単な大工道具等)、補給設備並びに補給物件、格納装置、乗員の休養施設及び医療施設等を完備した船舶を充足するを要する。飛行機救難艇はこれ等設備を施す余地なく母艇としては不適當である。幸に今回の掃海作業中は MS06 の推進軸折損の外行動に支障を及ぼすような故障欠損はなかったが、基地から遠隔の地に行動する小船艇の母船には前記の工作設備を装備した母船を配することは絶対必要である。

3 会計法によれば予算を伴わずして購買処置を起すことはできないため必要な部品の購買発注が時機的に遅延したこともあり、臨時国会において補正予算を決定し、はじめて処理し得る方法にては必要な時機に必要な場所に必要数量だけ準備することは困難である。臨時国会開催の時機が今回のように特別掃海作業を近接した場合でもこの困難が伴うものであるが、その時機が著しく隔離した場合には全く処理に窮するおそれがある。船艇修理についても同様であって、今回は MS 船艇の手持予算はもちろん PB 船艇の手持予算も一部繰り替え掃海第一主義に実行してきたため、一部 PB 船の運航も停止した状況であった。

4 泰昭丸の試航改装工事は悪天候を冒してきわめて短時日の間にこれを完了したが、掃海作業における試航船の価値がきわめて高く評価される現在唯一隻の試航船桑栄丸を常備する現況ははなはだ心許ない状況である。試航船についての知識のない舞鶴製作所において泰昭丸を試航船に改装した時はたまたま試航船桑栄丸が同地に碇泊していたため工事について極めてスムーズに実施できたが今後速急なる工事を要望された場合に処するためには、予め試航船改装要領を確立しておく必要がある。

第 15 項 特別掃海隊関係経費

昭和 25 年 12 月 海上保安庁航路啓開本部長より CNFE に提出した特別掃海隊関係経費はつぎのとおりである。

1 今回の朝鮮水域の掃海に必要な経費として、当初の見積額は 382,380,000 円であるが、現実には派遣人員の変更、派遣期間の短縮等のために以下に述べるように変ってきた。

(1) 人件費

見積額は 176,159,206 円である。目下日本政府の定めた規則によって各人に対する支給額を算出し、支払を実施しており、この支払は明年 1 月中旬ごろまでには完結する見込みであるが、概ね前記見積額の 3 分の 2 以下になる見込みである。

【追補: 末尾の「特殊勤務手当」を参照】

(2) 船艇修理

見積額は 50,970,000 円である。

本年 11 月 15 日までの使用済額は 34,424,792 円であるが、11 月下旬および本月上旬内地に帰還した船艇の修理費に約 30,860,000 円を要する見込であるので、合計 65,284,792 円を必要とし、見積額より約 14,314,792 円を超過する見込みである。

(3) 物件費

見積額は 144,686,113 円である。

本年 12 月 15 日までの使用済額は 81,837,997 円であって見積額より 62,848,116 円下廻っている。しかしながら、物品の補給については、新規購入物品の外に:掃海関係在庫品のうちから約 122,030,000 円にのぼる物品を補給して任務の達成に協力しているので、このうち 38,346,760 円は、これら在庫品の補充に要する経費として貴方より支払をうけねばならない実情である。

(4) 役務費

見積額は 10,564,681 円である。

役務費の主なるものは、泰昭丸の傭船料および掃海用具の運搬費等であるが、おおむね予算額の 3 分の 2 以下で済む見当である。

2 上記経費請求については、貴方より PS、MS、GP に区分し、1 隻 1 日当りの経費を算出し、これをもとにして要求するように指示されているので、当方としては、実際に支払った経費 (物件費については前期在庫補充のための経費を含む)をもとにして算出することとし、おおむねつぎの要領で経費の要求をすることにしたい。

(1) 人件費

明年 1 月中旬までには、人件費の支給が完結するので、支払実績を各船艇に按分し、1 隻 1 日当りの人件費を算出する。

(2) 修理費

明年 1 月中旬までには、特別掃海隊所属船艇の修理が完了するので各船艇の修理実績により 1 隻 1 日当りの修理費を算出する。

(3) 物件費

12 月 15 日までにすでに使用した 81,837,997 円および前記在庫補充のための経費合計額を各船艇に按分し、1 隻 1 日当りの物件費を算出する。

(4) 役務費

泰昭丸の傭船料を除き支払実績を各船艇に按分し、1 隻 1 日当りの役務費を算出する。泰昭丸については、この外傭船料を加算する。

第7節 特別掃海隊に対する表彰並びに訓示

第1項 運輸大臣の表彰

(昭和26年1月26日)

昨年10月初旬から実施された特別掃海任務は、複雑なる情勢のもとにおいてよく関係方面の要請に応え、急遽編成整備の上現地へ進出し、あらゆる困難を克服して使命を達成した。その功績は下記のとおりまことに顕著であるから運輸省表彰規程による大臣表彰が行なわれた。

記

海上保安庁特別掃海隊

右は昭和25年10月初旬CNFEから日本政府運輸省あて、日本掃海船をもって朝鮮水域の掃海を指令されるや、急遽30数隻に上る掃海船、試航船および巡視船をもって特別掃海隊を編成し、いずれもはなはだしい老朽艦にもかかわらず、これが整備に万全を期し、一兩日にして指定地に集合、直ちに現地に進出して、その要請に応えたのである。

現地進出後は、国連軍指揮官の指揮下に、元山、仁川、海州、群山および鎮南浦等で、2ヶ月余にわたり酷寒風浪とたたかい、もちろん上陸休養もなく、あらゆる困難を克服して、寧日危険をおかして戦闘掃海および設標作業に従事し、この間27個の機雷を処分し、300Kmに上る水路と600平方Kmの泊地を啓開して、日本掃海隊の真価を遺憾なく発揮し、輝かしい成果を挙げたのであるが、一方掃海船一隻触雷沈没し殉職者一名、重軽傷者8名の尊い犠牲を出した。その後朝鮮における事態の変化により米軍の指令により急遽引揚げることになって、無事任務を終え、内地へ帰投したのである。

特別掃海隊の業績に対しては、CNFEジョイ司令官からも最大級の賞詞を送られ、国際的信頼を勝ち得て、運輸省、海上保安庁としても大いに面目を施したのであるが、このことは、総指揮官以下全員が旺盛なる責任観念に徹し、任務の重要性をよく認識して、それぞれの職務に邁進した賜で、その功績はまことに顕著である。

第2項 米極東海軍司令官の賞詞(昭和25年12月7日)

1950(昭和25)年12月7日、米極東海軍司令官ジョイ中將は、特別掃海隊の功績をたたえて海上保安庁大久保長官あてつぎのような賞詞を送った。

- 1 海州のチェックスweepが終了し、日本掃海隊の大部が目下日本回航の途上にあるという報告を私はたった今私の部下からきいたところであります。
- 2 元山においてMS14が不運に遭遇し、その乗員であった中谷坂太郎君を失って貴下の勇敢な船艇および忠実な乗員の喜びに満ちた帰国に一抹の愁哀をなげかけたことはまことに悔やんでも余りあるところであります。
- 3 朝鮮水域掃海に関する当方の要望に対し、迅速に集結、進出準備を完了し、即応態勢をとられたこと、貴下部隊の優秀な掃海作業並びにその協力は私のもっとも喜びとするところであります。酷寒風浪による天候の障害、国連軍協力による相互の言語の相違、また補給、修理等に関して幾多の困難が横たわっていましたが、関係者の克己、忍耐、努力により、また田村航啓本部長の適切な指導の下にこれらの困難はすべて克服されたのであります。

- 4 私は喜びにたえず、ここに大久保長官から関係各位に賞詞を伝達方依頼いたします。
ウェルダン 天晴れ、まことによくやって下さいました。

米極東軍海軍司令官 C.T. ジョイ中將

- 「注」1 この「ウェルダン」という賞讃の辞は米海軍においては最大級のものである旨ジョイ中將の幕僚プリンス中佐より特に説明があった。
2 この賞詞は、25. 12. 9門司において特掃隊に対し大久保海上保安庁長官の訓示が行なわれた際、これに間に合うように田村航啓本部長の非常な努力により実現したものである。
3 なおこの公表は遠慮するようにとの注意があった。

第3項 海上保安庁大久保長官訓示 (25.12.9)

海州部隊がいまだ帰還の途上にありますが、私は本日 2 ヶ月間にわたり朝鮮水域において敢闘された諸君をここに迎えて、再び諸君の元気な風ぶうに接したことは喜びにたえません。また、ただ今披露のありましたように、CNFE 長官より言辞をきわめて賞讃をうけましたことは諸君の業績が十分に実証されたものと思われま。

今回諸君がとられた行動は、今後日本の進むべき道を示したということでありま。日本特別掃海隊の活動は新しい日本が今後独立して国際社会に入るとき民主国家として何をなすべきかということを行動をもって示したものであります。

日本が将来国際社会において名誉ある一員たるべきためには、手をこまねいていてその地位を獲得するわけには参りません。名誉ある地位を得るためには、私達自らが自らの努力によりその汗によって名誉ある地位を獲得しなければなりません。今回諸君はあらゆる困難のもとにこれを克服して偉大なる実績をあげ、国際的信頼を勝ち得るとともに日本の進むべき方向を確認しました。今度の壮挙は実に新生日本の歴史上永く記録さるべきものであります。

その二は、今回の行動は海上保安庁としても教訓と訓練をうけたということでありま。私は長官に就任して以来、2 年有余、常にわれらの指導理念は正義と仁愛とこれを遂行する勇氣と団結にあることを強調し、私自身もこれが実践につとめて参りました。これらの指導理念は、実際の場面に遭遇してはじめていかに実践すべきかが決定され、また批判さるべきものであります。

今回諸君のとられた行動は、掃海の技術と義務を遂行する旺盛なる責任感との試練となったものと思いま。出動命令が発せられた後急変する状況の推移、酷寒にむかう気象の変化、未知の海域における掃海作業の困難等幾多の精神的、肉体的苦勞が存した上に局面は常に戦斗のたけなわなる第一線に近接し、しかも優秀な国連軍艦艇に伍し、老朽した無装備の小船艇による任務の遂行が期待されたにもかかわらず、かくも優秀な成果を得ましたことは一に終戦後 5 年間にわたって黙々と掃海作業を続けてきた諸君の努力が実を結んだものでありまして、私は諸君の努力に感謝するものであります。

次に、今回の編成は平素任務を異にしておる掃海艇隊と巡視艇隊とが合同して共同の目的のために一致協力したことであります。海上保安庁としてはあらゆる機能を集結して常にまつあるオールウエイズ レディ (Always Ready) が必要であります。今回の任務は海上保安庁諸部隊の有機的の一体化と団結の強化にきわめて有益でありました。

しかして、諸君がよくこの試練に答え得たことは私の喜びに耐えないところであります。

私は先般、日本特別掃海隊の行動に関し吉田総理大臣に報告しましたが、総理は自ら直筆で書面を書かれ、諸君の業績に対し深く感謝する旨申されました。諸君の努力と業務に対しては、日本政府全体としても深く感謝するところであります。

私は先月、時雨つつ暮色せまる唐戸の MS62 サロンにおいて鎮南浦派遣部隊を送ってから一月を経て再び時雨降る唐戸において光栄を担って帰還した諸君に相見えたことはまことによろこばしいことであります。諸君のうち、掃海隊は今後さらに日本沿岸の掃海に従事し、巡視船隊は沿岸の哨戒警備の重任にあたるのでありますが、諸君は今日の光栄を永久のものたらしむる如く鍛練を継続するとともに、今後日本が国際社会に復帰するための礎として国際的信頼を勝ち得よう努力されんことを祈ります。

なお私は、不幸元山において犠牲となった MS14 の触雷沈没をいたみ、在天の中谷君の霊に謹んで哀悼の誠をささぐるとともに、佐世保の病床で療養中の諸君の同僚に対しはるかに今日の光栄をわかし、感謝の意を表するものであります。

【追 補】



第8節 総合所見

1 一般

- (1) 10月2日、CNFEよりの指令に基づき、わずか数日の内に特別掃海隊を編成し現地に派遣することは至難の技であったが、任務の重要性に鑑み、よくこれを断行し支障なくその要望に応え得たのは一に航路啓開本部が中心となり、掃海隊と巡視船が共同し、かつ海上保安庁の関係機関が全力を挙げてこれに協力した協同作業の賜であった。
- (2) 日本政府当局の国連軍協力の方針が明確にされ、特別掃海隊員は勇躍現地に赴き、風浪とたたかい寒気を克服して特別任務に従事し、美事な功績をあげ CNFE ジョイ中将より賞讃の辞を受けたが、右はあらゆる困難を克服して任務に邁進した特別掃海隊員の努力の賜であって喜びにたえない処である。
- (3) 今次特別掃海隊関係者の大部分は、掃海作業の特殊性から終戦前より掃海に関係していた旧海軍軍人が引き続き厳選されて残留し今日に及んでいるものであって、とくに幹部は、すべて留任を許可された旧海軍士官である。その技倆は終戦後5年の経験を加えて円熟の域に達しており掃海作業につちかわれた協同精神が有事に際して遺憾なく発揮された。また、特別掃海隊が国連軍の間に伍して言語の不通をよく克服して協力の実をあげ得たのは相互の間に有無相通ずる「ネービー・スピリット」を持ち合せてこれを補ったからに外ならなかったからと考えられる。
- (4) この間とくに痛感した所は雑船艇に至るまで国連軍の船艇、器材がことごとく近代化かつ機械化され、我方のそれと格段の差異があり、緊密なるべき協同作業の実施に多大の困難をなめた点であった。幸いに器材、船艇の不ぞろいの拘わらずわが術力は大いに認められ我方の意見具申は高く評価せられたが、掃海作業の生命とする精度確保の点よりして船艇、器材の不備を痛感した。

国連軍の艦艇、器材に配するに、わが術力をもってせば最高度の能率発揮はきわめて容易なことを痛感した。船艇、器材の整備は刻下の急務であると思う。
- (5) 朝鮮動乱に端を発し国際情勢は一変した。今次の特別任務のように国連軍への協力要請に対しては随時即応の態勢にあらねばならぬ。万一の場合における我国の防衛を考えると、国連軍に期待する以外方法のない実情に鑑み、国連軍への協力準備に万全を期するという優先的方针をこの際確立実行する要がある。これがため今後予期せらるる国連軍の要請事項、時機等については作戦上最高機密に属し、早期の指示を望み得ざるは当然であるが、その内容については、今次の朝鮮行動の教訓に鑑み極めて明瞭であり、日本側の自発的立場において考究立案を要する事項であって時機を逸してはならぬと思う。
- (6) 第二次大戦中米軍が我国沿岸に敷設した感応沈底機雷の清掃作業は船艇、器材の不足不備にも拘わらず相当進捗しているが、国際情勢の進展にと もない米極東海および輸送船団の我国海域における行動活発となり、主要港湾泊地航路の安全はもちろんのこと、一般沿岸航路に対しても速かに清掃を促進し、その安全行動に支障なからしめなければならぬ。しかるに、船艇、器材の不足のため我国の沿岸には遺憾ながら、いまだ幾多の危険海面が残存し我国産業復興の見地よりするも、将来また国連軍協力の立場よりするもはなはだ不充分の実情にあり、船艇、器材の整備および要員の増強の要切なるものがある。

終戦後、我が掃海勢力は遂次縮小せられ、現在は人員 1500 名、掃海船艇 78 隻であるが、終戦直後約 1 ヶ年間は旧日本海軍軍人約 1 万、掃海船艇 348 隻を擁して航路港湾の掃海作業に従事しており、もしそのまま当時の勢力維持が持続せられておったならば、日本近海の掃海はさらに進捗し、国連軍の要請に即応する体制整備に移行し得られたと思うのであって、今日の情勢に鑑み誠に遺憾に堪えない次第である。

(7) 今回の掃海作業に鑑み、つぎの点を実現する必要がある。

- (イ) 浅深度係維機雷掃海用として小掃海具および小船艇の整備および訓練
- (ロ) 各種海底機雷掃海用として海底掃海具を整備するとともに、これが探査用として水中電探を整備訓練すること。
- (ハ) 予想さるべき各種機雷に対する掃海法の研究
- (ニ) 掃海運動用として測距儀、レーダーおよび無線電話等を装備すること。
- (ホ) 編隊夜間無灯航行の訓練
- (ヘ) 試航船は最小限 2 隻を整備しておくこと。
なお、試航船に対し防雷具装備の要がある。
- (ト) 掃海母船の整備
今回のごとく、ARB 型程度でなく 3000 屯程度のものとし、船内造修施設、補給能力、医療施設等完備したものを必要とする。
- (チ) 機雷処分用として自動小銃および機銃の搭載装備

2 経理関係

朝鮮特別掃海に要する経費の処理については、特別掃海業務が占領軍の緊急指令であり、従ってこれに要する予算が財政法上の予算として成立する以前に国の債務負担として掃海業務を実施したことに経理上の異常の困難が伴った。故にこの種予算外の業務に即応するため予算費を計上し、内閣の責任において即刻支出できる方法を講ずべきである。

3 補給関係

今回の如く突発的な特別任務に対応して所要物資の補給を遺憾なく実施するためには、補給物品は常時 MSA 所属船舶の約 3 月分の在庫を確保することが必要であることを痛感した。なお、今次行動中は燃料、清水、糧食の補給は現地国連軍よりこれを受けたことはきわめて好都合であった。ただ、糧食品については、日本的な食糧品が得られなくて困ったし、また機関部品需品被服等についても同様の不便があった。従って今回の如く長期遠隔の地に行動する場合は、派遣船艇に対する補給を円滑にするために日本側として特設の補給船を派遣することが望ましい。

4 船艇の整備

派遣船艇 25 隻の大部分は戦時急造の駆特、哨特型木造船であって終戦後掃海並びに監視任務に転用、引き続き使用されて今日に及んでいるもので、いずれも 135 屯ないし 250 屯の小船艇である。従って、冬季荒天の多い海面の回航に困難をきわめ、それだけで乗員の精力の過半が費やされ、船艇も破損し、多額の修理費を要するに至った。従って、今次の如き特別

行動の場合にはこれら老朽の小船艇の代りに米国より新鋭の掃海船の貸与をうけられれば掃海の能率の画期的な向上を期待するとができると考える。

今回は幸にして整備関係員の非常な努力により、任務遂行に支障なきを得たが、次の諸点については常に整備の完璧を期し、有時即応の態勢を整えておく必要がある。

- (1) 船体入渠の上各部調査をなし、要すれば船体上甲板の総填隙及び外板包板の補修
- (2) 重心査定試験
- (3) 灯火管制設備の完備
- (4) ビルジポンプ (駆特型) の電動化
- (5) 揚錨機の電動化 (駆特型は現在手動にて揚錨可能水深はわずかに 10 尋)
- (6) 機関予備品の充実

5 通 信

戦斗掃海に従事して無線封止を命ぜられ、風浪をおかして遠隔の地を行動し、さらに国連軍に伍しての行動であったので種々通信連絡上困難な場面に遭遇したが、その主なるものは次の諸点であって、今後の対策上大いに有益な体験と教訓を得た。

- (1) 保安庁通信の確立
- (2) 通信員の不足
- (3) 適当なる通信電波の選定
- (4) 現地軍に対する英文通信の未熟
- (5) 暗号通信の不慣

(参考) 朝鮮動乱における日本掃海艇の活動に関する説明資料

注：本資料は昭和35年6月安保改正時準備したものであったが実際は使用しなかった。

1 概要

(1) 実施した作業

a 佐世保、横須賀港外の警戒のための掃海作業

昭和25年8月から講話発効まで

b 朝鮮水域の掃海作業

(a) 昭和25年10月から12月まで約2ヶ月間、海州、群山、元山、鎮南浦沖の掃海に従事

(b) 昭和26年4月から6月までおよび同年12月から27年3月まで、昭和27年5月から7月まで3回にわたって桑栄丸が朝鮮水域で試航に従事

(2) 朝鮮水域における作業

a 昭和25年10月4日連合国最高司令官の決定において極等海軍司令官名をもって運輸省に対し日本の掃海船艇は門司に集結が令せられ、集結した25隻の船艇は別紙のように区分され、それぞれ海州、元山、群山、鎮南浦等の掃海に従事した。このうち元山の掃海に従事した部隊がその初期において国連軍の元山上陸作戦と同一時機に進出したため、その作戦の遅延のためもあって作戦に巻込まれた観があり、たまたま触雷1隻、殉職者1名を出したので、一層この感を深くし、その論議の対象となった。12月上旬、全船艇が日本：帰投、12月15日 極東海軍司令官の文書をもってこの作業は終了した。

b 当時の政府主脳者はつぎのとおりである。

総 理 大 臣 吉田 茂
外 務 大 臣 吉田 茂
運 輸 大 臣 山崎 猛
官 房 長 官 岡崎 勝男
海上保安庁長官 大久保 武雄

c この作業にしようした経費は、アメリカと数次の交渉によって、26年5月、海上保安庁の歳入として236,891,294円がアメリカより支払われた。

d その後試航船の南鮮方面の行動が命ぜられたがこれはアメリカと海上保安庁と傭船契約によって実施された。

e これらの類似事項としては、日本国有鉄道の昌慶、徳尋、金剛丸の三隻がアメリカに傭船され、日本と朝鮮水域の輸送に従事した。また、アメリカ側に労務員として傭入された船員がアメリカ軍用船の乗員として輸送に従事した。

(3) 国会で過去に取り上げられた事例

昭和27年12月4日 第15国会衆議院予算委員会 中曽根議員

昭和29年3月27日 第19国会外務委員会 河野密議員

(4) 新聞報道等

a 掃海作業に従事した当時は一部小さく報道された。

b 昭和29年1月18日から20日まで3回にわたり産経新聞が報じた。

c 昭和 29 年 7 月 東京地方検察庁で調査した模様で海幕に照会している。

[参考資料]

別紙 1

- 1-1 1950. 10. 4 極東海軍司令官の文書
- 1-2 1950. 10. 6 極東海軍司令官の文書
- 1-3 1950. 12. 5 極東海軍司令官の文書
- 1-4 朝鮮水域の行動概要

別紙 2

- 2-1 航路啓開業務の主要年表
- 2-2 占領軍命令1号抜粋 (1945. 9. 2)
- 2-3 占領軍命令2号抜粋 (1945. 9. 3)
- 2-4 7艦隊長官の文書 (1945. 10. 21)

別紙 3

- 3-1 1954. 1. 18 産経夕刊記事
- 3-2 1954. 1. 19 産経朝刊記事
- 3-3 1950. 1. 20 産経夕刊記事

2 想定問答

(1) 第2次大戦後の日本近海の掃海作業について説明せよ。

戦争終結時日本近海には約5,500個の日本軍が敷設した機雷と10,000個の連合軍により敷設された機雷が存在し、海上の交通は非常に危険であった。占領軍の進駐と同時に、旧海軍の掃海艦艇は占領軍の指揮の下におかれ、これらの掃海作業に従事した。

この掃海作業の責任が日本政府に移管されたのは、講和条約に先立つ昭和26年10月で、その後今日まで続けられている。

掃海艦艇および人員は、終戦当時約350隻、10,000名、昭和26年ごろが約80隻、1,500名であった。

(2) 日本艦艇が掃海作業を実施したのはどのようなところか。

北は宗谷海峡から南は琉球列島、小笠原方面まで旧日本領域の周辺に及んだが、現在は日本の沿岸だけである。

(3) 朝鮮水域で掃海を実施したことはないか。

ある。昭和20年9月30日発せられた占領軍指令第2号は「日本国および朝鮮水域における水中機雷は連合国最高司令官の定める海軍代表により指示されるところに従い、掃海せらるべし」とあり、同海域の掃海に従事した。

(4) 朝鮮事変のとき日本掃海艇が参加した経緯を述べよ。

昭和25年10月、連合国最高司令官の命により、極東海軍司令官 (COMNAMFE) の指示に従い約2か月、海州、群山、鎮南浦等の掃海に従事した。

(5) 元山では上陸作戦に参加し触雷沈没して戦死者を出した事実はどうか。

作戦に参加したのではない。米軍上陸作戦に伴うものは米軍で実施し、日本艦艇は戦闘後の航路泊地の清掃にサービス業務として従事したものである。

元山では不幸にして1隻が触雷沈没し、殉職者1名を出した。(第2次大戦後の日本周辺の掃海でも、日本の掃海艦艇11隻が沈没し77名の殉職者を出している。)

(6) 掃海は戦争行為ではないか。

掃海は、水中にある機雷を排除し、航路、泊地の安全を確保するもので、掃海そのものは戦争行為ではない。従って戦闘を行う部隊と行動を共にして、その戦闘行為と同時に行う掃海は戦闘行為といえるが、戦闘行為が終わったあと艦艇、一般商船の航路の安全を図るための航路や泊地で実施する掃海は戦闘行為とはいえない。

(7) 朝鮮水域における作業はだれの命令で行われたか。

連合国最高司令官の決定に従い、極東司令官の命令によって実施された。(占領軍の命令によって実施された。)

(8) この作業に要した経費はどのようにになっているか。

とくにこの作業のため支出された燃料、需品、人件費の経費は占領軍側から支払われた。(昭和26年5月、海上保安庁の歳入として236,981,294が支払われている。)

(9) 占領軍の命令で実施した作業に占領軍側から経費が支払われたのはなぜか。

現日本領土周辺の掃海と異なり、直接日本の民生に影響のない旧日本領土周辺の掃海は、占領軍にたいするサービスの提供であるから占領軍で支払うのが当然である。

[注] 朝鮮水域の掃海のほか昭和27年4月から5月にかけて小笠原諸島父島の掃海に対して占領軍より529,171円支払われた。作業の一部は独立後にかかっている。

(10) その当時の乗員に対する給与はどのように支払われたか。

基本給のほか航海手当、掃海手当及び危険手当が支払われた。

[注] 危険手当 = (本俸 + 扶養家族手当 + 勤務地手当 + 航海手当) × A

A : 北緯36°以南 100%

北緯36°以北 150%

[追補: 末尾の「特殊勤務手当」を参照]

(11) 危険手当が支払われているのは戦争参加という特殊事情によるものではないか。

従来から掃海作業に対しては危険手当の意味で掃海手当が支払われていた。当時危険度が一層高い地域の掃海作業であるので、当時アメリカの労務調定に応じて作業に参加していた日本人の給与を参考として、占領軍と交渉して決定したものである。戦争参加と直接関係はない。

(12) 戦争中のそのような危険海域に作業させることは実質的な戦争参加ではないか。

掃海の危険は戦争行為に直接つながるものではない。

(13) 日本政府は掃海艇を派遣する際元山にゆくことはわかっていたか。

第2次大戦中敷設された機雷は南鮮沿岸なく北鮮港湾にも及んでいたもので、予想できないことはなかったが、個々の海域は現地で割り当てられた。

(その他予想される質問)

(1) 今後国連軍の支援として、掃海作業の要請があったら実施することはないか。この場合海外派兵と考えられないか。

(2) 沖縄島民の福祉のための措置に掃海作業は含まれるか。

(3) 朝鮮水域に日本掃海艇を使用したのは、占領軍の行為として違法か。また日本人に従事せしめたことは憲法違反ではないか。

別紙 1

(1-1)

CNFE/S81

5451

RAN:11:wtw

4 Oct.1950

From : Commander Naval Forces, Far East

To : Ministry of Transportation, Japanese Government

Subject : Japanese Minesweepers, Use of.

- 1 Japanese Government is hereby directed to assemble twenty (20) Japanese Minesweepers, one (1) guinea pig and four (4) other Japanese Maritime Safety vessels in Moji as soon as practicable.

Those vessels will be designated in future directives.

- 2 The above twenty (20) Japanese Minesweepers will not include No.12,13 and 17 presently sweeping in Tokyo Bay or MS No.22,25 and 26 currently sweeping in Sasebo.

C.T.Joy

~~~~~

(1-2)

CNFE/S81

5474

RAN:11:wtw

6 Oct.1950

From : Commander Naval Forces, Far East

To : Ministry of Transportation, Japanese Government

Subject : Japanese Minesweepers, Use of.

- 1 Supreme Commander for the Allied Powers has authorized and directed use of twenty (20) Japanese Minesweepers, one (1) guinea pig and four (4) other Japanese Maritime Safety vessels in Korean water, accordingly, the Japanese Government is directed to issue the necessary instructions to these vessels, which are being assembled at Moji, to comply with such orders as may be issued them by Commander Naval Forces, Far East through normal naval channels.

- 2 Vessels assigned to this duty in Korean Waters will fly only the International Easy flag modified.

- 3 Personnel attached to these vessels will receive double pay while engaged in this duty. Logistic Support while in Korean waters will be provided by the U.S. Navy.

C.T.Joy

(1-3)

File:CNFE/A4-3

Serial:7366

15 Dec.1950

From :Commander Naval Forces, Far East

To : Maritime Safety Agency, Att n. Fairway Safety Section

Subject :Release of Guinea Pig Taisyo Maru and Minesweepers from Korean Waters.

Ref : (a) Com Nav Fe ltr ser 5474 of 6 Oct.1950

(b) FSO ltr ser 0175 of 6 Dec.1950

- 1 The Maritime Safety Agency is hereby directed to release the guinea pig ship Taisyo Maru upon its arrival at Maizuru to its owner. No further service of this ship is required by the U.S. Navy. By separate correspondence disposition of gear placed on board Taisyo Maru by the U.S. Navy will be directed.
- 2 Japanese Minesweepers now in Japanese waters are hereby released to the Japanese Government for sweeping in Japanese waters and resumption of their normal employment prior to being deployed to Korean waters.
- 3 Commander Naval Forces, Far East appreciates the efficient and courageous effort of the Japanese Minesweepers in clearing mines in Korean Waters.

A.K. Morehouse  
Chief of Staff

~~~~~  
(1-4)

朝鮮動乱における日本掃海艇の行動概要

行動区域	参加部隊	延 隻 数	期 間	行 動 概 要
元 山	第2掃海隊	MS×16	25. 10. 11	元山港附近の掃海に従事
	第3掃海隊 第1掃海隊	PS×4	25. 12. 14	10月17日 MS14が触雷沈没 処分機雷 8個
群 山	第4掃海隊	MS×7	25. 10. 21	群山港附近の掃海に従事
			25. 11. 2	処分機雷 3個
仁 川	第1掃海隊	MS×4	25. 10. 11	仁川港附近の掃海に従事
		PS×1	25. 10. 31	処分機雷15個
海 州	第4掃海隊	MS×4	25. 12. 1	海州港附近の掃海に従事
		PS×1	25. 12. 6	
鎮南浦	第2掃海隊	MS×13	25. 11. 8	鎮南浦港附近の掃海に従事
	第4掃海隊	PS×1	25. 12. 14	処分機雷 2個
	第5掃海隊	試航船×1		

[注] 参加部隊はその都度編成されたので隻数、配備艇名等多少の変更がある。

(2-1)

航路啓開業務主要事項年表

年	月	日	事 項	記 事
1945 (昭和25)	8	15	終 戦	
	9	1	日本掃海部隊掃海中止	占領軍進駐に応ずるため
		3	掃海準備の指令	占領軍指示第2号
		6	掃海再興	米第7艦隊の指揮下で下関日本海 方面の掃海
		21	掃海業務は米掃海部隊の指揮下に入る	
1946 (昭和21)	3	25	掃海業務は COMNAV,JAPAN に移行	
1950 (昭和25)	6		朝鮮動乱開始	
	10 ～ 12		日本掃海部隊朝鮮水域の掃海	
	10	8	掃海の責任を日本側に移管	
1952 (昭和27)	4	28	講和条約発効	
	8	28	第8回日米合同委員会で掃海業務につ いては日米間で直接話し合うことを承認	

(2-2)

OFFICE OF THE SUPREME COMMANDER
FOR THE ALLIED POWERS

2 September 1945

GENERAL ORDER
NUMBER 1

1～4……………Omit

5 Responsible Japanese or Japanese-controlled Military and Civil authorities will insure that.

a. All Japanese Mines, minefields and other obstacles to movement by land, sea and air, wherever located, be removed according to instructions of the Supreme Commander for the Allied Powers.

b. All aids to navigation be reestablished at once.

c. All safety lanes be kept open and clearly pending accomplishment of a above.

(2-3)

OFFICE OF THE SUPREME COMMANDER
FOR THE ALLIED POWERS

APO 500
3 September 1945

DIRECTIVE
NUMBER 2

1~11.....Omit

12 Immediate step will be taken to mark clearly all mines, minefields and other obstacles to movement by land sea and air, wherever located in the area covered by this directives.

13 The Japanese Imperial General Headquarters will insure that all mine sweeping vessels immediately carry out preserved measures of disarmament, fuel as necessary, and remain available for minesweeping services, submarine mines in Japanese and Korean waters will be swept as directed by designated Naval Representatives of the Supreme Commander for the Allied Powers.

~~~~~

(2-4)

COMMANDER FIFTH FLEET  
UNITED STATES PACIFIC FLEET  
FLAG SHIP OF THE COMMANDER

A16-3(2P)

Serial:1422

21 Oct.1945

From : Commander FIFTH Fleet

To : Minister of Japanese Navy

Via : Fleet Liaison Officer, Supreme Commander for the Allied Powers.

Subject : Operational Control of Japanese Minesweepers.

Ref : (a) Com FIFTH Fleet Serial 1254 of 6 Oct. 1945.

1 Commander Mine craft Pacific (CTF) has been directed coordinate and control all Japanese minesweeping activities.

Japanese minesweepers will report to Commander Mine craft Pacific through his representative in the Tokyo Bay area.

(Commander F. P. MITCHELL USN, in the USS NEW JERSEY)

2 Commander Mine craft, Pacific will allocate Japanese ships to sweeping tasks throughout the Empire so as best to further the overall mine sweeping plan. Japanese minesweeping units when directed will report to Local representatives of Commander Mine craft, Pacific for instructions. While conducting minesweeping operation will in

the Zone of responsibility of an area Commander, the Japanese ships will be under the operations control of Area Commander concerned.

- 3 Commander FIFTH Fleet by reference (a) granted the Minister of the Japanese Navy permission to sweep certain areas. This authority is hereby revoked. In the future the Minister of the Japanese Navy will address requests for minesweepers to sweep in areas of Japanese interest to Commander MITCHELL is the USS NEW JERSEY.

D.C. RAMSEY  
Chief of Staff

~~~~~

番 号	題 目	本 文
(2-2)	一般命令第1号 (抜 粋) 1945-9-2	5 責任ある日本国及び日本国の支配下にある軍及び行政当局は左記を保障するものとする。 a 一切の日本国の機雷、機雷原その他の陸上、海上及び空中の行動に対する障害物は何れの位置にあるを問わず連合軍最高司令官の指示に従いこれを除去すること。
(2-3)	指令第2号 (抜 粋) 1945-9-3	第2章 日本国軍隊 12 一切の機雷、機雷原及び指令の関する地域の何処にあるを問わず陸上、海上及び空中における行動の障害物を明瞭に表示する措置を直ちに執るべし。 13 日本帝国大本営は一切の掃海艇が所定の武装解除の方法を実行し、所要の燃料を補給し、掃海事業に役立ち得るべく保存すべし。 日本国及び朝鮮水域における水中機雷は連合軍最高司令官の所定の海軍代表により指示せらるる所に従い掃海せらるべし。 [注] 原分は外務省にある。
(2-4)	発 第7艦隊長官宛 海軍大臣 日本掃海艇の統制について 1945-10-21	1 太平洋掃海部隊指揮官は全部の日本掃海機能の調整と統制をとるよう指示された。全日本掃海艇は東京湾にいる太平洋掃海部隊指揮官の代表者 (F.P. ミッチェル大佐) を通じて太平洋掃海部隊指揮官に届け出るものとする。 2 太平洋掃海部隊指揮官は全部の掃海計画を最善に実施するように日本帝国を通じて日本の掃海艇を掃海部隊に割り当てる。各部隊に配属の日本掃海艇は太平洋掃海部隊指揮官の各地方の代表者に届け出てその指示を受けるものとする。各地域指揮官の担当海域で掃海作業を実施する間、日本の掃海艇は当該地域指揮官の一時指揮を受ける。 3 米第7艦隊長官は、掃海について日本の海軍大臣に許可しているが、これは廃止された。近日中に日本海軍大臣は日本海軍掃海艇により掃海を実施したい海域を F.P. ミッチェル大佐あて提出するものとする。 D.C. RAMSEY 参 謀 長

(3-1) 産経新聞 昭和29年1月18日 夕刊

海上保安庁掃海艇元山上陸作戦に参加

(広島) 朝鮮動乱の最中、米極東軍司令部の要請により日本の海上保安庁航路啓開隊本部から掃海艇が出動、朝鮮元山上陸作戦に参加した隊員から戦死者を出したという極秘事実が明らかになり、国連軍参加による戦争介入は憲法違反であるとして反響を呼んでいる。

ア元帥の要請で

一隻沈没、戦死者1名の極秘も判明

憲法違反と問題化

さる25年10月26日、米海兵隊は朝鮮半島元山上陸の作戦を敢行することになり、当時米極東軍「マッカーサー」司令官は極秘指令をもって同海域一帯の機雷掃海を命じたが、特に「マ」司令官は、日本海上保安庁航路啓開本部に対し、その掃海任務を要請、田村久三本部長が総指揮官となり、大阪、呉、函館、下関など各航路啓開隊の掃海隊がほとんど動員され、作戦に参加、航路及び泊地の掃海を強行したことがこのほど判明した。ことに同掃海任務遂行中、駆特型掃海艇1隻が不幸にも触雷沈没、隊員の山口県出身の中谷坂太郎氏(当時25歳)はこのため戦死、極東軍から直ちに家族に対し弔慰金を支給、また参加隊員は一人当たり15.6万円の臨時手当が下付されたといわれ、そのとき大阪航路啓開部長だった能勢省吾一現呉地方基地隊司令官一は同作戦命令に応ぜず辞職したが現在では再び航路啓開隊に返り咲いている。

最近 MSA 援助により今後の話題を呼んでいる折柄、日本人隊員の同作戦参加の極秘指令が伝わり始め、戦争を放棄しているはずの日本が国連軍の作戦従事のため日本人を海外に派遣したのは憲法違反であるとして反響を巻き起こしている。

なお、この問題に関連して当時第7管区海上保安部(門司)で執行された葬儀には、家族の参加を禁ぜられ、また27年6月4日金比羅神社境内に建立された掃海殉職者顕彰碑(吉田首相揮毫による)もこの事件が端緒になったといわれる。

元海上保安庁航路啓開本部長 現兵器工業会顧問 田村久三氏談

国内事情から発表を止められており、今話すことは具合が悪いが、時機がきたら詳細を発表したいと思っている。

呉地方基地隊乗組 A 隊員(特に名を秘す)の言告

私も元山作戦に参加しましたが、あの時他の船の一隊員が死亡したこの作戦については、上司から厳重な箝口令が布かれていた。

呉地方基地隊本部 能勢司令官が、マッカーサー司令部の要請で田村さんが総司令官となり25年秋、元山沖掃海に当たったが、危険区域掃海を要請されたため軍指令に反対し引き揚げて辞職した。当時の詳細な状況は時日がくれば発表したいと思う。

違憲より国際法の問題 元海上保安庁長官付 奥 三二氏

事件当時海上保安庁長官付をしていた。能勢氏ら一部の人が引退したため責任をとってやめた奥三二氏(国際観光会館取締役)は掃海艇出動の経緯について次のように語っている。

当時の占領軍から掃海任務を要請してきたが、我々としては正式なる文書で依頼してくれるよう頼んだところマッカーサー元帥の指令によってジョイ極東海軍司令官から文書で日本の掃海艇は門司に集結すべしとの文書を寄せてきた。これはコーストガードである以上国内における移動は占領軍の命令によって自由に行われるわけだ。このことは当時官房長官だった岡崎外相と田村さんがよく承知している。この問題は憲法違反というよりもむしろ明らかに戦闘行為に加わっているのだから国際法上の問題ではなかろうか。

(3-2) 産経新聞 昭和29年1月19日 朝刊

“国際的大問題だ”

掃海艇参戦問題に……鈴木(左社)委員長ら語る

(千葉) 夕刊既報＝朝鮮戦乱最中の元山上陸作戦に米極東軍司令部の要請で海上保安庁掃海艇が参加、一隻が沈没、戦死者一名の氏名が判明したという本誌の報道について

18日参院補選加藤候補応援のため来葉した左派社会党鈴木委員長、勝間田国会対策委員長は「国会で政府を最後まで追及する」と交々つぎのとおり語った。

この問題は昨春わが党が衆議院予算委員会で岡崎外相に質問した問題だ。岡崎外相は当時、「輸送船が輸送に協力したり、2、3の技術者が資源調査に朝鮮に行ったことはあるが、保安庁が参戦した事実など全くない」と真向うから否定した。しかし今度ここまで証拠や証人が出てきたらもう隠しきれないだろう。日本の保安隊が参戦したことは憲法違反はもとよりポツダム宣言の明らかな違反行為となり国際的大問題になる。岡崎外相も明らかに国家で食言を行ったことになる。

(3-3) 産経新聞 昭和29年1月20日 夕刊

元山港の日本掃海艇……「マ」元帥が確認
降伏条項によって国際、国内法には抵触せず

(ニューヨーク 19日西山特派員)

朝鮮元山の上陸作戦に日本の掃海艇を使用したとの本誌の記事はいち早く米国に報道され、米国の最有力紙ニューヨーク・タイムスが19日朝刊一面に東京特電として大きく掲載した。

同紙によれば、「マ」元帥は旅行中で同問題に対する意見を求めることができず、元帥の見解は同紙に発表されなかった。しかし日本の新聞の報道をニューヨーク・タイムスがそのまま掲載することは珍しいだけに、同問題に対する米国の関心は大きく AP 通信では引き続き同問題

を追求した。この結果旅行先の「マ」元帥からニューヨークの同元帥事務所を通じ AP 通信に同元帥の声明が発表された。同声明によれば日本掃海艇を朝鮮の元山で掃海に使用したことは事実だが、降伏条項に基づく戦後の処理のため使ったものであると説明、使用の時期が戦乱中であるか否かにはあえてふれなかった。19日の夕刊各紙が同問題を取り上げるとともにラジオもこれを放送、米国全土で大きな反響を呼び起こしている。米 국무省当局は公式な確認があるまでは意見を述べられないと声明の発表を避けている。なお「マ」元帥の発表した声明の全文はつぎのとおり。

第二次大戦末期に米海軍に対抗するため敷設された日本の古い機雷を元山港で掃海する目的で、日本の掃海艇(複数)は使用された。日本掃海艇は終戦以後降伏条件に従って日本海をはじめとする日本全土、旧日本領土の近海を掃海し、その任務を有能かつ勇敢に果たしていた。この行為は決して国際法あるいは日本の法律にふれたものではなく、全く人道的なものであった。またこの行為についてはこの種行動に起こりがちな秘密性を除いて何等の秘密もなかった。

~~~~~ 以上 ~~~~~

【追 補】 国会質疑

第010回国会 予算委員会 第15号 中曽根康弘 衆議院議員の質問から抜粋  
昭和二十六年二月十六日(金曜日)

(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/010/0514/01002160514015a.html>)

○ **中曽根委員** 吉田総理大臣にお尋ねいたします。ずばりと聞きますから、御明答をお願いいたします。

先ほどの御答弁の中で、講和條約ができればポツダム宣言は失効する旨お答えになられました。しからばその場合には、ポツダム宣言に基礎を置くあらゆる協定あるいはとりきめ、こういうものは一切効力がなくなると考えてよろしゅうございますか。

○ **吉田国務大臣** 私はなくなるだろうと申したのであつて、なくなると断言はいたしません。何となれば、これは将来に属することです。しかしながら常識で考えてみて、講和條約とポツダム宣言なるものの基本觀念が違ふから、講和條約ができれば、ポツダム宣言にかかわる性質において新しいものができる。ポツダム宣言の中にどういふ将来残るものがあるかということ、今日私はここに明言いたしません、そういうものは講和條約の中に織り込まれるか何かして、ポツダム宣言にかかわるものができるであろうと私は想像いたしますのであります。

○ **中曽根委員** その場合に、要するにポツダム宣言に基礎を置く現在の協定やとりきめというものは、当然効果を失うように想像されるのでありますが、総理大臣はいかにお考えになりますか。

○ **吉田国務大臣** 当然失うか失わないかは連合国の決定するところによるのであつて、今日私が当然失うということを断言することも早過ぎます。し、失わないと言うのも早急であろうと思います。ゆゑに私は、ポツダム宣言にかかわる新條約ができて、従つてポツダム宣言の処分は連合国においてするだろうと想像するのであります。

○ **中曽根委員** ポツダム宣言の効力がなくなると想像されれば、ポツダム宣言に基礎を置く協定やとりきめは、当然私解消すると想像する。これは論理的に当然だろうと思う。総理大臣はもう一回この点を明確に、想像でけつこうでありますからお答え願ひたい。

○ **吉田国務大臣** これは想像論の交換弁は重要な問題を含んでおるのでありでありますから、結果を見て論ずるよりほかいたし方ない。

○ **中曽根委員** 吉田総理大臣の答弁にはなほだ不満であります。

しからば次にお尋ねいたしますが、ポツダム宣言が効果を失うであろうという場合に、ソ連が講和條約に入らないときには、ソ連も含めてポツダム宣言は効力を失うと吉田総理大臣は御想像になつておるのでありますか。

○ **吉田国務大臣** 今日は一応全面講和の線で参りますから、ソ連が入らなかつた場合にはどうするかということは、その場合に御答弁いたします。

○ **中曽根委員** 今の答弁は、はなはだあいまいであります。総理大臣はかねてより、全面講和ができない場合は多数講和でもやむを得ないということを希望いたします。

○ **中曽根委員** 希望を聞いたのではない。吉田総理大臣がお答えになつた御意思は、全面講和ができた場合にはソ連との関係において効果を失う、こういうふうにお答えになつたかという意味であります。

(中 略)

○ **中曽根委員** 私は先ほどの質問に関連いたしまして、外務政務次官及び関係局課長に、国際法上の技術的な問題について簡単に御質問いたします。

まず第一は、講和條約というものは、先ほどの総理大臣の御答弁でもわかりましたように、非常に創設的な意味を有する。従つてポツダム宣言であるとか、あるいはその他戦争に関係したいろいろなとりきめが、講和條約という新しい創設的な行為をやることによつてとりかえられる、こういふことが先ほどの総理大臣の御答弁で明らかになつたように思うのであります。そこでこの講和條約というものは、どの程度の創設的效果を有するかという問題を、二つの問題に限定してお聞きしたい。その第一は、いわゆる戦争終了宣言という問題、つまり占領及び管理の終結の問題と、ただいま申し上げた講和の関係であります。よく政府筋の見解で、占領を終結してもらふ、あるいは管理を終結してもらふ、そのためには必ずしも講和を必要としないであろう、戦争終了宣言でも法律的には可能であろう、こういう見解が言われておりますが、はたしてその通りでありますか。

(中 略)

○ **島津政府委員** ただいまの御質問は、戦争状態終了の宣言というのを前提としての御質問と思ひましてお答えをいたしますが、戦争状態終了の宣言というものは、今日まで二、三の例があるのでありますが、その際にいかなる効果を及ぼすかということは、その場合々々によつて異なつておりまして、今回の場合にかりに講和條約以外に戦争状態終了の宣言というものがありましたといたしましても、その効果というものは今日予測ができないという状況でございます。なおまた講和條約そのものが戦争状態を終結するというのが常則であろうと思うのであります。その場合は講和條約そのものと、ただいまおつしやいましたような問題との関係になつて来ると思ひます。

○ **中曽根委員** ただいまの答弁は答弁になつていないのでありまして。そんな答弁を聞くために、私はわざわざあなたに来てもらつたのではない。もう少し精細な研究のお答えを煩わしているのであります。私がなぜそういうことを言うかという、われわれ日本人、特にわれわれの所属しておる政党は、軍事占領及び管理の廃止ということについて、今極力国民の輿論を盛り上げておる。占領と管理をすみやかにやめてもらいたい。講和が早いということはもちろんけつこうだ。しかしその前でもよいから、とにかく早く今の軍事占領や管理をやめてもらいたい。なぜそういうことを言うかという、**今日日本人は国連協力でいろいろなことをやらされておる。あるいは朝鮮の戦乱で掃海作業をやつておる。そういうことはポツダム宣言には書いてないことである。あるいは占領基礎法規にはないことである。そういう今までの占領基礎法規をオーバーするようなことが出ておる。朝鮮戦線の模様によつては、もつと積極的な国連協力が出て来るであろう。われわれは国連協力軍参つてもよい、やつてもよいが、それは占領、被占領という関係でやるのは妥当ではない。日本国民に自由意思を返還して、国民の多数の自由意思によつて、新しい関係を連合国と日本国との間に設定してやるべきである。**従つて軍事占領及びその管理というものは、すみやかに国際法上も国際道徳上も終結せらるべきというのが、われわれの主張なんだ。そういう前提をもつて私はあなたに質問しておるのです。従つてただいま申し上げましたように、戦争終了宣言ということによつて、軍事占領がやむのかやまないのか、マッカーサー司令部による日本の内政管理というものがやむのかやまないのか。これが一番基本問題になつて来ておるのです。その点もう少し明快にしていきたい。と申しますのはあなた方の今の御答弁は、それ



は相手の占領終了宣言の内容によるといつておるけれども、常識上、通念上戦争状態がやむということが宣言されれば、今までのモスクワ協定とか、あるいはマッカーサー司令部というものがどういう地位になるかということを説明していただきたい。

○ **草葉政府委員** 先ほど御答弁を申し上げましたように、アメリカ一国がかりに戦争終了宣言をいたしました場合には、アメリカと日本との戦争状態が終了した、しかし連合国との間における関係は、国際法規的には全部それで解消するという解釈は妥当でないと思います。

○ **中曽根委員** そうしますと、マッカーサー司令部の占領、管理というのは、そのまま法的にも継続し得る、こういう御答弁と解してさしつかえありませんか。

○ **草葉政府委員** お見込みの通りでけっこうであります。

○ **中曽根委員** しかばただいまの軍事占領及び管理をやめてもらう方法は、講和以外にはありませんか。

○ **草葉政府委員** これもお見込みの通りであると思います。

(後 略)

~~~~~  
第015回国会 予算委員会 第7号 中曽根康弘 衆議院議員の質問から抜粋
昭和二十七年十二月四日(木曜日)

(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/015/0514/main.html>)

(前 略)

○ **中曽根委員** 次に、国連協力の問題でも二つ承りますが、一体現在の段階において、日本はどの程度の国連協力をしなければならないかという問題である。過去日本が占領中、国際連合軍に協力した最大のケースは何であるかといえば、元山に米軍が敵前上陸するとき、日本の海上保安隊が掃海をやつた、戦闘行為の一部を負担したということすら現にあつた。これは国連協力であるかどうか。占領中であるから性格が違ふかもしれませんが、行為としてはそういうことをやつておる。今後といえども国連協力という名前で、海上警備隊とかあるいは海上保安庁の船が、掃海とかあるいは海上護衛とか、その程度のことはやらされるのでないかという疑問があります。一体日本が海上において、国連協力をやる場合には、どの程度でストップできるか、外務大臣の所信をお伺いしたいと思います。

○ **岡崎国務大臣** こたえは少なくとも戦闘自身に参加することがないことは当然であります。従つてわれわれが見て平和的な仕事と思われるものであるならば、後方の仕事、その他弾薬等の特需に応ずること、それから港のフアシリティを利用させること、輸送の問題その他種々のものがありまようが、でき得る限り普通の、いわゆる戦闘に参加しない範囲の仕事で、でき得るものは協力いたしたい、こう考えております。

○ **中曽根委員** 国連協力の問題で、日本が朝鮮との関係で一番誤解を生じやすい、あるいは日本人の意思を無視してやられる可能性があるのは、海上の問題です。兵員を持つて行くということは、今のところは当然考えられない。しかし海の問題というのは、隣接しておりますから、これがきつかけになつて、われわれが火中のくりを拾う危険なとはいへぬ。たとえば防衛水域というものがある。防衛水域に日本の商船が出入する、そうしてその船がアメリカの占領しておる、あるいは韓国の港に軍需品を揚げることが出て来る、機雷が出て来る。そこで自分の掃海力を持つて行つて掃海するということも考えられる。あるいは海上護衛をやるということも考えられる。それは国連協力の中に入るのか、私は具体的にお答え願いたい。一つ一つのケースであなた

に質問しないという逃げられますから。今申し上げた、日本の船が向うの港に入つて軍需品を揚げる、海上護衛をやる、掃海をやる、これは国連協力の中に入るか入らないのかお答え願いたい。

○ 岡崎国務大臣 これは、そういうふうにお考えになると、ちよつと誤解が起ると思いますが、韓国と日本との間には何も軍需品を揚げるだけの船が行き来しておるのではなくして、韓国の必要とする物資、韓国民の必要とするいわゆる民需物質をこつちからも送つておりますし、向うからもこちらの必要とする物を送つて来こともあります。つまり両国間の民需物資の交換ということが、一番大きな輸送の問題になつております。そしてそのほかの物資も入るのであります。従つてその間にもし機雷があるとすれば、これはどこの機雷かは別として、これを掃海することは普通の輸送路を安全に保つという意味で必要でありますから、場合によつてはすることがあり得ると思いますが、具体的には別にどこをどうするということまだないわけであります。

○ 中曽根委員 海上防衛はどうです。

○ 岡崎国務大臣 ここに今保安庁長官がおられますが、海上防衛というようなことは、日本の船は日本の警邏、警備に当つておるのでありまして、それ以上のことはないはずであります。

○ 中曽根委員 ないというのか、やつてはならぬというのか、どちらです。私が質問しているのは、朝鮮戦線がもつと苛烈になるかもしれぬ、そうすると民需品を向うの港へ揚げる、そう場合に敵の飛行機が来て機銃掃射をやるかもしれぬ、そういう場合に自分の船を守るために日本の警備隊が、あなたが借りたフリゲート艦が行つて、それを防戦するということもあり得るわけです。これはアメリカが、どんどん苛烈になつて来て日本にやれというかもしれない。そういうことがきつかけになつて、ずるずる入るおそれがある。そういう具体的なケースは、やつていいのか悪いのか、あるかないかじやなしに、やつていいのか悪いのかということを明確にしていきたい。

○ 岡崎国務大臣 海上保安隊は、たとえば日本の沿岸の警邏、警備に当つておるのであつて、その場合の自衛の措置はあり得ると思えますけれども、あなたのおつしやるようなところまでは行かないものと思つています。

○ 中曽根委員 やつてはならぬと私は解釈いたします。よろしうございますね。——それでは、返事しましたから、いいものと思います。

~~~~~

#### 第019回国会 本会議 第8号 国務大臣の演説に対する質疑(前会の続)

昭和二十九年一月三十日(土曜日) 川上貫一議員(日本共産党)

(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/019/0512/01901300512008a.html>)

(前 略)

○ 川上貫一君 私は吉田総理大臣に対して一つ二つの質問をいたしたいと思ひます。

去る一月二十三日、アメリカは、朝鮮民主主義人民共和国と中国人民義勇軍の捕虜を一方的に釈放して、その大半を台湾に輸送し、朝鮮に新しい緊張状態をつくり出そうとしたことは、世界周知の事実であります。一体、朝鮮の休戦会談で一番大きな問題になつたものは捕虜問題でありまして、国連軍の手による捕虜の釈放ということは、戦争当事国の一方がこれに反対しておるだけではありません。休戦協定によつて捕虜の処理に直接関係を持ちましたインドのネール首相はもちろん、メノン国連代表も、もし国連軍が捕虜を一方的に釈放するようなことをすれば、それは休戦協定の違反であり、戦争再開の危険があるということを言うておるということは、総理大臣も御承知の通りであらうと思う。ところが、このときこの数万の捕虜を台湾に輸送するこ

とを引受けましたのは日本の某船会社であると報道されておるのであります。これは事実であるかどうか、この点をはつきりと総理大臣にお聞きしたい。

この行為は、朝鮮における紛争への事実上の介入であります。また、アメリカによる捕虜の一方的釈放を援助することによりまして、戦争の再開を挑発するアメリカに加担して、休戦会談のぶちこわしに協力したものであるという、国際的非難にとうてい耐え得ないと私は考えます。しかも、この国際的紛争の渦中に加わるところの重大な行為は、ただ単に一つの商行為として、一つ二つの船会社がかつてにとりきめてよいようなものでないということは、国際的常識を持つものにとつてはまったく明々白々であり、吉田総理大臣にとつては重々御承知のことであろうと思う。総理はこれにどういう責任をお持ちになりますか。

総理大臣は、このたびの施政演説で、国際的緊張が緩和されておるということを喜ばれ、世界の平和を念願すると述べられたのであります。一体、総理大臣は、このような行為をあえてすることが国際緊張を緩和するゆえんであるとお考えになつておるのかどうか。もし総理大臣にして、ほんとうに世界の平和を念願するのであれば、このような行為を許してはならぬと私は考えます。また、総理大臣にして、ほんとうに国際的緊張の緩和をお望みになるのであれば、このようなことに協力するかわりに、中ソ両国との国交再開のために献身し、世界の諸国、なかんずく五つの大国が親善友好を深め、平和のとりきめを結ぶことにこそ努力を払われなければならぬと私は考える。これは簡単なことではありません。日本を戦争の挑発の拠点とするかどうか、民族の滅亡を招くかどうか、あるいはまた、国民と一諸に平和を守り、民族の自由と独立を守るかどうかにかかわる問題でありますから、総理大臣の責任のある御答弁をお願いしたいのであります。

しかしながら、私はここで、吉田内閣が過去幾年の久しきにわたり、平和を念願する方法ではなく、アメリカのために戦争の拡大に協力した事実を指摘しなければならぬ。すなわち、朝鮮戦争の際に吉田内閣は直接これに参加しておきながら、その事実を、国会においても、また国民に向つても秘密にして来たということは、総理大臣御自身が一番よく知つておられると思う。しかるに、今日に至つて、元山上陸作戦には海上保安隊の掃海艇のほとんど全部が参加して、その一隻が沈没しておるという事実が報道されております。私はこれは単なる報道かと思つておりましたら、当時の国連軍最高司令官であつたマッカーサー元帥の最近の証明によつて、このことははつきりと裏づけせられたのであります。総理大臣は、今日この事実をお認めになるかどうか。また、このような重大な事実を、今日まで国会にも国民の前にもひた隠しに隠しておき、国民の耳目を欺いたことに対して、どういう責任を考えておられるかどうか。総理大臣として、ほんとうに国際緊張の緩和を望まれ、平和を念願すると言われるのであれば、この一切の事実をここで明白にし、政府の責任をはつきりと明らかにされるべきであると私は考えます。

(後 略)

〔国務大臣吉田茂君登壇〕

○ 国務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

MSA援助については、ただいま協議中であります。協議が終了すれば、その協議の結果、協定の結果は議院に報告され、また議会の協賛を経なければならないのでありますから、その節、はたしてお話のようなことがあるかどうか、あつたらば十分に攻撃していただきたいと思ひます。本の商船が雇われたということの事実は、私はいまだ存じておりません。

また、掃海艇が沈没した、マッカーサー元帥云々と言われるのでありますから、マッカーサー元帥が日本におられるときのことであらうと思いますが、私には現在記憶がございません。



また沖縄、西南諸島及び小笠原島の復帰の問題については、私の施政の方針にはつきり申しております。すなわち、国民の要望にこたえて、その復帰を、返還を、機会あるごとに努力するというのを、はつきり申しております。お話のように、アメリカ大統領との間に、協議の結果、ただいまお話のような返還しないという声明にわれわれが相談にあずかったとか、あるいはまた復帰運動を弾圧するというようなことは、断じていたさなつもりであります。(拍手)

~~~~~  
第019回国会 外務委員会 第27号 穂積七郎衆議院議員(日本社会党)の質問から抜粋
昭和二十九年三月二十七日(土曜日)

(<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/019/0082/main.html>)

(前 略)

○ 穂積委員 ちよつとお尋ねいたしますが、九条の第二項について、軍事的な義務の範囲について憲法はどこまで許しておるかという政府の御解釈をこの際明確にしておいていただきたいと思うのです。さきに河野委員に対するお答えにおきまして、「憲法上の規定に従つて」と書いてあるから、外地派兵はできないのだということでございましたが、ここでもう一ぺん総ざらいをして確認をしておきたいと思ひますことは、第一に、緊急にして不正な侵略がありました場合には、状況いかによつては、外国の領域内にも戦闘行為を及ぼすことがあり得る、これは今までの質疑で政府の御解釈は明確になつたところでございます。第二は、現在の保安隊が部隊として国家機関のまま国連その他の自由主義諸国の義勇軍として参加することは、憲法違反であるという御解釈でありました。ところがきよう各隊員がこれからの自衛隊を脱退いたしまして、明日国連及び自由主義諸国の軍隊の義勇軍として参加して外地に出ましてかの地に渡りましてから、そこで向うの指揮のもとに部隊編成をして戦闘に参加することは憲法違反ではないという御解釈だと思ひました。それから第三に問題になりますのは、後方勤務の部隊の出動でございます。これは日本国の国家機関としての自衛隊、それをそのまましかも行政協定あるいはまた先ほどの第八条の第二条件の規定に従ひまして協議の上、合意の上で共同作戦、または場合によりますればアメリカ側または国連軍司令官の指揮のもとに編成されたそうで第一線の戦闘行為には参加しないが、後方の行動には協力、参加するということは憲法違反ではないと思うという御解釈であつたと思ひます。もう一つ極端な場合としてお尋ねいたしますが、日本の保安隊員が隊を脱退いたしまして、個人の資格で義勇隊に応募することは、当然憲法の範囲内の行動であるということですから、極端な例を申しますれば、その隊員が隊を脱退するとともに日本の国籍を外国国籍に移す手続をとりまして、そうして外国軍隊に参加する、これはむしろ日本の国籍のままで義勇隊参加が憲法違反ではないというわけですから、当然政府の御解釈では、合憲の行為と見ていいわけですが、ひとまずここで打ち切りますが、以上のように政府の御解釈を理解してよろしうございますか。一括してお答えいただきたい。もしどこかで違つておるところがございましたら、ひとつその違つておるところを明らかにしていただきたいと思ひます。

○ 下田政府委員 第一の自衛権行使の結果として、海外に武力行動を及ぼす可能性があるという点は、大臣のいわれましたように、例外の例外のまた例外のごくわずかな可能性があるという点はその通りだろうと存じます。

第二の義勇軍の問題でございますが、これは憲法が禁じておりますことは、国家としてあるいは政府として国の意思によつて行動することを第九条で問題といたしておるのでありまして、個人が外国の軍隊に義勇軍となることはちつとも憲法上さしつかえないのみならず、憲法の第二

十二条は、外国に移住または国籍を離脱する自由すら個人の自由として認めておるのでありますから、個人といたしましてこの自由を行使して外国の義勇軍に入りましても、これは一向かまわないことでございます。

第三に、後方勤務の問題でございますが、これは何の後方の勤務をするかということできまるといいます。つまり明確に交戦権を行使しておる国際的な部軍の後方で、やはり日本も交戦権を行使しなければできないような勤務でありましたならば、これは私はできないだろうと思います。先ほどちよつと八条の第二条件を問題になさいましたが、この「国際緊張の原因を除去するため相互間で合意することがある措置を執ること」日本がこれに類することをやりました唯一の例は、古田・アチソン交換公文で、朝鮮で行動する国連軍を日本国内及びその付近において支持を許し、かつ容易にするということが唯一の例でありまして、この程度のものでございましたら、憲法上の問題を生ずることなしに現在でも許すことができるだろうと思います。

○ 穂積委員 この前も私の方の下川委員がお尋ねいたしましたが、後方勤務の出動でございますが、これはたとえば元山の上陸作戦のときに、戦闘には参加した覚えはないが、掃海作業には参加した覚えがある。これは国家の機関としての部隊が、または船が出動したわけでございますが、これは憲法違反ではないという解釈をしておられるわけですが、実は私は近代戦争が総合的な作戦に従つておるということでございますならば、当然その作戦は全体として見なければなりません。特に近代戦におきましては、第一線の歩兵部隊、または空中に戦闘を展開しております飛行機を撃墜するだけではなくて、むしろその基地、さらに奥へ足を踏み入れますならば、後方の生産力基地、軍需生産力基地、さらにはその基礎になつております一般の国民生活の無防備都市の爆撃、こういうふうにとんどんやつて来ておるわけでございますので、そういう点から見ますと、これは明らかに、近代戦争の場合におきましては、そういうような総合的な作戦として戦争の性格をきめなければならない。これは第一線の戦闘だけが戦争行為であつて、あとの方はそうではないということは言い切れないのじやないかと思うのです。私はそういう元山の上陸作戦のときに掃海作業に勤務したということを一々ここでとらわれて言つておるわけじやございせんが、たとえば理解のために、一応参考のための例として引用したわけですが、そういう場合は明らかに私は日本の憲法違反だと思うのですが、政府の御解釈は、一体ああいうような場合でも憲法の範囲内の行動であるという御解釈だとすれば、どこに一体その基準をお求めになつたのか、そのことをはつきりしていただきたいのでございます。

○ 下田政府委員 元山沖の掃海作戦につきましては、法律的にいいますと、性質の違う二つのことが行われておりました。一つは、アメリカのレーバー・デイヴィジョンと申しますか、その労務の調達に応じましてアメリカの船が掃海をやるのについて、ただ労務の提供を行つて、そしてアメリカの船が沈んで労務を提供しておる日本人が死んだというのが一つであります。これは個人が自由契約で労務の提供に応じたのでございますから、国家の問題は全然起りません。

第二の例は、当時占領下にあつた海上保安庁に対しまして、連合軍司令部からサービスの提供として、これは個人に対してではなくて、日本政府の機関である海上保安庁に対して機雷清掃のサービスを命ぜられたわけであります。これは占領中でなかつたら確かに問題になり得ることかと思いますが、何しろ平和条約の第十九条で、戦争中及び戦後連合国側の指令に基いて行われたことについて、日本側は責任を追究し得ないという条項がありますために、今日あれば国際法違反だなどという問題を提起する権利が日本に実はないのであります。そこで独立した今日、日本がこれと類似のことができるかどうかということになります。これは全然私は新た

な角度からながめなければならないと思います。交戦権を持つておる国の艦隊と日本の警備隊との連合作戦行動に出るというようなことは、私は全的には決してできないと思います。交戦権を持つている国の船が中立国の船を拿捕しようというような場合に、いや日本の方はできないから拿捕できないというようなことじや、第一ばらばらで支離滅裂になつてしまひまして、連合艦隊という行動の統一性を欠くわけでありますから、まず日本はそういうようなことには参加できないというような結果になつて来やしないかと存じますが、いずれにいたしましても、**占領中の掃海作業と今日の日本の船による共同作業とは、新たな角度から検討をし直さなければならない問題であるというふうに存じます。**

○ **穂積委員** 今のお答えの中で問題がまだ二つ未解決でございます。一つは、これは私のきょうのおもなる質問ではございませんが、あの行為は、今なら問題になるが、平和条約十九条で、今になつて占領中のことを追究することはできないと言われ、同時に占領中の向う側の要求に対しましては、憲法は死ぬのだという御解釈のようでございますが、これはそういうものでありましようか、私はいささか疑義を持つておるのでございます。もとよりアメリカが日本の憲法を無視いたしまして、いろいろな国際上の要求をすることがございましょう。ところが十九条はその国際上の権利義務を追究することを放棄するだけでございまして、私の言つておりますのは、日本人としてまたは日本政府として、憲法に違反する行為がはたしてできるかどうかということなのです。憲法は申すまでもなくそれより前に効力を発しております。従つてその時代におきましても、向う側からのデイレクティブは正式な、正当な命令ということが国際法上当然考えられるべきことだと思ふのでございます。そういうことであるならば、たとえば向うの命令であるならば、非人道的なことでも何でもかでもしなければならぬ義務がはたしてあるのでありましようか、そういうふうに無制限な、絶対的な命令権というものがはたして認められておるのか、その点をまず第一にお尋ねいたします。

それからもう一つは、憲法は今日むろん生きておりますし、それから占領もなくなつたわけですが、今日以後におきまして、今言つたような後方勤務に参加することが問題にはなるでしよと言われましたが、局長の判断では、それは違憲であるか合憲であるか、それでその境はどこであるかということをお尋ねしたのですが、それに対するお答えがないわけですから、その二点について問題を整理してお答えをいただきたいのでございます。

○ **下田政府委員** 第一の点につきましては、これはやはり個人に対するサービスの要求でなくて、国家行政機関に対するサービスの提供を求められたのでありまして、私は憲法に違反しないと思つておりますが、もしかりに憲法に違反するようなことを命ぜられたらどうかという点であります。日本は占領期間中は天皇、日本国、日本国政府職員のすべてが連合軍最高司令官の権力に従属せしめられたものでございますので、日本は憲法違反をもつてこれを争い得ない地位にあつたわけでありまして、でございますから、連合軍最高司令官の命令が、憲法を含むあらゆる日本の法律に優先しておつたわけでありまして。

第二の点につきましてはこれは一概には私は申せないと思います。そういうサービスの提供を求められまして、そのサービスを行う結果、交戦権の行使までも含むようなサービスは私は提供できないということが言えるだけだろつと思ひます。

○ **穂積委員** 私は第一の問題についても、ちよつと認識が違ふのです。というのは、私たちが日本の主権を無視してアメリカの管理に従うということは、いわゆる無条件降伏によるのであつて、すなわちポツダム宣言を受諾したことです。しかしどんなことでも受諾したのじやございません。

日本が軍国主義を放棄し、民主主義と平和主義を樹立するという、そういう大原則に立つてわれわれはこれに屈服しているのであり、向うはそういう建前で管理しているのでございまして、その平和主義、民主主義とはまったく反するような、戦争に参加しろ、または原子爆弾の試験台になれというような命令を出したといたしましても受諾しなくてもいいので、当然進駐軍最高司令官の日本国に対する支配権というものは、これは初めからきまつている。それは日本を民主化し平和主義を徹底せしめるために管理するということなのです。そういう大前提、大条件がついております。それに違反するような無制限な命令というものが許諾されているわけじゃございません。憲法の建前からいつでもそうだし、われわれが占領管理中にその命令に従うということを約しましたのは、そういうことです。向うの権限の性格もきまつております。それに反しまして、戦争に参加しろとか、あるいは非人道的の命令を出す権限というものはもとよりない。そういうものは無効だろうと私は解釈するが、その点もう一ぺんはつきりしておいていただきたい。従つて平和条約十九条の、管理中の命令に対して云々ということは、すなわち占領管理の大前提である平和主義と民主化という大前提以外の、そういうわく外に出たGHQの命令というようなものは、これはあり得べからざるものであります。大体それは国際法的に無効な命令だと私は思います。そういうものを何も訴追というか、あとから追究することができないというような性質のものじゃなかろうと私は思います。それが一点。

それから、今交戦権に及ぶ程度の後方勤務はいかぬということですが、后方勤務であろうと前戦勤務でございまいしょうとも、近代的作戦全体が戦闘を目的とし、武力によつて国際紛争を解決しようという建前に立つた戦争の体系の中に参加することは、明らかにこれは交戦権ではないでしようか。その点をはつきりしておきませんと、自衛権と交戦権の限界というものが不明瞭になる。ここに憲法の規定に従つて実施するなんというようにことをいいましても、一番大事な第九条との関連、あるいは前文との関連等におきまして、これは非常に危険なことではございまして、その点をはつきりしておいていただきたい。私は后方勤務であるから交戦権の行使にならぬというようなものじゃないと思うのです。戦争体系そのものが、最高指揮官はもう戦争を宣言し、そして戦争武力によつて国際紛争を解決しようという建前で実行に入っている。その入っている体系の中へ参加することは、これはむしろ交戦権の行使であるし、自衛権を逸脱するものであるというふうに解釈せざるを得ないのでございまして、いかなかなものでございまいしょう。

○ 下田政府委員 第一の点につきましては、占領中外務省は、穂積さんのおつしやることと同じことを司令部に言つておつたのであります。司令部は無制限に命令権があるのじゃないのだ、ポツダム宣言の降伏文書に書いてあるように、本降伏条項実施に必要な範囲で命令する権利があるのだということを言つておつたわけではございまして、それは私当時正しいと思つておりました。しかしさて今日これを顧みて、たとい連合軍最高司令官が、降伏条項の実施の条項の範囲外だと思ふ命令を出されたといたしましても、それを一体争つて反抗し得る地位に日本があつたかどうかという点でございまして、これは私はなかつたのではないかと思います。はたせるかな平和条約において、日本政府が反抗し得る地位になかつたことを前提といたしまして、平和のあとになつてからそれを無効だ、あるいはそれに対して請求権を持ち出すことはできないように定められたのでありまして、りくつとしては成り立つだろうと思いますが、当時の地位は連合軍最高司令官にさからい得る地位になかつたことは事実であろう。その事実が平和条約でそのまま認められたという——今日振り返つて客観的な結論を申し上げますと、先ほど申し上げたことになるのでございまして。

第一の交戦権の点でございますが、交戦権を持つていなくともサービスをし、後方勤務みたいなことをすることがあるのでございまして、戦時中の中立国には交戦権がないことは明白であります。中立国の船舶が一方の交戦国の貨物あるいは軍隊を輸送することはかまわないのであります。その半面一方の交戦国は拿捕、臨検し、抑留する権利が生じているわけでございます。でありますから日本が交戦権を持ちませんでも、輸送の面、あるいは現在やつておりますように日本を後方の給与基地、補給基地に利用させることは、私はなし得るのではないかと思います。これが交戦権の行使を含まなければならないもの、たとえばおれの方の飛行機が足りないから、ひとつ自衛隊の飛行機と一緒に出て来て敵地を爆撃するために協力してくれと言われましても、そういうことはできませんが、交戦権がなくともできる部面の協力ということは、いくらでもあると存ずるのであります。

○ **穂積委員** 私はその限界を伺っているのです。一言ついでですから申し上げておきますが、私が今提示している場合とは違うのですよ。中立国が輸送に協力するのは独立の意思または自由契約による行動でございますが、私の言っておるのはそういうことじゃなくて、連合国またはアメリカの軍隊の指揮官の指揮下に入っておる後方勤務の場合をわけているのですから、区別していただかぬといかぬ。縦の区別と、横と申しますか、横に線を引いてみますと、いずれの場合におきましても一定のサービス行為の限度がございましょう。サービスと称してどんどん第一線へ行つて鉄砲の撃ち方を教えてやる。それはサービスだ。おれは撃つたことはないが、鉄砲の撃ち方を教えてやつただけだ。あるいは飛行機と一緒に乗つて操縦の仕方を教えてやつた。そういうことでサービス行為の限界がございましょう。だからこの憲法の規定に従つてやる行為について、縦と横に線を引いて、どこに限界を求めるか、その点をお尋ねしているのでございますから、その点は一応整理して、区別してお答えをいただきたいのでございます。

○ **下田政府委員** 日本の保安隊を外国の指揮下に置くことは、自衛権の行使の場合以外には私は全然考えられないと思います。日本が何ら危険を感じていないのに、他国の必要のために日本の軍隊を外国軍の指揮下に置くということは、これすなわち海外派兵にほかならないのであります。日本自体が急迫した危害に直面した場合に、日本を守るために共同作成をやるということは考えられます。つまり自衛権の行使の場面では考えられますけれども、日本には何ら急迫した危害も及んでいないのにもかかわらず、日本の部隊を外国の指揮下に入れ、あるいはその指揮下にサービスされるということは全然考えられないと私は思います。

(後 略)

~~~~~



質問主意書（<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/syuisyo/108/syuh/s108006.htm>）

質問第六号 朝鮮戦争への日本人のかかわりに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年二月二十一日

吉岡吉典

参議院議長 藤田正明 殿

-----  
朝鮮戦争への日本人のかかわりに関する質問主意書

戦後、日本がアジアでの戦争にどのような形でかかわりあつてきたかを正確にしておくことは、日本とアジアの平和と安全を考えるうえで必要なことである。

日本は、直接戦場にはならなかつたものの朝鮮戦争とベトナム戦争という戦後最大の二つの戦争で、日本なしにはこの戦争は遂行できなかつたといわれるほどの役割を果たした。

とくに朝鮮戦争では、日本は、朝鮮出撃の基地となつたほか、多数の日本人が直接戦場に派遣させられ朝鮮戦争に協力させられて、すくなからぬ犠牲者も出ている。

しかるにその実態はいままであきらかになつていない。そこで、朝鮮戦争のさい、「国連軍」協力のため、日本から朝鮮戦争に派遣された日本人の実態について以下質問する。

一 掃海部隊の参戦について

朝鮮戦争にさいして、戦後米占領軍によつて温存された、海上保安庁所属の旧日本海軍掃海部隊千二百名が機雷掃海のため参戦した。

これに関し以下の質問に答えられたい。

- 1 元在日米海軍司令部政治顧問であり、現在米国防総省日本課長の職にある、ジェームス・アワー氏の博士論文の邦訳である『よみがえる日本海軍（上）』によると「一九五〇年一〇月二日から一二月一二日までの間に、四六隻の日本掃海艇、大型試航船（水圧機雷掃海用）および一二〇〇名の旧海軍軍人は元山、群山、仁川、海城、鎮南浦の各掃海に従事して、三二七キロメートルの水道と六〇七平方マイル以上の泊地を掃海した。」とある。

一方、『海上保安庁三十年史』は、「掃海艇二十隻、巡視船四隻及び試航船一隻」によつて「四個の掃海隊を編成し」「第七艦隊司令官の命令に従つて行動」させたと記している。

正確には何隻、何人がどういう形で参戦したのか明らかにされたい。

- 2 ジェームス・アワー氏の前記論文『よみがえる日本海軍（上）』によるとその経過はつぎのよう  
にえがかれている。

「バーク提督は、アメリカ海軍が相当の障害を排除しうる掃海部隊を持つていないこと、とくに北朝鮮海域に進入すれば複雑なソビエト製感應機雷に遭遇する可能性について、よく知つていた。この感應機雷を処理できる、高い練度を持つ大きな掃海部隊がたつた一つあつた。それは海上保安庁の掃海部隊で、日本内地の沿岸航路や瀬戸内海の掃海作業に当時なお従事していた。元山上陸作戦実施がはつきりと決定されたあとで、バークは大久保長官を極東アメリカ海軍部隊司令部作戦室に呼んで、アメリカ軍の元山上陸作戦の必要性を説明し、同海域にソビエト製機雷が敷設されているかもしれない点について、彼が懸念している

ところを大久保に伝えた。」「バークは大久保に対して日本の掃海艇を対馬海峡地域に集合させて、元山沖の掃海を援助し仁川の敷設機雷の後始末を支援するよう要請した。大久保は、この要請を受け入れる決定は海上保安庁長官としては余りにも重大すぎるので、決定を下してもらうために吉田首相に会って話を伝えることにしよう、と答えた。」「掃海作業は戦闘であり、海上保安庁法の第二五条には、海上保安庁は非軍事的部隊である、と明記されてあつた。旧日本海軍軍人に対して、アメリカ軍の支援作戦に彼らの生命を賭けさせることは、きわめて説明困難であつた。日本は当時なお占領下にあり、総司令部の支配下にあつた。吉田首相は大久保海上保安庁長官に対して、同庁の掃海艇をアメリカ海軍の希望どおりに派遣するよう伝えた。

当時、海上保安庁航路啓開本部長であつた田村久三元大佐は、一九五〇年一〇月二日、彼が指揮官となつて朝鮮派遣掃海部隊を編成した。隊員の中には朝鮮行きをためらう者もあつたけれども、給与を二倍にすると約束され、田村、バークおよび三田——当時警備救難監——から強い激励の言葉を与えられたのちには、朝鮮行きをどうしても嫌だという者はいなかつた。一九五〇年一〇月六日、極東アメリカ海軍部隊司令官ジョイ中將は運輸省に対して、連合軍最高司令官の公式承認書を送り、極東アメリカ海軍部隊司令官の命令どおりに掃海艇二〇隻を集合させるよう命じ、掃海艇には朝鮮海域にあるときはただ国際信号旗のE旗だけを掲げるよう指示し、また（隊員たちには）二倍の給与を支給するよう命じた。」

こうして日本の掃海部隊は同年十二月十五日まで朝鮮戦争に参戦したと記録されている。

以上の経過もふくめて、参戦に至るまでの事実関係を明確にされたい。また派遣された掃海部隊の地位、隊員の身分はどういうものだったのか。

- 3 ジェームス・アワー氏によれば、この掃海部隊の朝鮮戦争参戦は、米軍の要請をうけて日本政府が派遣を伝え、米軍の承認をえておこなつたという形になっている。日本政府が朝鮮戦争に参戦する掃海部隊を派遣したことは、海上保安庁法および日本国憲法に違反するものであることは明白である。政府はこれを今日、法的にどう説明するのか。
- 4 この掃海参戦による死傷者についてジェームス・アワー氏の前記論文ではつぎのように記されている。

「二隻の掃海艇が沈没——一隻は元山沖で掃海中触雷、他の一隻は群山で座礁——し、掃海艇が触雷沈没する際に日本水兵一人が死亡し、八人が負傷した。

大久保海上保安庁長官は、日本掃海艇が朝鮮海域にある間はほとんど毎日のように、吉田首相に、同海域の掃海について簡単に報告した。日本政府は戦死者や戦傷者に対する補償についての立法措置を講じていなかったもので、吉田首相と大久保長官は日本掃海隊員に死傷者が生じた場合のことを心配していた。大久保はこの件についてバークに話していた。そして日本掃海隊員が戦死したとき総司令部公安局の者がその戦死者の家庭を弔問し、その父親に補償金を支払つた。」

この記述のとおり死傷者が出たのか。

戦死者への補償金はどんな法的根拠にもとづいて出されたか。

## 二 占領軍労働者による兵員物資輸送について

- 1 調達庁が昭和三十一年に発行した『占領軍調達史』によると「朝鮮作戦向け兵器弾薬等軍需品その他の積載、輸送、警備、附帯事務等の兵站補給作業に従事したのも相当数にのぼったと推定される。一方朝鮮海域において勤務する船員や特殊港湾荷役等に従事する者に対しては、勤務の特殊性、危険性にてらして、SPA (特別調達庁—引用者注)は連合国軍関係船員給与規程の外に新たに連合国関係特殊港湾荷役者等給与規程を制定し、昭和二十五年七月二日以降従来の給与のほかに特別の手当を支給した」とある。このように、朝鮮海域にまで出動して米軍の輸送作戦に参加したのも多数あつた。朝鮮戦争中、朝鮮海域にまで出動して半島の輸送に参加した日本人の人員はどれだけだったか。また、全面占領期と講和後にわけると何人ずつになるか。

児島讓氏は、その著書『朝鮮戦争』(第三巻)で、仁川上陸作戦に際し、沖仲仕だけで三千九百三十六人が参加したと書いているが事実か。

- 2 『占領軍調達史』によると、昭和二十六年一月までのあいだにこれらの労働者のなかから三百八十一名の死傷者、つまり戦死者、戦傷者がでている。『占領軍調達史』によるとつぎのとおりである。

(a) 特殊港湾荷役者＝業務上死亡一名、業務上疾病一七十九名、その他二十一名、(うち死亡者三名をふくむ)。計一百一名。

(b) 特殊船員＝業務上死亡一十二名、業務上疾病一十名、私傷死一四名、私傷病一二百八十名。計一二百五十四名(原文のまま—引用者注)。

(c) その他朝鮮海域等において特殊輸送業務に従事中死亡した者一二十六名(港湾荷役一四名、船員一十二名)。

政府としてこれを確認できるか。

- 3 朝鮮海域での輸送は、講和条約発効後はどうなつたか。

## 三 各種労働者の韓国派遣について

日本人労働者は海上輸送だけでなく、陸上での兵器の整備、修理、通信関係業務のために、PD (調達) 工場、LR (役務調達) 工場からの出張という形で韓国にも送られた。鉄道専門員も朝鮮に渡つて戦争に協力させられた。

その実態をあきらかにされたい。また、これら労働者の戦死傷等被害の実態もあわせてあきらかにされたい。

## 四 従軍看護婦の召集について

朝鮮戦争には日赤看護婦も「国連軍」看護婦として召集された。昭和二十六年九月二十六日の日赤第五十六回通常総会で島津忠承社長は「二十五年からはじまつた朝鮮事変にたいして、日赤看護婦の派遣要求があつたので本社はこれに全面的に協力し、九州地方の各支部から第一次五十四人、第二次二十五人、第三次十七人を交替派遣し、現在六十三人が国連軍病院に勤務いたしております」と演説している。

日赤看護婦韓国派遣の実態(派遣期間、人数など)と地位をあきらかにされたい。またその被害の状況もあきらかにされたい。

## 五 その他の戦死者について

昭和二十七年十一月十三日付け朝日新聞は、政府が、日米合同委員会を通じ、米国にたいし米軍従軍日本人の戦死確認と見舞金の支払いを要求した旨報じている。このような政府からの要求の事例、米側の回答の状況についてあきらかにされたい。

## 六 朝鮮戦争における日本人戦死傷者の全貌について

『占領軍調達史』によれば、わずか半年間にPD関係だけでも五十二名の戦死者があつた。朝鮮戦争全期間中のPD関係以外も含めた日本人の戦死傷者はどれだけになるのか、またその弔慰金の支払い状況はどうか全貌をあきらかにされたい。

## 七 在日韓国人義勇兵について

朝鮮戦争勃発とともに在日韓国人青年、学生の参戦志願者が、国連軍に編入されて参戦、仁川上陸作戦に参加し、また各戦線に参加した。これは韓国人とはいえ日本に在住する外国人であり、日本と無関係の問題ではない。

そこでたずねる。

- 1 在日韓国人志願兵は七百二十五名におよび、六十一名が戦死したとの記録もあるが、その規模および戦死者は何人か。参戦の期間、戦後再入国したかどうかあわせてあきらかにされたい。
- 2 この在日韓国人義勇兵はどんな法的根拠と手続で出国、参戦し、再入国したか。
- 3 韓国駐日代表部が「民団」に通達して、米第八軍に志願し、朝霞の米軍キャンプに入隊したとの記録があるが、日本政府は、これらに了承をあたえていたのか。

八 このさいあわせて、朝鮮戦争中に国連軍の名の米軍によつて朝鮮への出撃基地として使用された日本の基地のリストをあきらかにされたい。

右質問する。

答弁書第六号 (<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/syuisyo/108/touh/t108006.htm>)  
内閣参質一〇八第六号

昭和六十二年四月十日  
内閣総理大臣 中 曾 根 康 弘

参議院議長 藤 田 正 明 殿

参議院議員吉岡古典君提出朝鮮戦争への日本人のかかわりに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

---

参議院議員吉岡古典君提出朝鮮戦争への日本人のかかわりに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の件については、御指摘の刊行物及びその他の刊行物に種々の記述がなされているところであり、また、かつて、国会において議論がなされたところでもあるが、今日においては、正確に事実関係を示すことは困難である。

なお、御指摘の掃海部隊の派遣は、米国極東海軍司令官の指令に従って行われたものと承知している。

二の1及び2について

「占領軍調達史」に御指摘の内容の記述があることは承知しているが、今日においては、それ以上にその事実関係を確認することは困難である。

二の3について

講和条約発効後、朝鮮海域における米軍の輸送に日本人船員が従事していたかどうかについては、確認し得ない。

三について

御指摘の日本人労働者の韓国への派遣に関する事実関係については、確認し得ない。

四について

日本赤十字社の看護婦が韓国へ派遣されたという事実は、確認し得ない。

五について

御指摘の件のような事例については、既に相当の時日が経過していることもあり、正確な事実関係を確認することは困難である。

六について

御質問の事項については、「占領軍調達史」に記述されていること以上は承知していない。

七について

御指摘の件についての事実関係は、承知していない。

なお、当時、我が国政府が韓国人の米軍への入隊に関して了承を与えるということはなかったと承知している。

八について

御質問の事項については、承知していない。

[追 補]

政府職員の特殊手当に関する政令第九九條  
第二項の規定に基く特殊勤務手当の支給について (通知)

人事院は政府職員の特殊勤務手当に関する政令 (昭和二十三年政令第三二三號以下令といふ) 第九九條第二項の規定に基き連合國軍の指令により朝鮮特殊掃海作業に従事する職員 (以下職員といふ) の対する特別の特殊勤務手当を下記の通り定め昭和二十五年十月七日から適用する

記

1 手当の種類

特別の特殊勤務手当は、特別掃海作業手当、危険区域手当、傷病手当、被撃手当、障害手当、特別災害手当、所持品喪失手当、及危険物積載手当とする

2 特別掃海手当

一 支給を受ける者の範圍

特別掃海作業手当は連合國軍の指定する朝鮮海域に於いて連合國軍の指令による特殊掃海作業 (以下特殊掃海作業といふ) に従事した職員に支給する

二 支給條件

特殊掃海作業手当は職員が特殊の掃海作業に従事した時間に限り支給する

三 支給額

特別掃海作業手当の額は令第七八條に規定する額の十割相当額とし令第七八條の額に加算して支給する

3 危険区域手当

一 支給を受ける者の範圍

危険区域手当は次に掲げる危険区域を航行する職員に支給する

- 1 第一区域 33°N、36°N、124°E、131°Eの線で囲まれた区域
- 2 第二区域 36°N以北で124°Eと131°Eの間の区域

二 支給條件

危険区域手当は職員の乗組む船舶が特殊の掃海作業の為危険区域内の日本港湾の何れかを最後に出港した日又は危険区域に入った日から前記港湾の何れかに最初に帰着した日又は危険区域を出た日迄の期間中のみ支給する

三 支給額

危険区域手当の額は危険区域の区分に應じて一日につき次の通りとする但し同じ日に一つの危険区域から他の危険区域に移ったときはその日の危険区域手当は第二区域の額を支給する

- 1 第一区域 基準額の十割相当額
- 2 第二区域 基準額の十五割相当額

こゝに基準額とは、俸給、扶養手当、及び勤務地手当の月額合計額をその月の総日数から勤務を要しない日を除いた日数で除して得た額に特殊勤務手当（特別掃海手当を含む）及航海日当を加へた額とする

#### 4 傷病手当

##### 一 支給を受ける者の範囲

傷病手当は危険区域の内外を問わず直接特別の危険（以下危険といふ）の結果として傷病し又は疾病にかかった職員に支給する

##### 二 支給条件

- 1 傷病手当は療養期間中毎月支給する、但し療養期間が36ヶ月を越えるときは一時金を支給して打切るものとする
- 2 傷病手当は負傷又は疾病につき職員に故意又は重大な過失のあったときは支給されない

##### 三 支給額

傷病手当の額は労働基準法等の施行に伴ふ政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第一六七號（以下法第一六七號））による災害補償のうち傷病手当を基準として計算して得た額の七割相当とする 尚前號1に規定する一時金についてはその都度人事院の承認を得て海上保安庁長官が決定する

#### 5 被撃手当

##### 一 支給を受ける者の範囲

被撃手当は職員の乗組む船舶が危険区域の内外を問わず危険の結果として被害を受け又は被害を受けんとした時その船舶に乗組む全職員に支給する

##### 二 支給条件

被撃手当は一航海につき一回限りとする、一航海とは一つの港湾を出た時から次の港湾を出る時迄とし同一港湾内に於ける錨地変更の為の移動は航海と見なさない

##### 三 支給額

被撃手当は一人一回五〇〇〇円とする

#### 6 障害手当

##### 一 支給を受ける者の範囲

- 1 障害手当は危険区域の内外を問はず直接危険の結果として負傷し又は疾病にかかり治った後も尚身体に障害を残す職員に支給する
- 2 障害手当は負傷又は疾病につき職員に故意又は重大な過失があった時は支給しない

##### 二 支給額

障害手当の額は法第一六七號による災害保障のうち障害手当を基準として計算して得た額の十割相当額とする

#### 7 特別災害手当

##### 一 支給を受ける者の範囲



特別災害手当は危険区域の内外を問はず直接危険の結果として死亡した職員に支給する

二 支給額

特別災害手当の額は手当支給の事実が発生した以前の月にその職員が受けた総給與額から臨時に支給された給與額を除いた額の36ヶ月分に相当する額とする

8 所持品喪失手当

一 支給を受ける者の範囲

所持品喪失手当は乗船中危険区域の内外を問はず直接危険の結果として所持品の全部又は一部を喪失した職員に支給する

二 支給額

所持品喪失手当の額は所持品の喪失の程度に應じて本俸の36ヶ月分の範囲内で海上保安庁長官の認めた額とする

9 危険物積載手当

一 支給を受ける者の範囲

危険物積載手当は別表に掲げる甲種又は乙種の危険物を輸送の為積載する船舶に乗組む全職員に支給する

二 支給条件

危険物積載手当は甲種又は乙種の危険物積載開始の日から揚荷終了の日迄の期間中のみ支給する

三 支給額

危険物積載手当の額は積載する危険物の区分に應じ一日につき次の通りとする

1 甲種危険物 基準額の五割相当額

2 乙種危険物 基準額の二割五分相当額

甲種及乙種の危険物を積載した時は別表に定める場合を除き甲種危険物を積載した時の額とする基準額については危険区域手当の場合と同じとする

別 表

危険物積載手当の品目別分数及び最低積載量条件

1 甲種危険物

イ 品 目

1 火薬品 (船舶安全法の危険物船舶輸送及び貯藏規則第二條 による)

2 金属ナトリウム、金属カリウム、マグネシウム粉末

3 デトロセルローズ及その薬品

4 ガソリン類

5 毒ガス

6 その他類似危険物

ロ 積載量条件

積載量は問わない 但し4及5はそれぞれ積載量五トン以上とする

## 2 乙種危険物

### イ 品 目

- 1 黄燐、硫化類
- 2 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硫酸、硝酸
- 3 過酸化ソーダー、メタノール、トリオール、ソルベニーナフサ
- 4 二酸化炭素
- 5 ナフサ類(チキーゲニ、リゴレニ)
- 6 炭酸ガス
- 7 フスロシリユニ、フスロシリユニ合金
- 8 その他本表に掲載してゐない可燃性液体及固体の他類似危険物

### ロ 積載量条件

積載量五トン以上の時に規定の手当を支給する

- 3 ガソリン類及毒ガスの積載量が五トン未満乙種危険物と合せて積載量五トン以上の時は乙種危険物の手当を支給する

---

## 10 支給方法

特別の特殊勤務手当の支給方法は次の通りとする

- 一 危険区域手当、被撃手当及び危険物積載手当は俸給支給日にまとめて支給する
- 二 所持品喪失手当は支給額決定後できるだけ速かに俸給支給定日に支給する
- 三 傷病手当は支給事実発生後療養期間中その月額を俸給支給定日に支給する  
療養期間が36ヶ月をこえた時は一時金を37ヶ月後出来るだけ速かに支給する
- 四 障害手当及び特別災害手当は支給事実発生後出来るだけすみやかに支給する

# 朝鮮海域掃海隊の給與一覧表

(給與実態調査による船員平均ベース)

|                | 一般公務員<br>としての給與 | 特殊勤務手当       | 計            | 備 考                 |
|----------------|-----------------|--------------|--------------|---------------------|
| (1) 基本給 (A)    | 8,044           |              | 8,044        |                     |
| 本俸             | 5,068           |              |              |                     |
| 家族給            | 620             |              |              |                     |
| 地域給            | 1,856           |              |              |                     |
| (2) 航海日当 (B)   | 2,040           |              | 2,040        |                     |
| 平均航海日当         | 67              |              |              |                     |
| (3) 掃海手当 (C)   | 9,000           |              | 9,000        | 1日掃海時間を12時間とする      |
| (4) 特殊掃海手当 (D) |                 | 9,000        | 9,000        |                     |
| (5) 危険区域手当     |                 | 42,124       | 42,124       | 第二区域として計算           |
|                |                 | 基準月額         | 28,084       |                     |
|                |                 |              | (A+B+C+D)    |                     |
| 月収合計           | 19,084          | 51,124       | 70,208       |                     |
| (6) 傷病手当       | 在籍中は基本給         | 1,680        | (A)+1680     |                     |
|                | (A)支給           | 標準報酬         | 24,000       |                     |
|                |                 | (A+C+D) =    | 26,044       |                     |
| (7) 被撃手当       | 一航海につき一人        | 5,000        | 5,000        | 被害の事実のあった船員全員       |
| (8) 障害手当       | 最高 1,152,000    | 最高 1,152,000 | 最高 2,304,000 |                     |
|                | 最低 4,800        | 最低 4,800     | 最低 96,000    |                     |
| (9) 特別災害手当     | 864,000         | 989,672      | 1,853,672    | 身体に障害を残した程度により全快後支給 |
| (10) 所持品喪失手当   |                 | 48,264以内     | 48,264       | 死亡の場合 喪失の程度により異なる   |

(註) 1 恩給法関係、葬祭料、見舞金等は除く

2 掃海手当及び特殊掃海手当は実績により時間単位にて支給する

備考:本通知の写は支給額決定に対するものと一應考へるか計算例等につき尚不詳の部分もあるので本文章の完璧につき確言は出来かねるも当現地に於ける参考資料として作成したものであるから為念